中部歴史まちづくりサミット

平成 27 年２月３日

愛知県犬山市　犬山国際観光センター「フロイデ」

目次

○ 「全国における歴史まちづくりの動き」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長 榑野 良明

○ 基調講演①「文化財を活用したまちづくりについて」・・・・・・・・・・・・・ 13

文化庁 文化財部 伝統文化課長 神代 浩氏

○ 基調講演②「歴史と文化の都市政策」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

犬山市歴史まちづくり協議会会長・北海道大学名誉教授 越澤 明氏

○ 中部地方整備局管内における歴史的風致維持向上計画の認定を受けた各市町の取組

高山市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

亀山市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

犬山市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

恵那市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

美濃市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

明和町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

岐阜市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

郡上市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

名古屋市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

○ 歴史まちづくり法の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109

《プログラム》

13:00　開会挨拶　犬山市長 山田 拓郎
　　中部地方整備局長 八鍬 隆

13:10　来賓挨拶　公益財団法人 犬山城白帝文庫理事長 成瀬 淳子氏

13:15　「全国における歴史まちづくりの動き」
　国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長 榔野 良明

13:30　基調講演①
　講演者　文化庁 文化財部 伝統文化課長 神代 浩氏
　演　題　「文化財を活用したまちづくりについて」

14:00　基調講演②
　講演者　犬山市歴史まちづくり協議会会長・北海道大学名誉教授 越澤 明氏
　演　題　「歴史と文化の都市政策」

【プロフィール】
　1952 年生まれ。東京大学工学部都市工学科卒、東京大学大学院博士課程修了、工学博士（東京大学）。神奈川県庁などを経て 1998 年より北海道大学大学院教授、2014 年名誉教授。現在、一般財団法人住宅生産振興財団顧問。
　主な著書は「東京の都市計画」（岩波新書）、「復興計画」（中公新書）、「後藤新平」「東京都市計画の遺産」（ちくま新書）など。日本都市計画学会石川賞、土木学会著作賞、日本不動産学会著作賞、都市住宅学会著作賞などを受賞。
　国の公職は、2001～2011 年、国土交通省:社会資本整備審議委員、この間、都市計画・歴史的風土分科会長等に就任し、都市再生特別措置法、景観法などの答申に関わる。特に、歴史まちづくり法の答申は、2005～2008 年、歴史的風土部会に設置された 2 つの小委員会委員長に就任。認定都市では、犬山市歴史まちづくり協議会会長、美濃市歴史まちづくり協議会会長、長浜市歴史まちづくり協議会アドバイザーに在任。

14:40　「歴史的風致を活用した広域観光周遊ルートの形成に向けた取組」
　中部運輸局 企画観光部長 上田 大輔

14:45　「犬山市の歴史まちづくりの取組み」犬山市長 山田 拓郎

14:55　パネルディスカッション
　テーマ１「歴史文化を活かした観光地域づくり」
　テーマ２「火災に強い歴史まちづくりに向けて」

　（コーディネーター）
　越澤 明氏
　（パネリスト）
　高山市長 國島 芳明氏　亀山市長 櫻井 義之氏　犬山市長 山田 拓郎氏
　恵那市長 可知 義明氏　美濃市長 武藤 鉄弘氏　明和町長 中井 幸充氏
　岐阜市副市長 佐藤 哲也氏　郡上市長 日置 敏明氏　名古屋市長 河村たかし氏
　中部地方整備局長 八鍬 隆

16:25　閉会挨拶　恵那市長 可知 義明氏

「全国における歴史まちづくりの動き」

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長 榧野 良明

平成27年（2015）2月3日
中部歴史まちづくりサミット

全国における歴史まちづくりの動き

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

歴史まちづくりの効果としての観光

国土交通省

・ミシュラングリーンガイド・ジャポン（2013.2）では、京都、奈良、高山、日光など歴史・文化性の豊かな都市が三つ星となり、外国人を含む観光客でにぎわう。
・観光名所は、ミシュラン･グリーンガイドによって独自に考案された９つの基準に従って評価され、歴まち都市では24都市が掲載されている。

歴史まちづくりの意義・効果
・観光地としての魅力の向上
・都市の国際競争力を向上

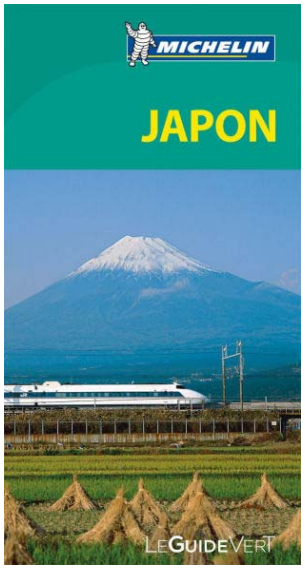

９つの評価基準
1.旅行者がその観光地を訪れた時に受ける第一印象
2.その場所の知名度
3.文化財の豊かさ、レジャーの充実ぶり
4.受賞歴や正当性の高い公的評価
5.芸術品や史跡の固有の美術的価値
6.美観
7.作り物ではない本物としての魅力と調和
8.旅行のしやすさと利便性
9.旅行者の受け入れ姿勢の質

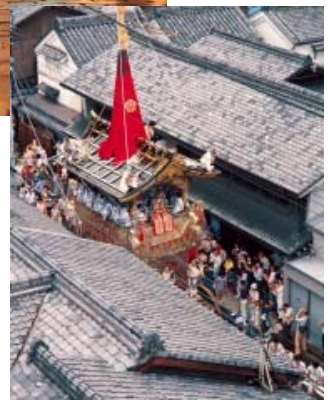

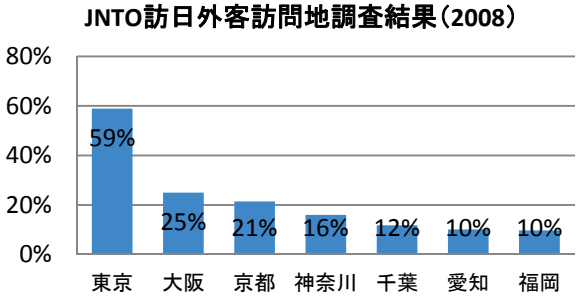

京都☆☆☆
日本の古都であり、約1600 カ所の寺院、約400 カ所の神社、約200 カ所の庭園があり、国宝の20%が京都にある。
また、東京、大阪に次ぐ観光地で、訪日外客の2割が訪れている。

高山☆☆☆
「アルプスの小京都」である高山は、徒歩でたやすく廻ることができ、江戸時代の面影を残す地区のそぞろ歩きを楽しむことができる。

歴史的風致維持向上計画認定状況（H27.2.3現在）

国土交通省

〇現在、全国で46都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けている。
〇地方ブロック別に見ると、関東、中部の認定都市数が比較的多い。

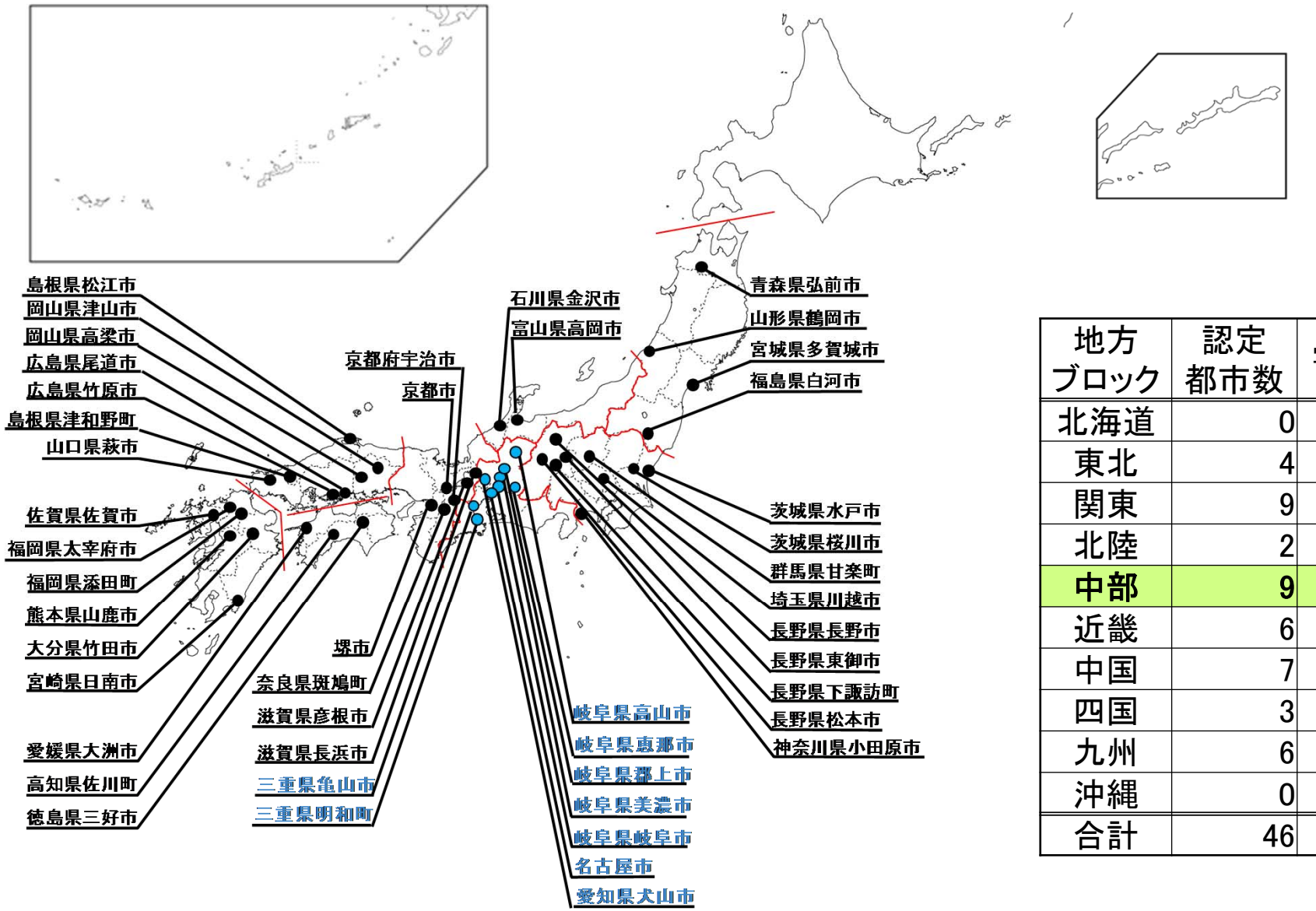

地方ブロック	認定都市数	割合
北海道	0	0%
東北	4	9%
関東	9	20%
北陸	2	4%
中部	**9**	**20%**
近畿	6	13%
中国	7	15%
四国	3	7%
九州	6	13%
沖縄	0	0%
合計	46	100%

歴史的風致維持向上計画　認定都市数の推移

国土交通省

○年平均でみると、約7都市ずつ認定都市が増加している。

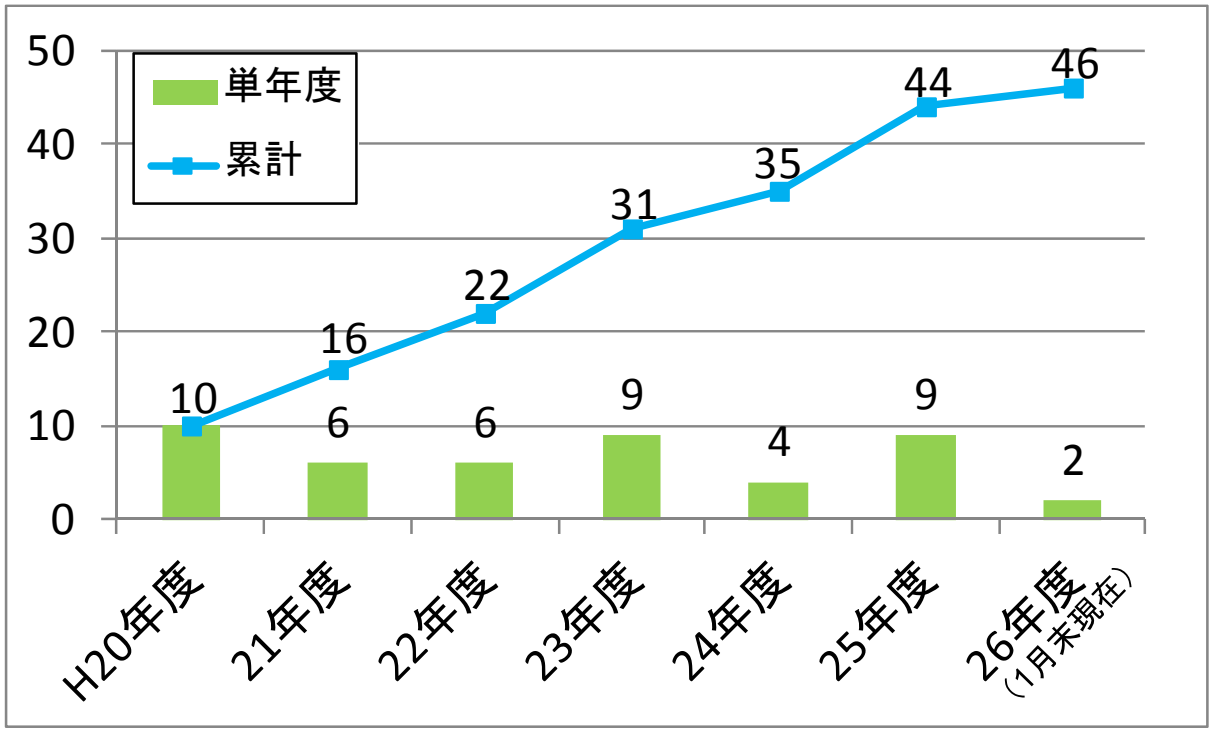

認定年度	市町村名
H20年度（10都市）	金沢市
	高山市
	彦根市
	萩市
	亀山市
	犬山市
	下諏訪町
	佐川町
	山鹿市
	桜川市
H21年度（6都市）	津山市
	京都市
	水戸市
	長浜市
	弘前市
	甘楽町
H22年度（6都市）	高梁市
	太宰府市
	三好市
	白河市
	松江市
	恵那市

認定年度	市町村名
H23年度（9都市）	高岡市
	小田原市
	松本市
	川越市
	多賀城市
	宇治市
	大洲市
	美濃市
	佐賀市
H24年度（4都市）	尾道市
	竹原市
	明和町
	東御市
H25年度（9都市）	岐阜市
	長野市
	津和野町
	堺市
	鶴岡市
	日南市
	郡上市
	名古屋市
	斑鳩町
H26年度（2都市）	竹田市
	添田町

合計：46都市

歴史まちづくり法制定の経緯

国土交通省

国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言

文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言

社会資本整備審議会答申　今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか（平成20年2月）

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

犬山市で開催された審議会の様子

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月）

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

歴史まちづくり法の概要

国土交通省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行）

【法の目的】 歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与。

歴史的風致とは、城郭や社寺、史跡等の歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家等の建築物、街道や水路等の土木施設等と、地域住民等によって保存されてきた産業、祭礼行事、民俗芸能等の伝統的な活動とが一体となって醸し出している歴史的な風情、情緒、佇まいといった良好な市街地の環境
重点区域は、核となる文化財（重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等）と、それと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

基本方針（国が作成）

↓

歴史的風致維持向上計画 （市町村が作成）

- ○ 歴史的風致の維持・向上に関する方針
- ○ 重点区域の位置・区域
- ○ 文化財の保存・活用に関する事項
- ○ 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項
- ○ 歴史的風致形成建造物の指定方針等
- ○ 計画期間　　等

↓

国による認定

（文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣）

↓

認定歴史的風致維持向上計画

重点的な支援

歴史的風致形成建造物（第12条～第21条）
○市町村が指定し、現状変更の届出勧告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全
○申出により、管理・修理について文化庁が技術的指導

法律上の特例措置（第11条、第22条～第30条）
○地域の実情に応じた景観規制
○法定協議会による事業主体間の連携

各事業による支援（補助対象拡大・国費率嵩上げ）
○社会資本整備総合交付金等

（例）歴史的建造物の修理・買取

（例）都市公園内の城跡の復原

歴史的風致とは

国土交通省

○法律における定義（歴史まちづくり法第１条）

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」

歴史的風致

1．地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」＝人々の営み

⇔

2．その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」

一体となって形成された良好な市街地の環境

三町重要伝統的建造物群保存地区と高山祭（岐阜県高山市）

歴史的風致の設定事例

国土交通省

人々の活動タイプとしては、伝統行事・祭礼が多く挙げられているが、酒造等の産業、昔から続く生活習慣など、多様な活動が見られる。

■伝統行事・祭礼（181/247：73.3%）

●寺社の祭礼などの年中行事

津山だんじり（津山市）

高山祭（高山市）

■産業・生業（77/247：31.2%）

●伝統工芸（焼物、染物、漆器、和傘等）
●伝統産業（酒造、地場産食材の栽培・加工等）
●歴史的建造物等の建築技術（石工、大工、左官職人などの伝統技術）

加賀友禅流し（金沢市）

■その他（9/247：3.6%）

●顕彰活動（中江藤樹など）
●古武術の伝承活動
●歴史資源の保護活動など

藤樹まつり（大洲市）

■生活・風習（58/247：23.5%）

●寺社等での日常的な信仰（お参りなど）
●歴史的資源の維持管理活動（用水の泥上げ等）
●日常の生活習慣（川での洗い物、時報鐘）
●昔ながらのコミュニティ（組・講など）を利用した自治活動

秋葉様信仰（高山市）

歴史的水路の利用（甘楽町）

■文化的活動（43/247：17.4%）

●伝統文化（茶の湯・御好屋形船での舟遊び等）
●伝統芸能（能・狂言・舞等）
●行楽（観梅など）

茶の湯の文化（彦根市）

渡り拍子（高梁市）

※複数項目に該当するものが存在するため、数値は100%を超える。

歴史的風致維持向上計画のイメージ

国土交通省

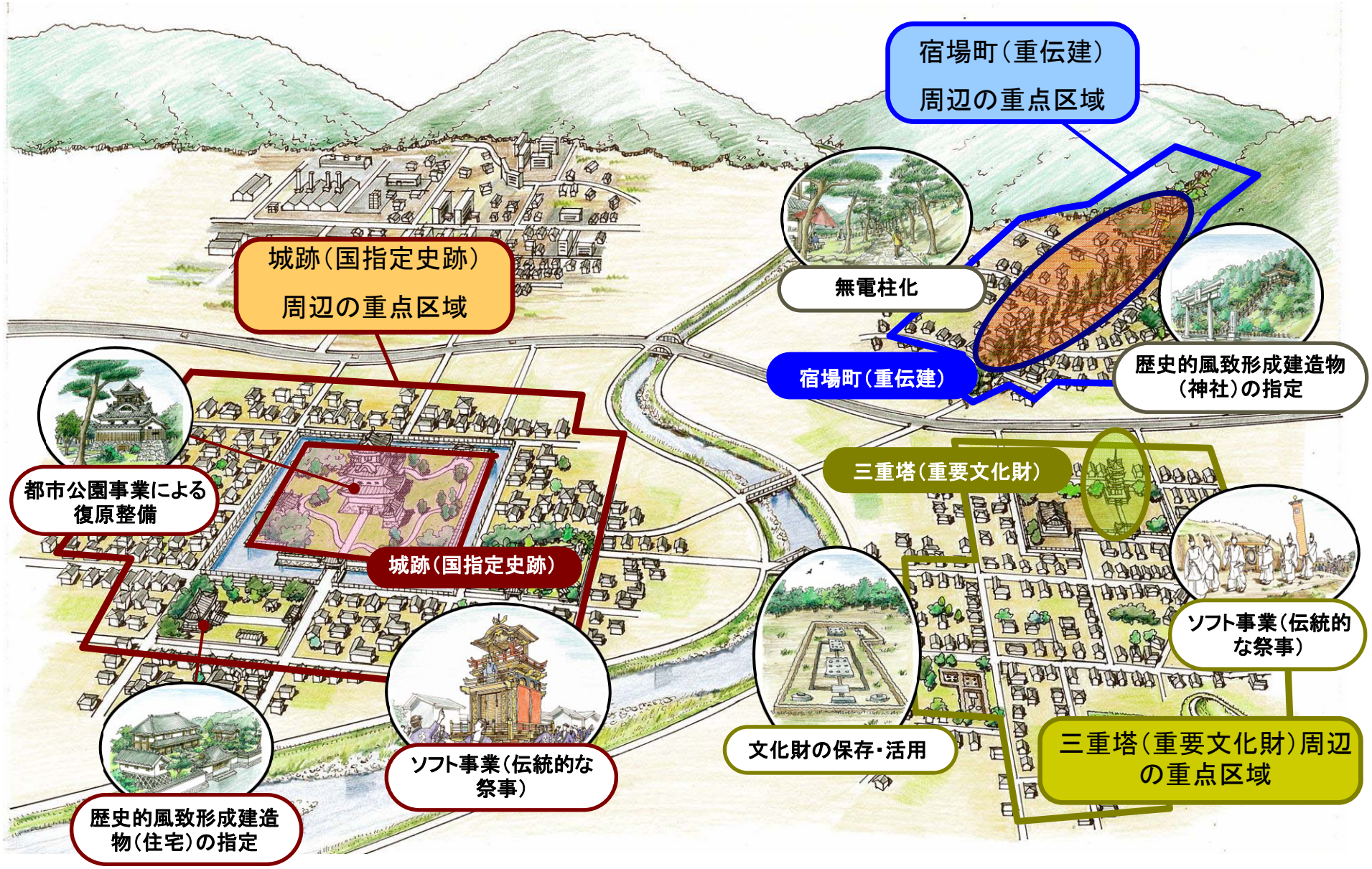

歴史的風致維持向上計画　認定都市の成り立ち

国土交通省

○城下町が半数近くと多いが、多様な成り立ちの都市が認定を受けている。

寺社町（長野市など）

宿場町（東御市など）

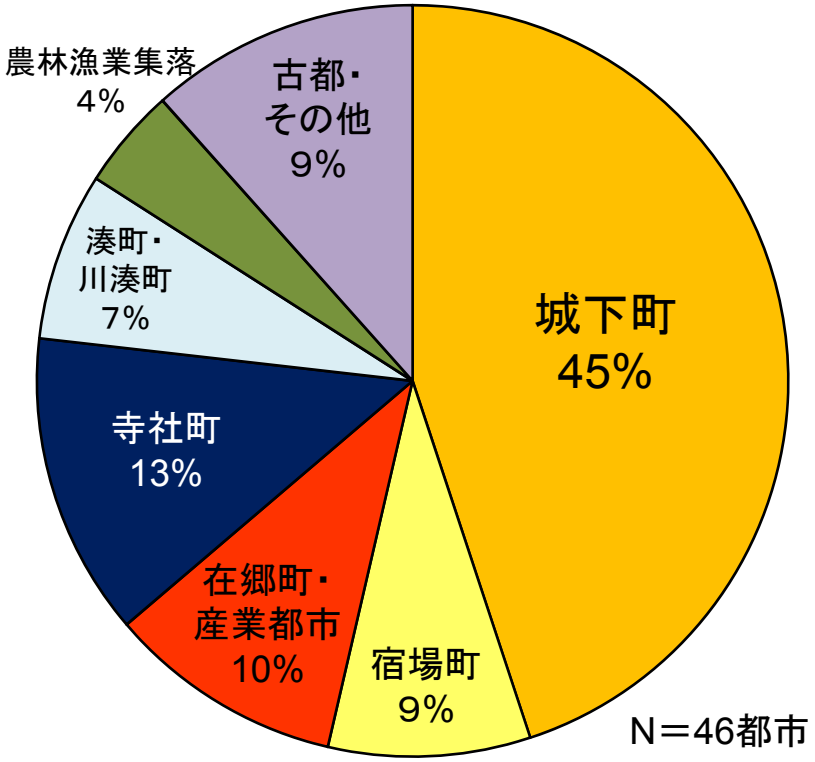

N＝46都市

農林漁業集落
（三好市など）

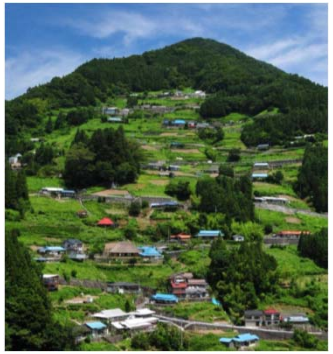

城下町（彦根市など）

湊町・川湊町（尾道市など）

在郷町・産業都市（竹原市など）

歴史的風致維持向上計画の認定希望理由

国土交通省

認定希望理由（複数回答可）

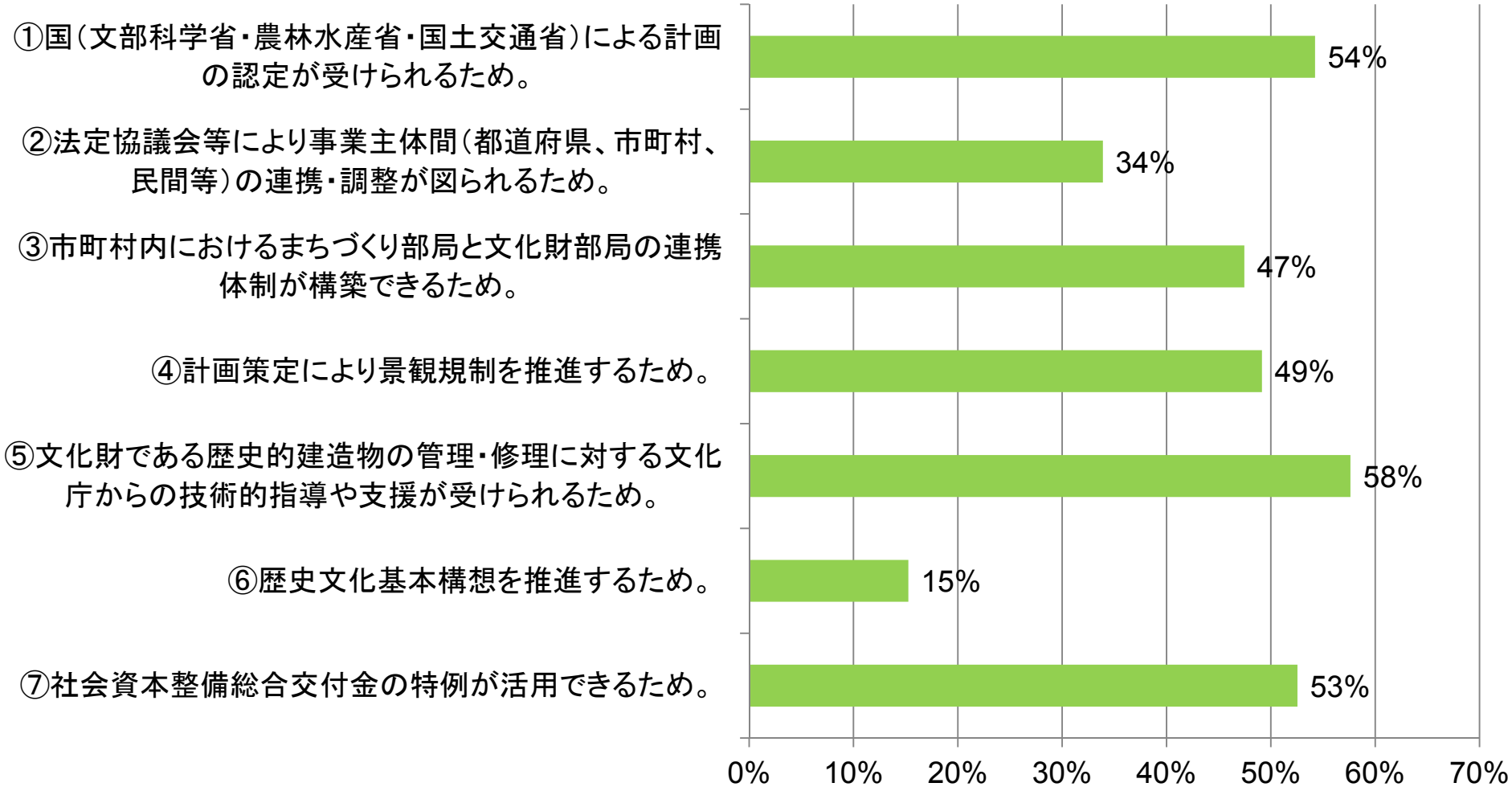

歴史まちづくりの庁内体制に関する事例

国土交通省

白河市では、建設部内に「都市政策室」を新設し、まちづくり（歴史まちづくり・景観・中心市街地活性化）、都市計画、文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制を整えている。

さらに、「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を組織し、円滑かつ効率的に事業を推進できるような体制を整えている。

平成23年度

市長公室	まちづくり推進課	事業班
		企画班
建政部	都市計画課	計画係
		景観係
		公園街路係
		歴史まちづくり室
教育委員会事務局	文化財課	文化財保護係
		文化財調査係

平成24年度～

建政部	都市政策室	まちづくり推進課	中心市街地係
			歴史まちづくり係
		都市計画課	計画係
			公園街路係
		文化財課	文化財保護係
			史跡整備係

庁内推進本部会議

伝統的建造物を活用した拠点施設整備の事例

国土交通省

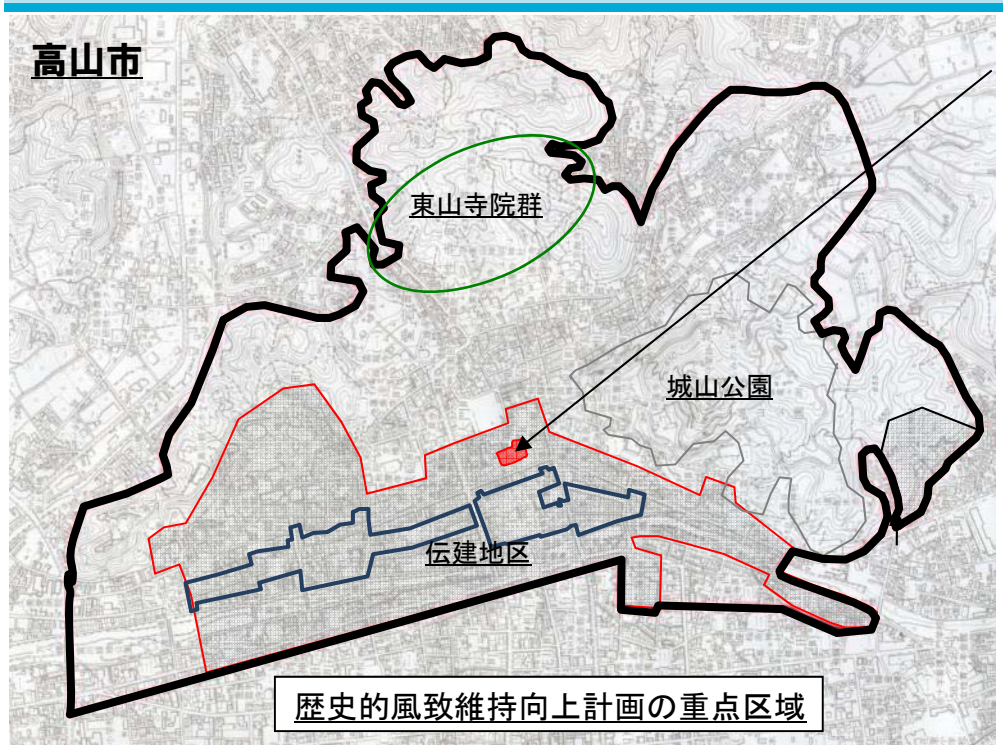

高山市（旧矢島邸等整備事業）

伝統的建造物群保存地区と寺院群に整備する周遊ルートの拠点施設として旧矢嶋家を取得し、隣接する市歴史民俗資料館「郷土館」と一体的に整備。

H23.4「飛騨高山まちの博物館」としてオープン。

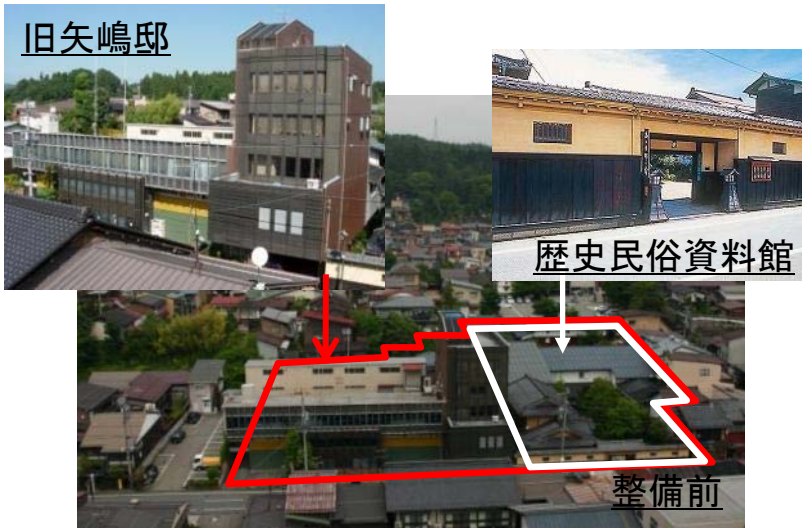

歴史的風致維持向上計画の特徴

国土交通省

①重要文化財など文化財保護法に基づく支援だけでなく、その周辺環境についても、拠点施設の整備、町並み整備、歴史的活動の継続などに対する支援が行われることにより、まち全体として歴史的風致の維持向上が図られている。

②有形・無形の歴史的資産が一体となった概念である「歴史的風致」を市町村が設定し、市町村の総合計画や課題に照らして方針を定めることで、各都市における歴史まちづくりのよりどころ（マスタープラン）が示され、それに基づく歴史まちづくりが進んでいる。

③市の成り立ち・人口規模・歴史資源などがそれぞれ異なる多種多様な都市が認定を受け、歴史まちづくりに取り組んでいる。

④計画策定を通じて「文化財部局」と「まちづくり部局」が連携することにより、庁内体制が整備され、これまでにできなかった歴史まちづくり行政が進められつつある。

⑤計画が認定されることにより、歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原が補助対象に追加されるなど、国からの特別な支援を受けることができる。

認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

国土交通省

①社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援

○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援

○古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援

○交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、電線電柱類移設等を基幹事業に追加

④集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

○集約型都市構造への転換促進に資する事業として、歴史的風致形成を促進する取組を支援支

○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理、復元を補助対象に追加

歴史的風致維持向上推進等調査（H24年度～H26年度）

国土交通省

町家等の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的まち並みを保全・活用するため、
その隘路となる課題について、実証的に調査解決等を行う地域の取組を推進。

提案公募　歴史まちづくり等の共通課題に対応する地域の取組を公募

民間資金導入による町家等歴史的建造物の修理・活用等促進

地域組織が空き家を活用できる良好な状態にするため、家財整理等を行う事業（風通し）を実証し、その採算性を検証【滋賀県長浜市】

広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成

歴史的建物修繕を実習しながら伝統技術を継承する職人育成研修を実施し、地域組織による持続的な運営について検証【神奈川県小田原市】

伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システム構築

１／７サイズの石製模型を活用した実験を通じて石橋の構造を明らかにし、石橋の点検・修理手法等を実用的なマニュアルとして整理【大分県宇佐市】

評価選定　有識者委員会で評価し、優れた取組提案を選定

調査実施　選定された取組を国が地方公共団体、地域組織等に委託して実施

成果活用　成果を全国に共有することで歴史まちづくり等の地域の取組を推進

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業（H26年度～）

国土交通省

集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持するエリアにおいて、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含めた景観・歴史的風致形成に資する取組に対する総合的な支援を行うことにより、求心力のある魅力的な環境とすることで当該エリアに居住等機能を誘導し、都市の再生を促進。

■対象地域

下記のいずれにも該当する地域が対象

- 都市機能誘導区域又は居住誘導区域（一定の見込地を含む）
- 人口密度40人/ha以上の一団の市街地又は集落の区域
- 景観計画区域又は認定歴史的風致維持向上計画の重点区域

■集約促進上の課題

現代ニーズに合わない景観・歴史資源は建替等により消滅し、居住等機能を誘導すべき区域の魅力が低下

■対象事業

対象地域で行う一定の要件を満たす下記事業を支援

＜景観・歴史資源となる建造物の整備＞

- 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の修理等
- その他建造物の生活利便向上機能等の導入に資する改修・協調増築

＜その他整備等＞

- 建築物の外観修景
- 景観阻害物件の除却
- 舗装の美装化
- デザインコード検討 等

■事業者　：地方公共団体、民間（民間が実施する場合は地方公共団体の補助に対して補助）

■補助率　：1／3（地方公共団体が実施する歴史的風致形成建造物の修理等は1／2）以内かつ地方公共団体補助の1／2以内

現状保存する修理等だけでなく、若干の外観変更を伴う改修等を支援対象とし、現代ニーズに合わせた利活用を実現することで景観・歴史資源となる建造物の放置・解体を回避し、都市の魅力を向上。

○生活利便向上機能等の導入に資する整備イメージ（改修）

町家2階を現代窓に改修し、貸しギャラリーとして利用

○生活利便向上機能等の導入に資する整備イメージ（協調増築）

開口部が少ない蔵に開放的な空間を増築し、飲食店として利用

平成27年度予算　歴史的風致活用国際観光支援事業

国土交通省

背景と課題

歴史まちづくり行政

○歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）認定都市は、年々増加しており、現在までに全国46都市となっている。
○「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」には、歴まち計画認定都市24都市が掲載されるなど、日本固有の歴史・文化は重要な国際観光資源である。
○社会資本整備審議会歴史的風土部会において、「観光施策との連携など歴史まちづくり行政の新たな展開」の審議が求められている。

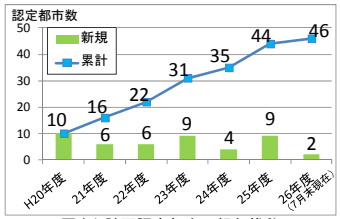

歴まち計画認定都市の経年推移

ミシュラン掲載の歴まち都市

観光行政

○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催により、今後訪日外国人旅行者の増加が見込まれる。
○需要が集中している地域以外の地方都市等への需要を創出するべく、地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信することが求められている。

政府の方針等

◆経済財政運営と改革の基本方針2014（第2章3.（3））
◆「日本再興戦略」改訂2014（第二 二. テーマ4. テーマ4-②(3)③）
◆観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（4.（1）、(3)）

日本固有の歴史・文化を活用した広域観光周遊ルート形成に向けた受入環境整備を促進

要求内容

観光庁と連携

- 広域観光周遊ルートの形成に向けた取組の一環として、地域固有の歴史・文化を国際観光資源としてより有効に活用するため、歴まち計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を見据えて、平成27年度から5年間の支援措置により整備を促進。

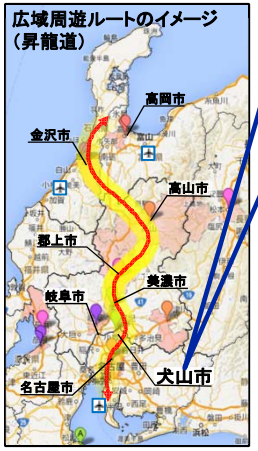

広域周遊ルート形成に向けた歴まち計画認定都市
【例（犬山市）】

協議会
・歴まち計画認定都市
・有識者
・施設管理者
・観光関連団体　等

作成
取組

国 → 支援

整備計画

・データ収集、分析、モニタリング
・案内板等の多言語化
・人材の育成
・外国人向けプログラムの開発
・観光案内所等の機能向上 等

本物の歴史・文化型プログラムの開発・提供

観光案内所等の整備・機能向上

施策の成果

○広域観光周遊ルート形成に向けた受入環境整備を促進することにより、歴史的風致を活用した都市の魅力の向上及び賑わいの創出が図られ、地域の活性化が実現される。

歴まち計画認定都市における受入環境整備支援イメージ（犬山市）

国土交通省

広域観光周遊ルート形成に向けた受入環境整備

広域観光周遊ルート形成に向けた歴まち計画認定都市のうち、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた案内板等の多言語化、人材育成等の受入環境整備に係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援

データ収集、分析等に対する支援

歴史・文化を活用した訪日外国人受入のためのデータ収集、分析、目標数値のモニタリング等に要する費用を支援

多言語化対応に対する支援

周遊性の向上、固有の歴史・文化への理解を深めるため、サイン等の多言語化及び歴史的景観との調和に関するガイドライン策定、多言語化サイン整備に要する費用を支援

拠点サインの多言語化

人材育成に対する支援

言語や慣習の違いによるトラブル軽減、外国語による接遇の向上を図るため、多言語対応の歴史・文化ガイドリーダー育成のための研修に要する費用について支援

歴史・文化ガイドリーダーの育成

整備計画図のイメージ（犬山市）

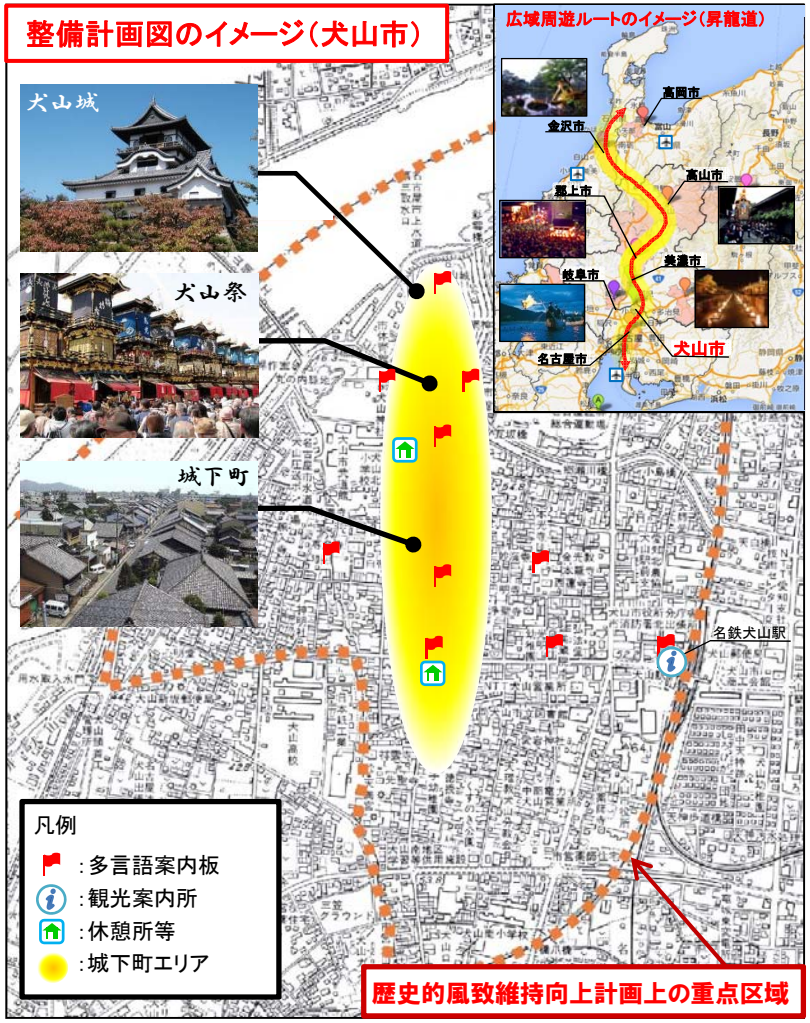

外国人向けプログラム開発に対する支援

地域資源を再発掘、磨き上げ、観光客の満足度の向上を図るため、歴史・文化を活用した訪日外国人旅行者向け体験プログラムの開発等に要する費用を支援

本物の歴史・文化型プログラムの開発・提供

休憩所等の拠点施設の整備に対する支援

観光客のニーズに応じた利便性の向上を図るため、観光案内所・休憩所等の利便施設の機能向上等に要する費用を支援

休憩所等の整備・機能向上

認定式の様子（H26.2.14　郡上市・名古屋市・斑鳩町）

国土交通省

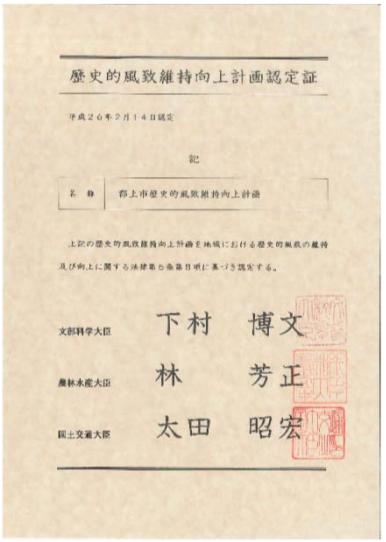

歴史的風致維持向上計画認定証

平成２６年２月１４日認定

記

名　称　郡上市歴史的風致維持向上計画

上記の歴史的風致維持向上計画を地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第５条第８項に基づき認定する。

文部科学大臣　下村　博文

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

郡上市

郡上市長に認定証
歴史まちづくり「無電柱化を推進」

国土交通、農林水産、文部科学の3省は14日、郡上市が申請していた歴史まちづくり法（通称・歴まち法）に基づく歴史的風致維持向上計画を認定した。同市長が同日、国交省で認定証の交付を受けた。県内の都市計画区域に設定は高山市、恵那市、美濃市、岐阜市に次いで5例目。

郡上市は、郡上八幡市街地区を中心とする区域。重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）の郡上八幡北町地区や、最寄りの鵜飼から水路網の水源となる周辺山林など、歴史的風致の維持向上に関する市の計画の重点区域に設定した。区域内は町並みなど歴史的建造物が残り、郡上八幡や神楽の奉納、水舟などの伝統的な水利用施設が受け継がれている。今後、法律上の特例や各種事業によって整備をしていく。当面の課題としては無電柱化など整備をしていきたい。歴史的風致を十分生かし、まちづくりをブラッシュアップしていく」と話した。

同法は、地域の歴史的な風情や情緒を生かしたまちづくりを国が支援。これまで県内を含む全国41市町で認定された。

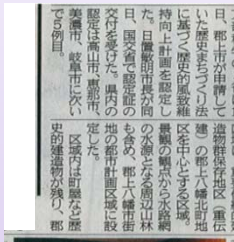

認定証を受け取る日置敏明市長（中央）＝国土交通省

岐阜新聞　H26.2.15掲載

名古屋市

歴史的風致の維持向上
市の計画 国が認定

歴史的資源を街づくりの柱を「維持向上すべき歴史的風致」と位置付けた。

歴史的風致維持向上計画」に生かす市の「歴史的風致維持向上計画」と位置付けた。

具体的には、名古屋城本丸御殿の復元、市役所と県庁本庁舎の歴史的価値の維持向上、志段味古墳群を生かした「歴史の里」の整備などに取り組む。国の認定により、関連事業への国庫補助が拡充される。

が十四日、国の認定を受けた。東京の国土交通省であった認定式で、河村たかし市長が認定証を受けた。

計画は、歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる市街地の環境を「歴史的風致」と定義した、歴史まちづくり法（二〇〇八年制定）に基づき作成。計画期間は一四年度から十一年間で、「名古屋城と名古屋市のほか、岐阜県郡上市と奈良県斑鳩町が新たに認定された。四十四市町となった。

「堀川・四間道界隈」や「熱田神宮」などへつ

進捗は「既に認定を受けている京都市や金沢市、岐阜県高山市などと並ぶ歴史都市として位置付けられる」として、観光客増加につなげたい考えだ。（朝田憲祐）

中日新聞　H26.2.15掲載

斑鳩町

斑鳩町の歴史的風致維持計画
県内初、国が認定
10年かけ無電柱化
法隆寺周辺重点に

奈良新聞　H26.2.18掲載

犬山市車座ふるさとトーク （平成26年3月31日）

国土交通省

平成26年3月31日（月）、「歴史・文化資産を活かしたまちづくり」をテーマに愛知県犬山市で「車座ふるさとトーク」を開催。
　坂井大臣政務官（当時）は、地元の11名の方々との対話にて、「本物の価値を見いだし、後世に伝えられるよう、きちんと維持・保存していくことが大切。」と発言しました。

※「車座ふるさとトーク」は、安倍内閣として、大臣・副大臣・政務官が地域に赴き、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聴いて政策に活かそうという取組です。

歴史的風致維持向上計画策定意向のある市町村

国土交通省

【北海道】　０市町村

【東北】　１３市町村

青森県	弘前市
青森県	黒石市
岩手県	盛岡市
岩手県	一戸町
宮城県	多賀城市
山形県	鶴岡市
福島県	白河市
福島県	***国見町***
福島県	会津若松市
福島県	二本松市
福島県	南会津町
福島県	***磐梯町***
福島県	***桑折町***

【関東】　１９市町村

茨城県	水戸市
茨城県	桜川市
栃木県	足利市
栃木県	栃木市
群馬県	***桐生市***
群馬県	甘楽町
千葉県	香取市
千葉県	佐倉市
埼玉県	川越市
長野県	下諏訪町
長野県	松本市
長野県	東御市
長野県	長野市
長野県	***千曲市***
山梨県	山梨市
山梨県	甲州市
山梨県	韮崎市
神奈川県	小田原市
神奈川県	***鎌倉市***

【北陸】　７市町村

新潟県	佐渡市
新潟県	村上市
富山県	高岡市
石川県	金沢市
石川県	白山市
石川県	加賀市
石川県	野々市市

【中部】　１３市町村

岐阜県	高山市
岐阜県	恵那市
岐阜県	美濃市
岐阜県	岐阜市
岐阜県	郡上市
岐阜県	大垣市
静岡県	***三島市***
愛知県	名古屋市
愛知県	犬山市
愛知県	***岡崎市***
三重県	亀山市
三重県	明和町
三重県	***伊賀市***

【近畿】　２１市町村

福井県	小浜市
福井県	永平寺町
福井県	若狭町
滋賀県	彦根市
滋賀県	長浜市
奈良県	斑鳩町
滋賀県	大津市
滋賀県	近江八幡市
奈良県	***奈良市***
京都府	京都市
京都府	宇治市
京都府	福知山市
京都府	***向日市***
大阪府	堺市
大阪府	貝塚市
大阪府	泉佐野市
兵庫県	神戸市
兵庫県	姫路市
兵庫県	朝来市
和歌山県	***湯浅町***
和歌山県	***広川町***

【中国】１２市町村

島根県	松江市
島根県	津和野町
岡山県	津山市
岡山県	高梁市
岡山県	備前市
広島県	尾道市
広島県	竹原市
広島県	廿日市市
広島県	府中市
山口県	萩市
山口県	下関市
山口県	防府市

【四国】　４市町村

徳島県	三好市
愛媛県	大洲市
愛媛県	内子町
高知県	佐川町

【九州】１６市町村

福岡県	太宰府市
福岡県	添田町
福岡県	久留米市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
長崎県	対馬市
長崎県	***平戸市***
熊本県	山鹿市
熊本県	人吉市
大分県	竹田市
大分県	大分市
大分県	宇佐市
宮崎県	日南市
鹿児島県	奄美市
鹿児島県	東串良町
鹿児島県	伊仙町

【沖縄】　４市町村

沖縄県	那覇市
沖縄県	南城市
沖縄県	今帰仁村
沖縄県	北中城村

全１０９市町村

青　字：認定済み市町村（４６市町（３０府県））

下　線：現在本省と事前相談中の市町村（１４市町）

その他：意向調査結果で認定意向ありと回答した都市（４９市町村）

※　歴史的風致維持向上計画策定意向調査（平成26年3月）を基に作成

歴まちサミット等の開催予定について（H26）

国土交通省

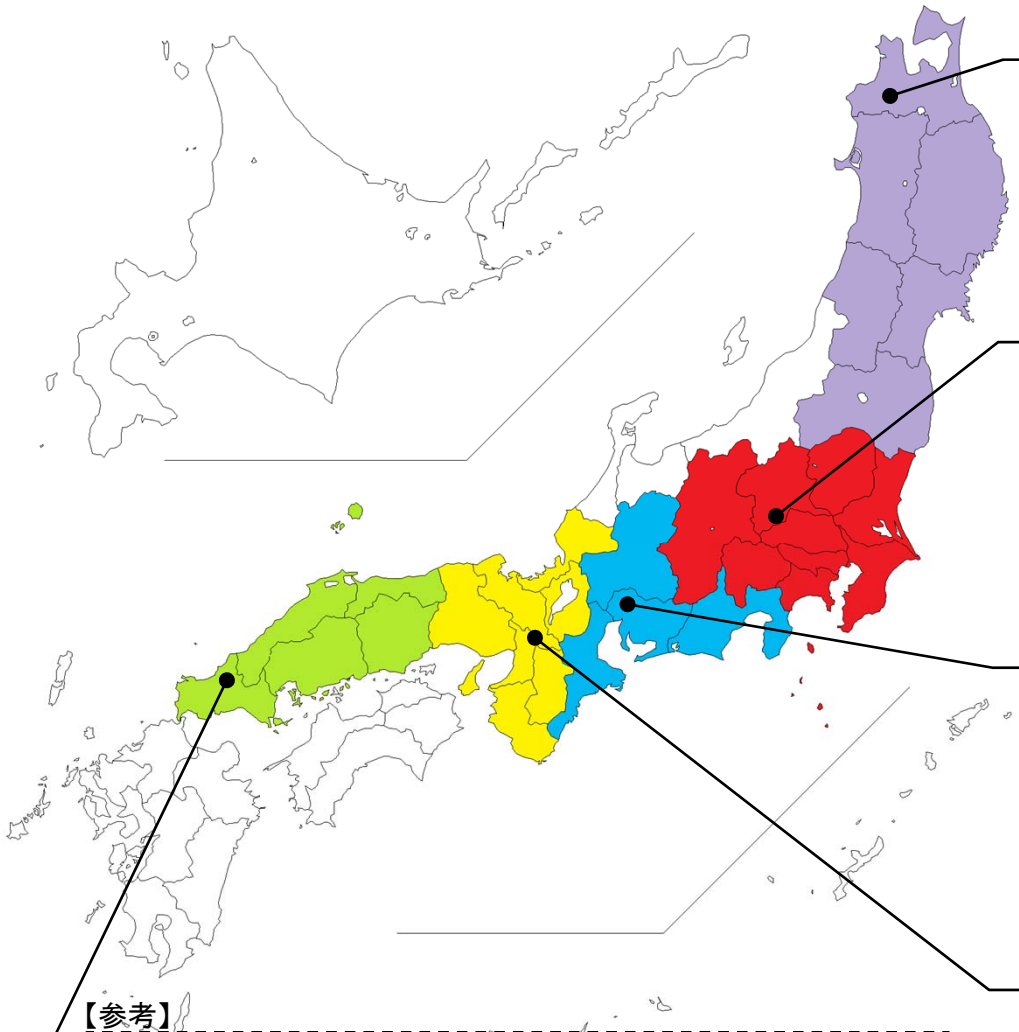

東北歴史まちづくりサミット（仮称）　〔今回、初の開催〕

開催日：平成26年10月21日（火）
開催都市：青森県弘前市
参加者：弘前市、白河市、多賀城市、鶴岡市（全認定都市）

※）後藤 治 教授講演
上村多恵子 部会長出席

関東歴史まちづくりサミット　〔今回、初の開催〕

開催日：平成26年10月15日（水）
開催都市：群馬県甘楽町
参加者：下諏訪町長、桜川市長、水戸市長、甘楽町長、
小田原市長、松本市長、川越市長、東御市長、
長野市（全認定都市）

中部歴史まちづくりサミット　〔H24年度：第1回（高山市）〕〔H25年度：第2回（亀山市）〕

開催日：平成27年2月3日（火）
開催都市：愛知県犬山市
参加者：高山市長、亀山市長、犬山市長、恵那市長、
美濃市長、明和町長、岐阜市長、郡上市長、
名古屋市長（全認定都市）

※）越澤 明 教授講演

歴史まちづくりに関する
市町村長との意見交換会　〔今回、初の開催〕
※ 次回以降のサミット開催を目指す

開催日：平成26年11月18日（火）
開催都市：京都府向日市
参加者：彦根市長、京都副市長、長浜市長、宇治市長、
堺市長、斑鳩副町長、近江八幡市長、向日市長、
天理市長、八幡市長（全認定都市＋4市）

※）上村多恵子 部会長出席

【参考】

中国地方歴史まちづくりサミット　〔H25年度：第1回（萩市）〕

（※平成25年度）
開催日：平成25年11月11日（月）
開催都市：山口県萩市
参加者：萩市長、津山市長、高梁市長、松江市長、尾道市長、
竹原市長、津和野町長（全認定都市）

基調講演①

演　題　「文化財を活用したまちづくりについて」

講演者　文化庁 文化財部 伝統文化課長 神代 浩氏

文化財を活用した
まちづくりについて

文化庁文化財部伝統文化課長
神代　浩

1. 文化財とまちづくりについて

2. 歴史文化基本構想について

3. 「文化財総合活用戦略プラン」について

１．文化財とまちづくりについて

文化財

- 価値の高いもの
- 守るべきもの
- なかなか見られないもの
- 日常生活から離れたもの
- 次世代に受け継ぐべきもの

まちづくり

- ありふれたもの
- 活発にすべきもの
- 誰でも関われるもの
- 日常生活に密着したもの
- 次世代に受け継ぐべきもの

次世代に受け継ぐために、どう連携協力できるか？

文化財に対する視点の転換

- 価値の高いもの
- 守るべきもの
- なかなか見られないもの
- 日常生活から離れたもの
- 次世代に受け継ぐべきもの

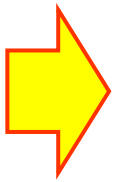

- 価値の高いもの
- 活用すべきもの
- 誰でも見られるもの
- 日常生活により近いもの
- 次世代に受け継ぐべきもの

文化財

- 価値の高いもの
- 活用すべきもの
- 誰でも見られるもの
- 日常生活により近いもの
- 次世代に受け継ぐべきもの

まちづくり

- ありふれたもの
- 活発にすべきもの
- 誰でも関われるもの
- 日常生活に密着したもの
- 次世代に受け継ぐべきもの

より緊密な連携協力が可能

まちづくりの取組

- 企業誘致
  ⇒不況になると撤退、海外移転
- 「ハコモノ」の整備
  ⇒利用者が伸びず、維持管理のコストが財政を圧迫
- 観光振興
  ⇒一点豪華主義では限界
- 「ふるさと創生事業」
  ⇒効果は一時的
- B級グルメ、ゆるキャラ
  ⇒増え過ぎて差別化が困難に

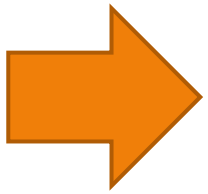

文化に注目

２．歴史文化基本構想について

歴史文化基本構想とは

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。

「歴史文化基本構想」策定技術指針（平成24年2月）P3

「歴史文化基本構想」提言の背景

（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書：平成19年10月30日）

◆関連する複数の文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見いだす観点

- 国・地方公共団体に指定されていない、地域の人々の暮らしの中に埋もれた文化財が、その存在を認識されながらも価値を見いだされないまま失われつつある。

  （地方都市及び都心の双方で、歴史的な建造物が数年間で約10%失われているという調査結果も）

- 文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面をもつことから、それらの文化財についても、歴史的関連性や地域的関連性などに基づき、一体としてとらえることで、潜在する価値を見いだし、適切な保護が可能。

◆文化財の周辺環境の保護の観点

- 社会全体で文化財の保存と活用を支援していくためには、文化財及び地域の歴史や文化に対する人々の理解を深めることが必要で、そのためには、関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえ、地域の歴史や文化を示す魅力的なものとして提示し、保護していくことが必要。

「歴史文化基本構想」に関する経緯

平成18年7月～

●文化審議会文化財分科会企画調査会による検討

平成19年10月30日

●「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」

【提言内容】

1. 関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策
   - ・「歴史文化基本構想」の策定
   - ・「歴史文化基本構想」の中で、関連する有形・無形の文化財を「関連文化財群」と位置づけること
   - ・関連文化財群を核として、文化的な空間を創出する「歴史文化保存活用区域」
   - ・関連文化財群ごとに、保存・活用の在り方を定める保存活用（管理）計画の策定
   - ・望ましい基本構想の策定のための指針の提示、モデルケースとして歴史文化基本構想の策定を支援すること
2. 文化財の保存・活用を適正化するための方策
   - ・文化財類型ごとの保存・活用の方針の明確化
   - ・保存活用（管理）計画の策定の促進
   - ・文化財に関する情報の的確な把握

平成20年度～平成22年度

●文化財総合的把握モデル事業の実施（20箇所×750万円×3カ年の委託費）

指針策定に当たっての方向性や課題を抽出するため、20地域（23市町村）において、基本構想の策定を委託。

平成22年6月～

●「歴史文化基本構想（仮称）」策定技術指針に関する検討会による検討

モデル事業の成果等を踏まえ、有識者により指針について検討。

平成24年2月

●「歴史文化基本構想」策定技術指針の策定（地方公共団体へ通知）

平成26年3月

●「歴史文化基本構想」策定ハンドブックの作成（地方公共団体へ配布）

歴史文化基本構想に期待される効果

「歴史文化基本構想」を策定することにより，その策定過程から策定後も含め，以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として，文化財保護の充実にも資するものといえる。

・文化財を総合的に把握することは，類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり，文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果，他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され，社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。

・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって，文化財を核とした地域の魅力の増進につながり，地域の活性化にも資する。

・文化財を人々の営みの中で，自然や風土，社会や生活を反映しながら今日まで伝承され，発展してきたものという視点から捉えることにより，文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果，地域との連携協力の推進が図られる。

・「歴史文化基本構想」の策定に当たり，関係機関との連携が不可欠であることから，他の行政分野との連携を図るための契機にもなる。

「歴史文化基本構想」策定技術指針　3P

歴史文化基本構想に期待される効果　～策定後の効果～

事例　：奄美群島の事例（宇検村、伊仙町、奄美市）

奄美群島全体を視野にした「奄美遺産」の認定制度の運用をめざして奄美群島文化財保護対策連絡協議会を中心に，関係市町村が一体となった取り組みが進められている。

宇検村、伊仙町、奄美市は、構想策定に先立ち奄美諸島全体の歴史文化の価値や位置づけを明確にして、各島々，各集落相互の関連性や相違点を明らかにしようとしています。奄美遺産を「敬い，守り，伝え，残したい」ものとして捉えるようにし、人々は奄美遺産に興味と誇りを持つようになっていくものと考えられている。

事例　：「食と民俗」の体験をテーマにしたツーリズムの展開（小浜市・若狭町）

小浜市は，「小浜市元気食育推進計画」に基づき，食について学ぶ学生を市内で受け入れる食育ツーリズム（食育体験旅行）を始めた。調理実習をはじめ，農業，漁業体験，講座などのプログラムを用意しており、すでに大学生および大学院生を受け入れが行われている。人々の交流を生み出し，地域活性化を図ろうとする取組が始まっている。

事例　：都市計画部局と連携して整備事業を推進する事例（高山市）

旧矢嶋邸跡地等整備事業（周遊，歴史・文化継承の拠点として飛騨高山まちの博物館を整備【写真】），周遊ルート整備，指定文化財の周辺環境整備等を高山市歴史的風致維持向上計画に位置付け，文化財部局と都市計画部局が連携しながら整備を行い，文化財保護の充実を図っている。

歴史文化基本構想（関連文化財群）のイメージ

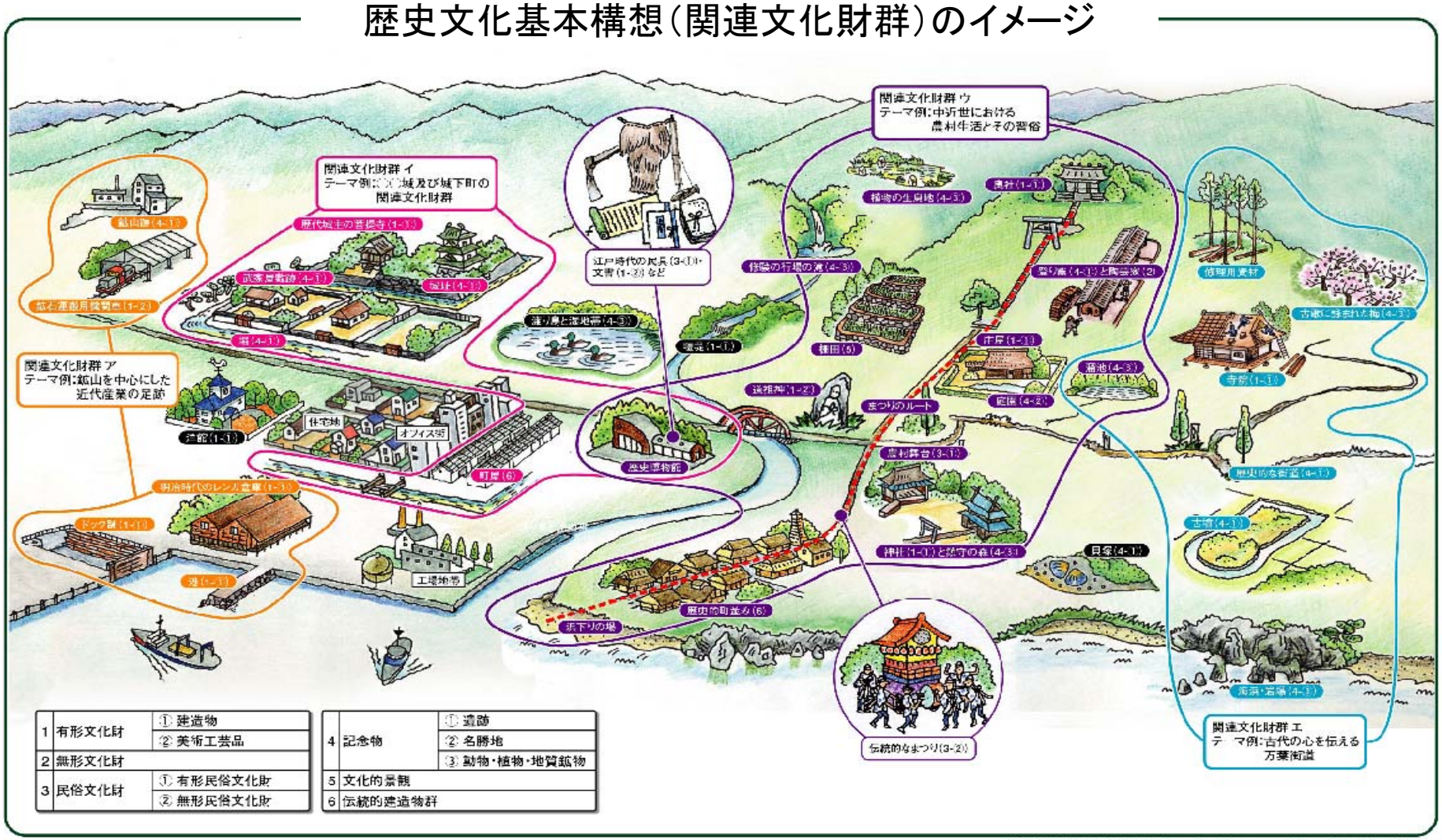

※各関連文化財群の構成文化財は、それぞれのテーマに沿ってまとめた設定例です。

＜テーマ例＞

関連文化財群 ア：鉱山を中心にした近代産業の足跡

関連文化財群 イ：○○城及び城下町の関連文化財群

関連文化財群 ウ：中近世における農村生活とその習俗

関連文化財群 エ：古代の心を伝える万葉街道

「歴史文化基本構想」策定の流れ

策定前に準備すべき事項

- 地域の歴史的背景・自然環境・社会状況の把握
- 文化財施策の現状把握
- 文化財調査の現状と課題の整理
- 文化財の周辺環境の現状把握
- 関連する行政計画等の把握

特徴と課題を把握

歴史文化基本構想の策定

1．「歴史文化基本構想」策定の目的・行政上の位置づけ

2．地域の歴史文化の特徴

分析

3．文化財把握の方針
1）類型ごとの文化財調査の現状と今後の方針
2）総合的把握調査の対象となる文化財や評価基準
3）総合的把握調査の手法
4）文化財調査結果についての記録の管理方法

4．文化財の保存・活用の基本的方針
1）文化財の保存・活用の総括的方針　（指定と未指定の関係，テーマ別の保存・活用，周辺環境との一体的保全，体制づくりに向けてなど）
2）個別事項の方針

5．関連文化財群に関する事項
1）関連文化財群設定の方針及び考え方
2）対象とする文化財の基準又は具体的例示　など

6．歴史文化保存活用区域に関する事項
1）区域設定の方針及び考え方
2）対象区域の歴史文化の特徴と文化財の具体的例示　など

7．保存活用（管理）計画作成の考え方
1）計画を定める文化財等※の対象を設定
※類型別の文化財，関連文化財群，歴史文化保存活用区域
2）各保存活用（管理）計画の目的と策定者
3）関連文化財群歴史文化保存活用区域の計画に定める事項
4）その他保存活用（管理）計画に定めることが望ましい項目など

↑赤字は選択的事項

8．文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針
1）文化財の保存に必要な原材料や用具の確保
2）保存・活用に関わる人材の育成
3）地域住民やＮＰＯ法人，企業等民間団体との連携　など

「歴史文化基本構想」策定市町村（H26年６月13日現在）

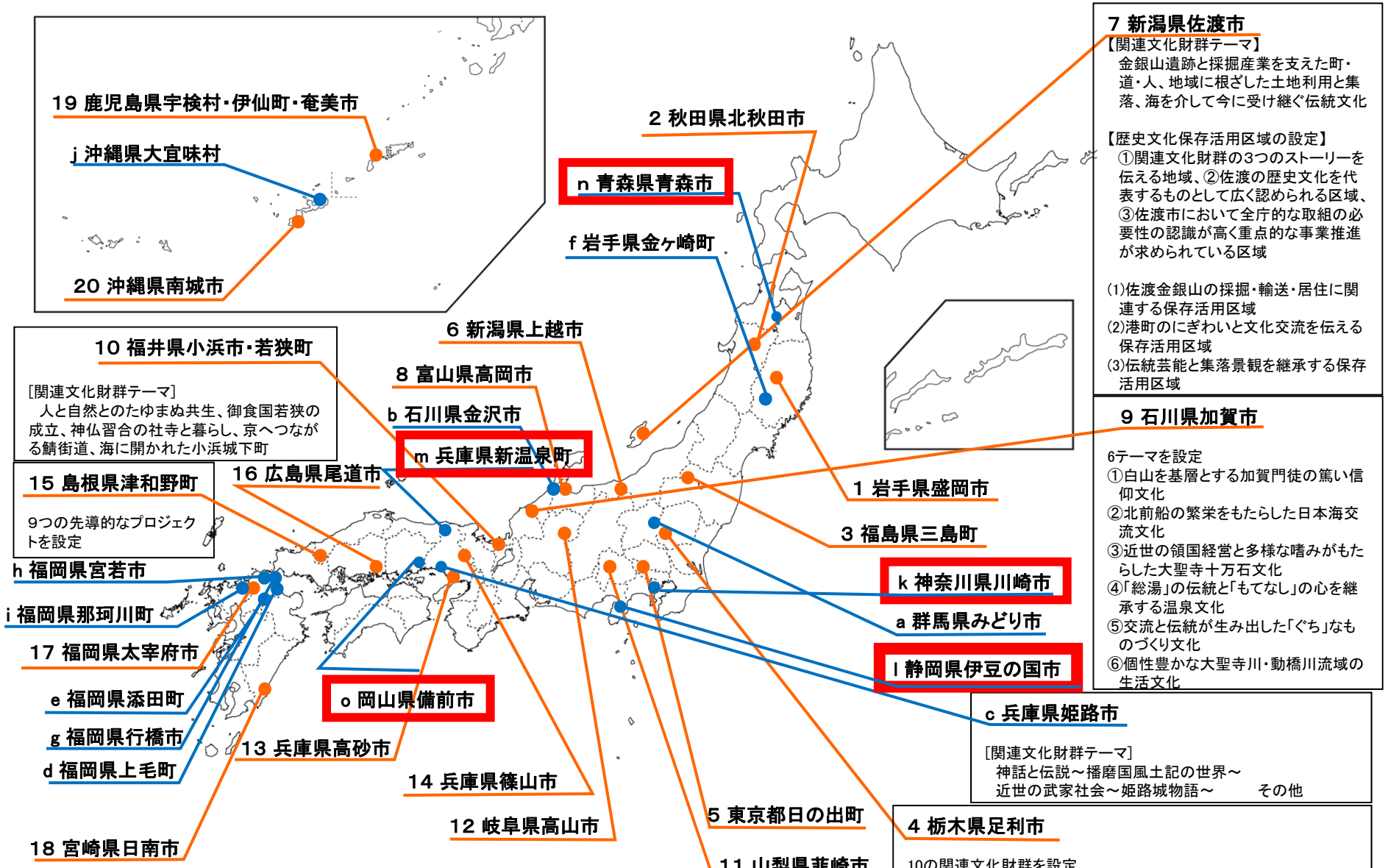

数字：文化財総合的把握モデル事業実施市町村（20計画（23市町村））

アルファベット：独自に策定した地方公共団体（15市町村）

平成25年度中策定

３．「文化財総合活用戦略プラン」について

〇平成27年度文化庁予算案の概要

- 予定額：103，793百万円
  対前年度200百万円（0．2％）増

うち文化財関係
＝Ⅱかけがえのない文化財の保存、活用及び継承等

- 予定額：44，519百万円
  対前年度46百万円（0．1％）増

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

かけがえのない文化財の保存、活用及び継承

（26年度予算額　44,473百万円）
27年度予定額　44,519百万円

国宝・重要文化財等の修理、防災対策など、文化財を次世代へ確実に継承するための取組はもとより、今後は、文化財等の公開活用を促進するため、地域が主体となって文化財等を総合的・一体的に活用する取組に対する支援を強化する。

（1）文化財総合活用戦略プランの創設　　8,367百万円（ 7,800百万円）

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、「日本遺産」に認定する仕組みを創設する。また、歴史文化基本構想の策定や、地域の文化財の一体的な公開活用を促進するための情報発信、設備整備等の取組を行う自治体等への重点支援を行う。

＜国産漆を用いた塗装及び彩色工事を実施中＞
国宝　東照宮陽明門（栃木県日光市）

（2）文化財の適切な修理等による継承・活用等　32,681百万円（ 33,397百万円）

国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。

（3）文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等
3,471百万円（ 3,277百万円）

広く国民に対して文化財を公開し、鑑賞するための機会を提供するとともに、無形文化財等の伝承者養成、わざの錬磨等に対する補助を行う。

＜多くの人で賑わうかつての宿場町＞
下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区
（福島県下郷町）

文化財は、わが国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない国民的財産であり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

重要文化財の指定等

国の指定、選定、登録文化財等の数
約26,900件
（平成26年12月1日現在）

指定等された文化財の修理等	指定等された文化財の管理	指定等された文化財の活用
重要文化財等の修理などに対する国の補助	防災・防犯設備の設置などに対する国の補助	史跡等の整備・活用、無形文化財等の伝承、鑑賞・体験機会の充実等

次世代への継承

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

「文化財総合活用戦略プラン」の創設

～文化財を活用した地域活性化方策への支援～

（26年度予算額　7,800百万円）
27年度予定額　8,367百万円

従来の保存を優先とする支援から、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に転換。

文化財を活用した地域の様々な取組を評価したうえで支援

地域に応じた「文化財総合活用戦略プラン」（事業内容）

◇以下の各事業により、情報発信・普及啓発等の取組（ソフト）や、公開活用のための設備整備等（ハード）を総合的に支援

＜日本遺産魅力発信推進事業＞
＜地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業＞
＜歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業＞
＜文化遺産を活かした地域活性化事業＞
＜文化財建造物等を活用した地域活性化事業＞
＜地域の特色ある埋蔵文化財活用事業＞

◎観光客の増加や地域の活性化につながる、文化財群を一体的に活用した取組に対する様々な支援を展開。

①世界文化遺産の活用の推進

外国人来訪者の獲得に向けたHP・案内表示の多言語化等、情報発信機能の強化を支援。既登録地に再度観光客を呼び込むため、魅力再発信に資するシンポジウム等を支援。

②「日本遺産」認定の仕組みの創設・活用支援

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定、活用の取組支援

③地域の歴史的文化資源の活用

地域の文化財群の一体的な活用を図る「歴史文化基本構想」の策定と、策定後の自治体による取組を優先的に支援。

④観光客増加に向けた情報発信の強化

観光客の増加、滞在期間の延長を狙った、わかりやすい文化財案内表示や解説の設置を促進

【効果】

- **地域における「活用」を促進することで、地域経済の活性化に加え、更なる文化財の保存・活用につながるサイクルの構築が可能。**
- **「活用」を前面に置くことで、地域の観光振興に繋がるとともに、国交省、農水省、経産省など他省庁事業との連携を強化。**

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

日本遺産魅力発信推進事業

（　新　規　）
27年度予定額　807百万円

概　要

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定する仕組みを新たに創設。歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。

従来型の文化財行政

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定

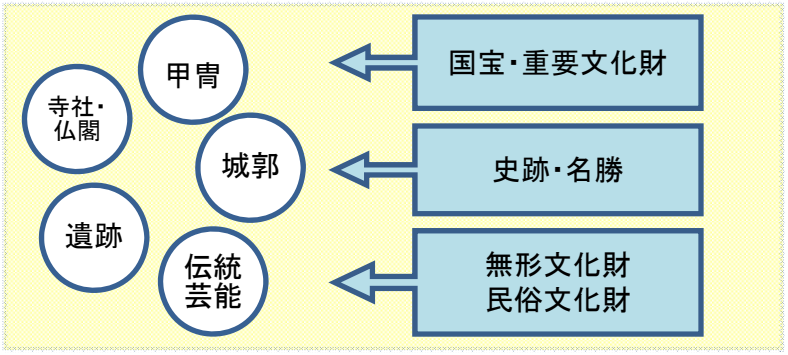

⇒地域の魅力が十分に伝わらない

日本遺産（Japan Heritage）

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信

⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進。

ポ　イ　ン　ト

○文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク（シリアル）型」の2タイプを想定

（例）地域型　：　屋台祭礼の場として守られてきた数百年前の町並み／過酷な自然環境と共存するための建築物等の生活環境と祭礼等の文化環境　等
ネットワーク型　：　防御拠点・統治の象徴としての機能を果たした天守を有する近世日本の城郭建築／日本各地に同時期に作られた大規模な大名庭園　等

○自治体に対し、日本遺産に関する**情報発信**等に係る支援策を用意するほか、**ハード面に関する事業をメニュー化**

○**国交省、観光庁をはじめ関係省庁と 連携・協力**し、省庁横断的に支援。

事　業　内　容

①情報発信、人材育成事業
- 日本遺産コーディネーターの配置
- 多言語HP、パンフレットの作成
- ボランティア解説員の育成等

②普及啓発事業
- 発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催
- 日本遺産PRイベント（国内外）の開催
- ご当地検定の実施等

③公開活用のための整備に係る事業
- ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- 周辺環境等整備（トイレ・ベンチ、説明板の設置等）

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化遺産を活かした地域活性化事業

（26年度予算額　2,147百万円）
27年度予定額　2,147百万円

事業概要：目的

1. **地域の文化遺産次世代継承**

地方公共団体が策定する、文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する実施計画に盛り込まれた事業を支援

2. **歴史文化基本構想策定支援（新規）**

地方公共団体が、地域の文化財を、指定、未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境を含めて、総合的に保存・活用するための基本的な構想として「歴史文化基本構想」を策定・改訂するための事業を支援

3. **世界文化遺産活性化（新規）**

「世界文化遺産」に登録された地域に対して、情報発信・普及・保護活動の取組等について支援

取組内容

◆地域の文化遺産次世代継承

静岡県掛川市の三社祭礼囃子保存・継承事業で子供への実技・演技指導等を行うとともに、子供の練習成果発表を併せて実施

（三社祭礼囃子の発表の様子）

◆歴史文化基本構想策定支援

文化財の悉皆調査等の実施やその結果を踏まえて、関係部局や地域住民等と協力して「歴史文化基本構想」を策定するための有識者会議の開催、シンポジウムの開催等を実施

（関連文化財群の実地調査）

◆世界文化遺産活性化

世界文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及・保護活動等を支援

（富岡製糸場と絹産業遺産群）

平成25年11月20日
文化庁及び観光庁の包括的連携協定

【当面の連携・協力の観点】

1．２０２０年東京大会・文化プログラムの企画立案
2．地域の有形・無形の文化財について，その価値を保存しながら観光に生かす方策
3．文化庁メディア芸術祭等の行事・イベント，各地の文化芸術創造都市の活動，ビエンナーレ，トリエンナーレなどの取組と各種観光プログラムとの連携
4．主要国際空港（成田・羽田・中部・関西）における伝統工芸品展示や伝統芸能公演
5．海外展に合わせたインバウンドのためのプロモーションの実施
6．東アジア文化都市が国内外で開催する取組における連携
7．双方が実施するイベント等や保有するデータに関する情報の相互共有

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化プログラムの実施に向けたシンポジウムの開催

（ 新　規 ）
平成27年度予定額 10百万円

【概要】：各地域の文化資源を洗練化し、その魅力を国内外に効果的に発信し、積極的に活用するノウハウを創出するためのシンポジウムを開催（全国2～3か所程度）。

【イメージ】

現状

日本各地には、世界に誇る魅力的な文化資源がある。

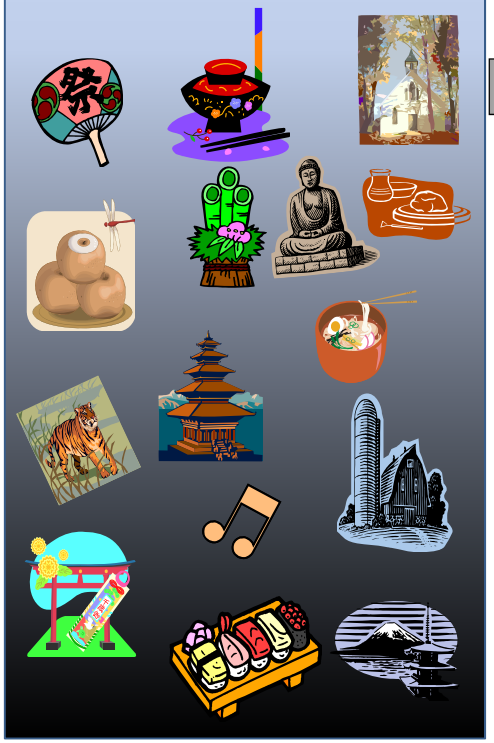

本事業の実施

・専門家や企業人等による、文化の積極的活用・発信に関する国内外の先進事例の紹介。
→シンポジウム開催地（開催圏）における応用方策を検討、実施。
・関係省庁が連携し、観光業界、産業界等も対象とする。
→文化業界と他業種とが連携して化学反応をおこす。
→文化資源がビジネスベースで地域の活性化に貢献（雇用創出、地域経済の振興等）。

連携

観光庁との連携

観光庁、政府観光局（JNTO）との連携
○観光業界からのシンポジウムへの参画
（人材派遣＋協力）
○観光業界からの助言を受けて、
観光ビジネスに文化財を盛り込む。

文化庁及び観光庁の包括的連携協定（平成25年11月20日締結）

目指す成果

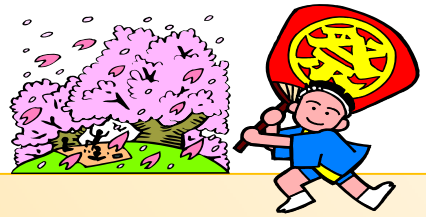

文化資源の発信活用により以下を達成

●国内外を魅了
→2020年文化プログラムに向けた着実な準備

●地域経済への貢献
→文化資源の観光・地場産業等との連携促進

●地域に関心と誇りを持つ国民の増加
→文化圏内における自立した社会課題への対応を促進（過疎化、雇用、経済循環等）

☆全国各地での文化プログラムの成功
☆2020年以後の、文化芸術による持続的な地域 の活性化

文化財を活用したまちづくりに求められる視点

1. 行政の視点から住民の視点へ
2. ハードからソフトへ
3. 点から線、面へ（縦割りから横串へ）
4. 保存の過度な重視から公開・活用の重視へ
5. 依存から自立へ
6. 首長のリーダーシップとグランドデザインの提示

基調講演②

演　題　「歴史と文化の都市政策」

講演者　犬山市歴史まちづくり協議会会長

北海道大学名誉教授

越澤 明氏

平成27年（2015）2月3日
中部歴史まちづくりサミット　基調講演②

歴史と文化の都市政策

歴史まちづくり法の成果と今後に向けて

越澤　明

犬山市歴史まちづくり協議会会長
美濃市歴史まちづくり協議会会長
北海道大学名誉教授
一般財団法人住宅生産振興財団顧問

● 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案

【歴史まちづくり法案】 平成20年1月閣議決定、5月法案成立　＜予算関連法案＞

歴史的風致

✧歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産
＋
✧地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動

保全 ・・・ 古都保存法　文化財保護法　景観法・都市計画法

地域の活力の源でもある
歴史的風致を著しく損なう
事例が数々発生

文化財行政
（文化庁）

まちづくり行政
（国土交通省・農林水産省）

歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針の策定（文科省・農水省・国交省が共同）

市町村による**歴史的風致維持向上計画**の策定

歴史まちづくりを進める市町村の認定
（文科省・農水省・国交省が共同で認定）

➢屋外広告物規制、都市公園や緑地の管理等について、市町村に権限委任

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物の復原・再生

➢市町村が指定し、届出勧告制などにより保全
➢管理・修理について文化庁が技術的指導
➢農用地区域内の開発許可基準に歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例を追加

歴史的風致を活かしたまちなみの再生

➢住宅地の規制のままで、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設
➢電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進

建造物の復原・修景のための新事業の創設、
まちづくり交付金や公園事業の拡充等により強力に支援

地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承

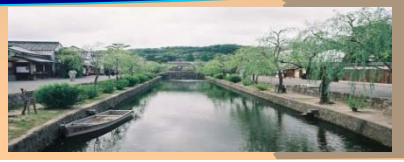

昭和41年、古都保存法
鎌倉、京都の乱開発の防止

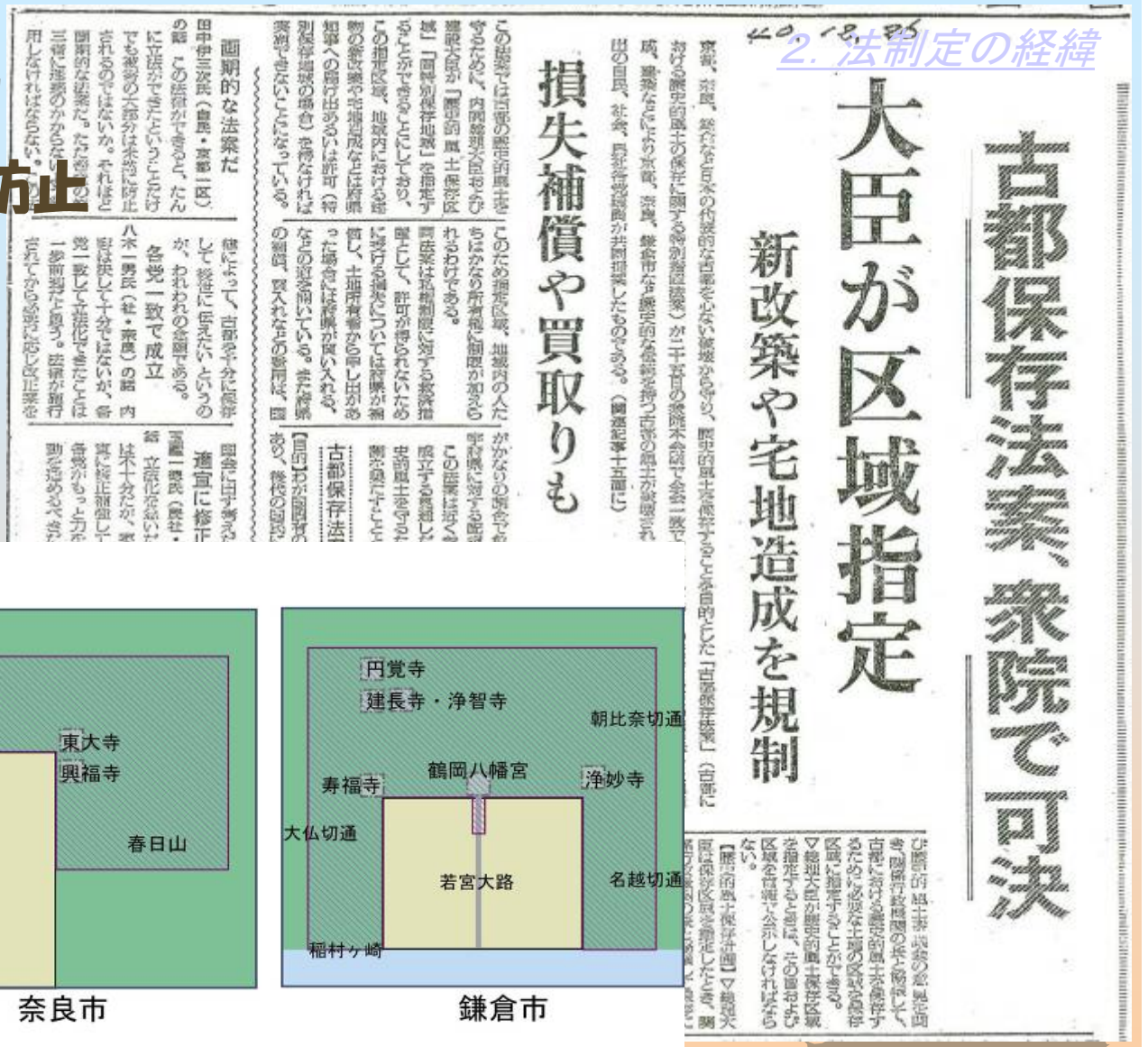

古都保存法案、衆院で可決

大臣が区域指定

新改築や宅地造成を規制

損失補償や買取りも

古都における歴史的風土の概念図

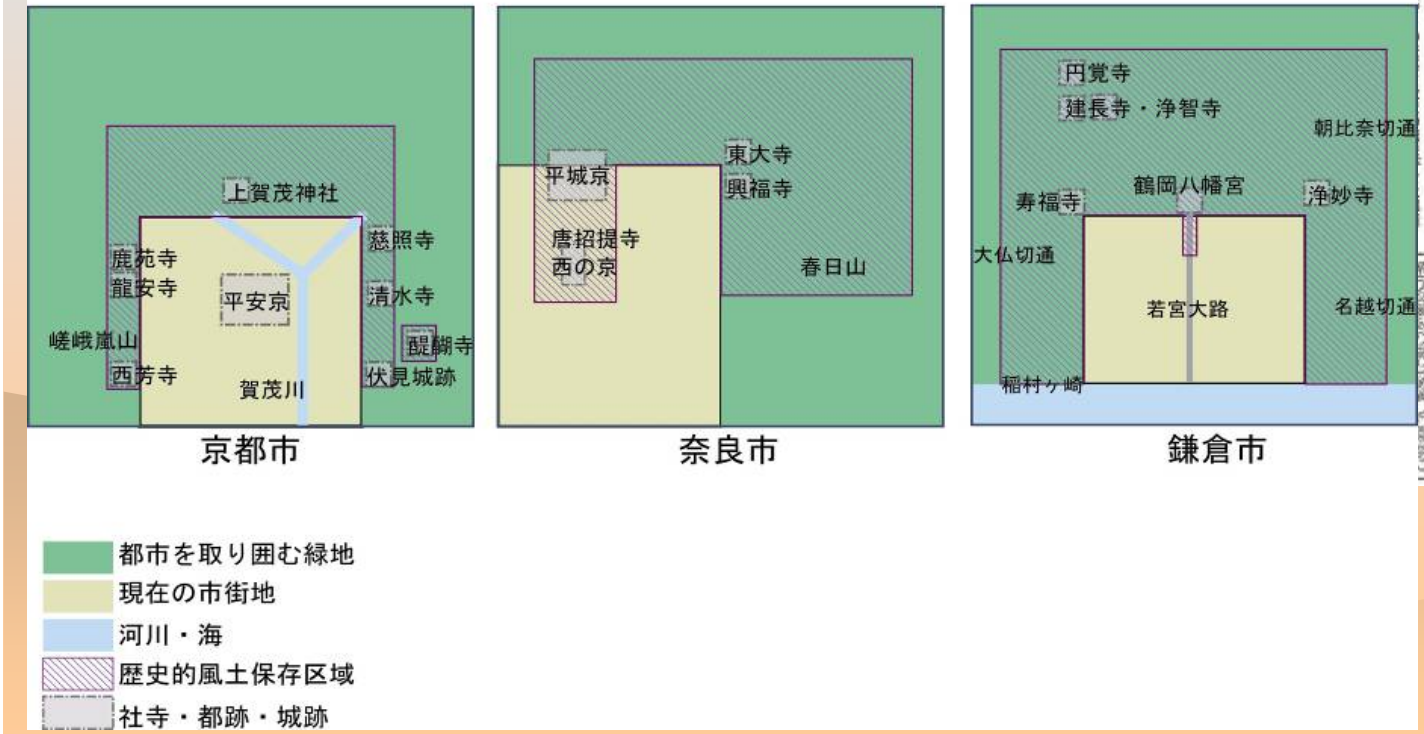

昭和50年代以降、古都以外の都市は、独自で頑張った！
金沢、萩、近江八幡、倉敷など。

伝建地区＋市独自の景観条例など （国の支援無し）

「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」

山出保･金沢市長が用水の開渠を指示、実行。

藩政時代からの用水が現役

鞍月用水（せせらぎ通り）

㊤蓋をして駐車場化

㊦蓋を撤去し、修景

金沢市：市長部局と教育委員会を組織再編（平成18年）

まちづくりフロアー

- 都市政策局
  - 交通政策部
    - 交通政策課
    - 歩ける環境推進課
  - 歴史遺産保存部
    - 歴史遺産調査研究室
    - 文化財保護課
      - 埋蔵文化財センター
    - 歴史建造物整備課
      - 金沢職人大学校
- 都市整備局
  - 都市計画課
  - 景観政策課
  - 緑と花の課
  - 市街地再生課
    - 町家再生推進室
  - 土木部
    - 道路建設課
    - 道路管理課
    - 内水整備課
  - 定住促進部
    - 住宅政策課
    - 市営住宅課
    - 建設指導課

文化財行政部門

大津の景観 どう守り、どう進める 条例化へ審議会が初会合（京都新聞：2002.07.1... 1/1 ページ

Kyoto Shimbun 2002.07.15 News　　ホーム > ニュース目次

大津の景観 どう守り、どう進める 条例化へ審議会が初会合

大津市の古都指定や景観条例のあり方を審議する市都市景観審議会の景観形成専門委員会（委員長・越澤明北海道大大学院教授）は十五日、同市柳が崎のびわ湖大津館で初会合を開き、今後の議論の進め方などを話し合った。

専門委員会は、木村至宏成安造形大学長や滋賀県立近代美術館の岩田由美子主任学芸員ら六人で構成している。委員らは近江大津宮跡や坂本地域を視察したあと専門委を開催。「市民が景観を守ろうと思うための情報共有化が大事」、「個々の社寺や遺跡など市内に拠点は多いが、一体の大津という空間に結び付けるイメージが欠けている」などの意見が出た。

また市は、市のホームページに景観のコーナーを設け、市民が意見や課題を書き込めるようにすることを説明した。

▽古都指定は景観施策全体の骨

大津市都市計画審議会の越澤明・景観形成専門委員長（北海道大教授）は十五日、記者会見し、同市が古都保存法に基づいて進める古都指定について「都のあった自治体では最後の指定になるだろう。古都指定は市の景観施策全体の骨となる」と話した。

越澤氏は市の景観の現状について「重層的な歴史の蓄積と交通利便性、琵琶湖と山並みが潜在的な都市の魅力や活力となり、人口が増え続けている。それが新たな高層マンション建設の問題を生んでいる」と、良好な景観自体が景観問題を起こす難しさを指摘。

また景観施策を進める上での市民参加や情報公開について「並木の維持管理をどうするか、塀を生け垣にするのか、など景観形成は市民にも手間暇かかる。行政が選択肢を発信するのが重要で、その上で琵琶湖を意識した景観づくりをどうするか、市民の努力も大切だ」と強調した。

写真＝記者会見する越澤明氏

ニュース目次 | ジャンル別 | バックナンバー | お悔やみ(京都・滋賀関係分) | 高校野球速報 | ホーム

平成16年（2004）、大津市に古都指定.
（その後、全国で古都指定は無い）。
背景はマンション問題頻発→市幹部、市議会の勉強会に呼ばれる。
越澤教授の提案・処方箋は、
古都の誇りを持った景観まちづくり

2004.2.3 京都新聞

滋賀

商業地で高さ規制を

大津市専門委が景観基本計画案

美観地区導入求める

大津市の景観形成専門委員会は二日、古都の風格ある景観づくりの指針となる景観基本計画の素案をまとめた。商業地域での建物の高さ規制など現行制度の見直しや、景観保全の研究事例を多く提言している。また計画推進に向け、市民と企業、行政それぞれの上部組織の市都市計画審議会は今月二十七日に素案を審議し、月内に答申する。

基本計画は、市が二月の定例議会で成立を目指す景観基本条例に基づき策定する。同委員会は二〇〇二年夏から条例や計画を検討してきた。

計画案は基本理念を「自然と歴史と時代の文化が響きあう古都大津の景観を創り、育てる」とし、山地や湖岸、歴史道など大津の景観の特徴を九つ挙げて保全のあり方を示している。

保全策では参考意見として、建物の高さに規制のない商業地域で三十一㍍を基本とすること、風致地区の細分化、美観地区の導入など現行制度の再考と新たな施策の導入を求めている。まて、それぞれ一定範囲で具体的な景観保全策を盛り込んだ。

また、市に対しては公共施設の造り方が、その地区の景観問題や周りの街並みに大きな影響を及ぼすとし、道路の新設や拡幅、公園や緑地、観光地を整備する際の景観へ配慮を求めた。

古都指定や景観基本条例を踏まえた大津市の機構改革について、外崎公明助役は「二〇〇五年度機構改革に向けた」来年度の議論、行政のスリム化と合わせ、開発や建設指導、観光、公園などの分野で横断的に、景観に配慮した施策をどう進めるか、という議論になるだろうと述べた。

市民参加の議論を期待

越澤委員長会見

大津市景観形成専門委員会（北海道大教授）は二日、景観基本条例素案の議論終了を受けて、大津市役所で記者会見した。「専門家だけではなく、各地域の景観の在り方を突っ込んで考えることができる」市民参加指導、観光、公園などの分野で横断的に、景観に配慮した施策をどう進めるか、という議論になるだろうと述べた。

（平成15年）4月16日（水曜日）　地域のニュース

大津市 10番目の「古都」に

国交省諮問 年内にも指定見通し

国土交通省が14日に古都保存法に基づく大津市の古都指定について社会資本整備審議会（会長、森下一・松下電器産業会長）に諮問したことから、同市が年内にも全国10番目の「古都」に指定される見通しとなった。

同市は今年度中をめどに独自の景観条例の策定作業などを進めているが、さらにきめ細かい都市計画づくりなどが求められることになりそうだ。同審議会委員的風土である。同市はこうした特徴を生かした景観形成を目指している。

大津市には近江大津宮跡や崇福寺跡、穴太廃寺跡など古代の遺跡が多く残っているほか、比叡山延暦寺、「琵琶湖と山並みなど歴史的風土を保存すること」が困難」と指摘した。

今回の諮問を受け、社会資本整備審議会の歴史的風土部会で審議して今月中旬にも答申を行い、古都指定が行われる予定。

古都指定が確実になった大津市の近江大津宮跡周辺

特別複製

【森田真潮】

歴史まちづくり法制定の直接の契機・動機とは。
古都法40周年の成果を全国に展開するため、
古都法の改正か新規立法をめざそう。

★施策対象は、1600年後に成立した城下町、宿場町、湊町。
　施策対象は、市街地。文化財指定を受けていない豪商、邸宅

★2005年、自治体の景観、街並み保全の先進都市を訪ねる、
フリーな意見交換。　山出・金沢市長（全国市長会の会長）、
川端・近江八幡市長（江戸からの旦那衆）、
野村・萩市長（伝建協の会長）を順に訪問。

★平成12年（2000年）、地方分権を実施済み。

心配や懸念：国の関与への疑問？いまさら、先進都市への国の応援は、邪魔ではないか？これは、杞憂であった。

三市長は、「是非、国でやっていただきたい」
　「市の取り組みを国が評価・応援してくれるのは有り難い」。

平成18年（2006）、社会資本整備審議会歴史的風土部会を金沢で開催。前日の懇親会は東茶屋そばで開催。
左から大原・倉敷商工会議所会頭、野村・萩市長、越澤教授、益田教授（文化庁で伝建担当）。他の委員は、セーラ・マリ・カミングズさん（小布施）、陣内教授。

平成19年11月、歴まち法案、基本方針を決定した決定した
国土交通省の社会資本整備審議会の会場は、犬山市。
平成19年10月末に修復完成したばかりの町屋の2階座敷を使用。
1階はTMO、ラジオ局、軽食。2階は座敷、三室をぶち抜き。

この由緒ある町屋は、残念なことに、
平成27年1月の火災で焼失した。

歴まち法が必要とされた背景。問題事例:
函館市は、文化財行政と都市計画行政、住宅行政が、バラバラで、無策。越澤委員長報告。

平成12年、借上市営住宅が物議。8階（一部4階）23.6メートル

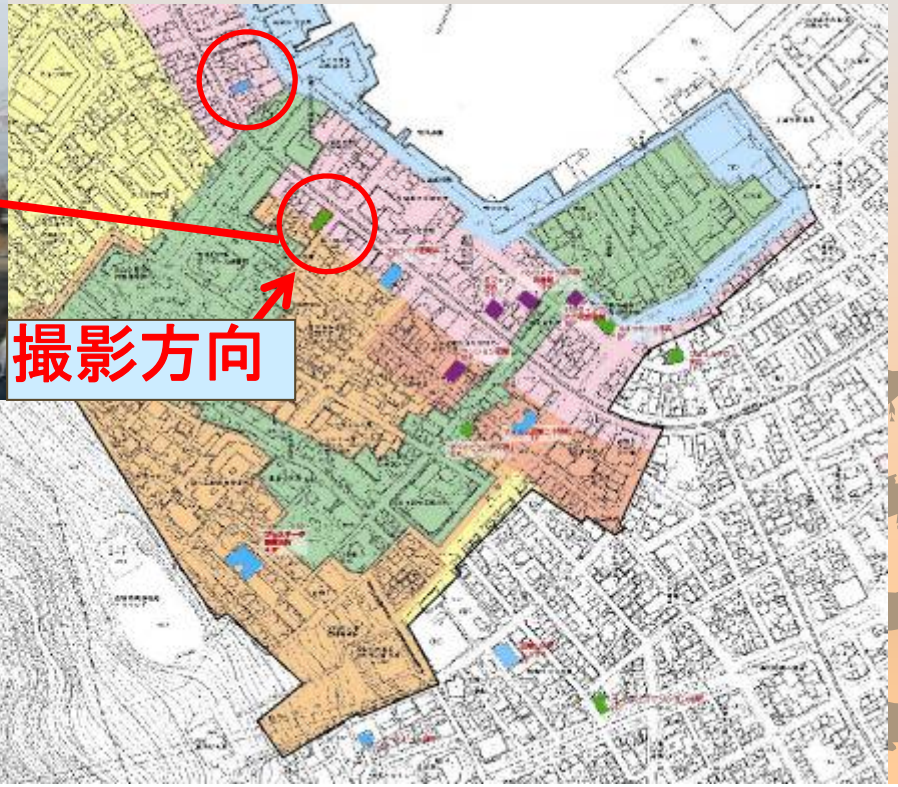

伝建地区に隣接

松阪市の小津邸。相続で、三分割・転売後で、
市が3分の2を取得。3分の1は、RC造で新築。
小津家の生活遺品はゼロ。これでよいのか？

豊田市足助町。宿場町。自主的な保存修景で有名。
しかし、水洗トイレ（浄化槽で河川が汚染）、駐車場（河川占用？）などの問題が未解決。
国交省の施策投入が必要。

2005年1月27日大分合同新聞（夕刊）

別府市は九州で最初の景観行政団体。浜田別府市長との面会時に越澤教授が直に勧める。県の行政手続き等も越澤教授が支援した。

★しかし、別荘の旧和田豊治邸は市では対応不可能、解体。旧麻生邸（麻生副総理大臣の祖父）も同時期に消滅。

別府市が「景観行政団体」に

湯煙保全へ弾み

別府市は、県の同意を得て、景観法（昨年十二月施行）で定める「景観行政団体」になった。これにより市は、湯煙などの自然景観の妨げになる開発や建築の規制を、法に基づいて命令できるようになる。政令指定都市や中核市を除く市町村の中では全国で九カ所目で、九州では初めて。

同市は自然との調和をうたった都市景観条例と、景観関係の条例を持つ自治体は、全国の市町村で四百五十、都道府県は二十七に上る。こうした地方自治体の施策を後押しし、事業者や住民の責務を明確にしたのが景観法。政令指定都市や中核市は自動的に景観行政団体となる。それ以外の市町村は、都道府県知事の同意が必要。

ポイント

景観法　都市や農村の良好な景観形成を促進するための法律。住民、事業者、行政の責務を明確化。景観行政団体は景観計画（区域や規制）を定め、景観を損ねる恐れのある行為に対し、必要な命令を講じることができる。違反者への罰金なども明記している。

乱開発・建築を法規制

ルールづくり着手へ

最も別府らしい景観といえば、温泉街のあちこちから立ち上る湯煙。その数、四百八本という調査結果も出ている。

同市は湯煙群を、「市民が生活の中で安らぎを感じ、観光客の旅の風景に残る、雄大で壮大な自然景観として受け継がれていくべき財産」と位置付けている。

二〇〇一年にNHKが実施した「21世紀に残したい日本の風景」では、「別府の湯けむり」が富士山に次いで第二位に選ばれ、市が進める観光基本戦略でも、湯煙景観の保全を重視している。

市は新年度にも、住民の意見を聞きながら景観区域の設定や、具体的なルールづくりに着手する。景観行政団体になったことについて、浜田博市長は「別府の湯煙を中心に、観光温泉都市の良好な景観の形成を図るための景観行政を行っていきたい」としている。

吉田茂邸。西武のホテル別館としての維持が困難。
神奈川県大磯町が国の迎賓館を要望し、県立都市公園に決定。しかし、火災で焼失。内装の復元は不可能。
書斎の電話は、ダイヤルが無く、総理大臣卓上に直通した。

横浜市の住友家本邸。相続で国に物納。文化庁が重要文化財に指定、修復中に放火され、焼失。敷地4haを歴史公園国庫補助第1号の予定中。国交省の幹部（後の山本繁太郎山口県知事）の依頼により、越澤教授が案内。現在、横浜市は焼失建物を復元する方針。

美濃市、花祭り
うだつの街並み
美濃和紙など豪商の町屋

①平成15年に電線地中化
→②文化庁の重要伝建地区に
→③歴まち法の認定を受け、
→④和紙が世界遺産に。

美濃の伝建地区
町屋の再生：老舗米屋の娘さんが、パン屋を開店。評判となり、遠方からもお客が来る。

老舗米屋がパン屋

美濃の河合さん開店

原料に米粉・玄米、好評

店名「Mam's」

美濃和紙あかりアート展：伝統を生かした新たなイベント

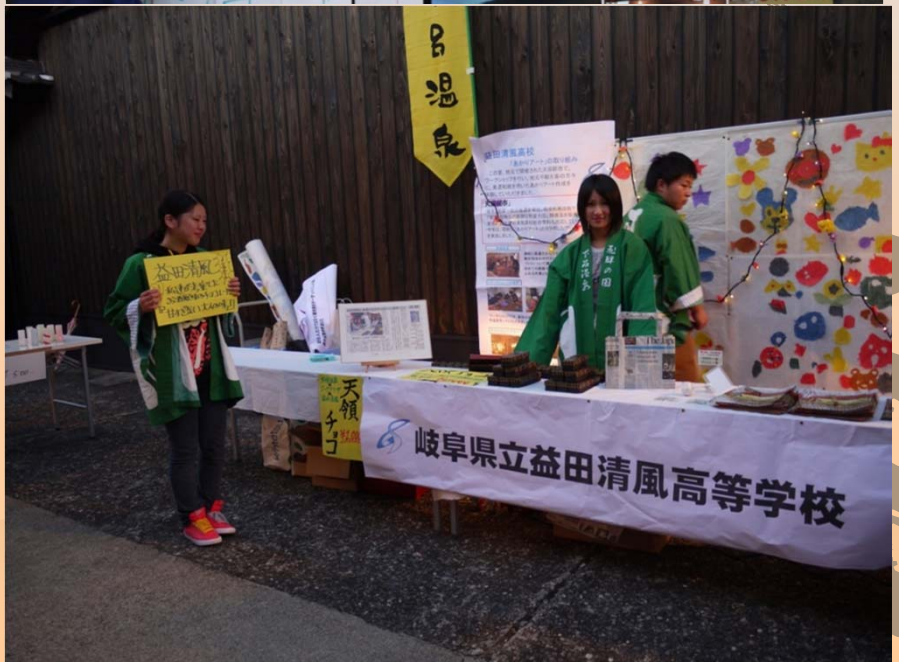

美濃和紙あかりアート展は、地元の小中学校生徒も参加

長浜商工会議所が核となり設立した「長浜まちづくり株式会社」が、
中心市街地活性化に取り組む、空き家の調査、活用策など。
最も価値がある町屋＝安藤家（町年寄）。御子孫が管理仕切れず、
閉鎖した。その保存・活用も行う。長浜の最大の豪商で、無名時代の
北大路魯山人のパトロンであった。

これまで未公開であった安藤家の茶室。限定公開を開始
魯山人によるモダンなデザイン、庭園も有数の質
雨漏りなどは、まだ未修復

金沢市の重伝建地区「主計町」（日本で初めて町名復活をした）その近接地で、歴まち法の事業箇所→戦後の庭園を取り壊して築城当時の素掘りの惣構え堀を復元する工事中。

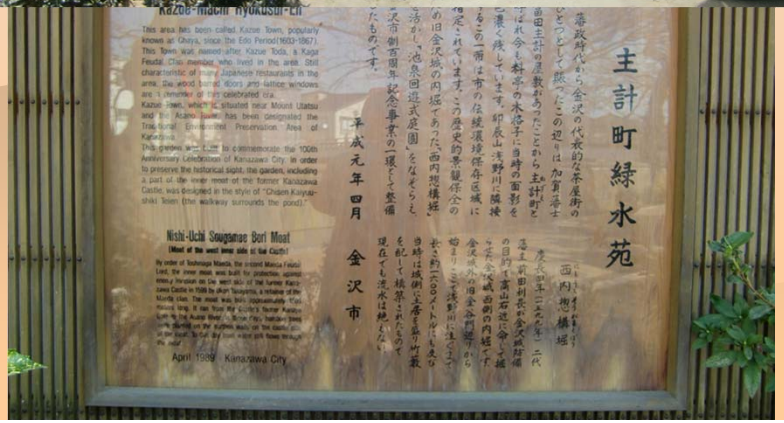

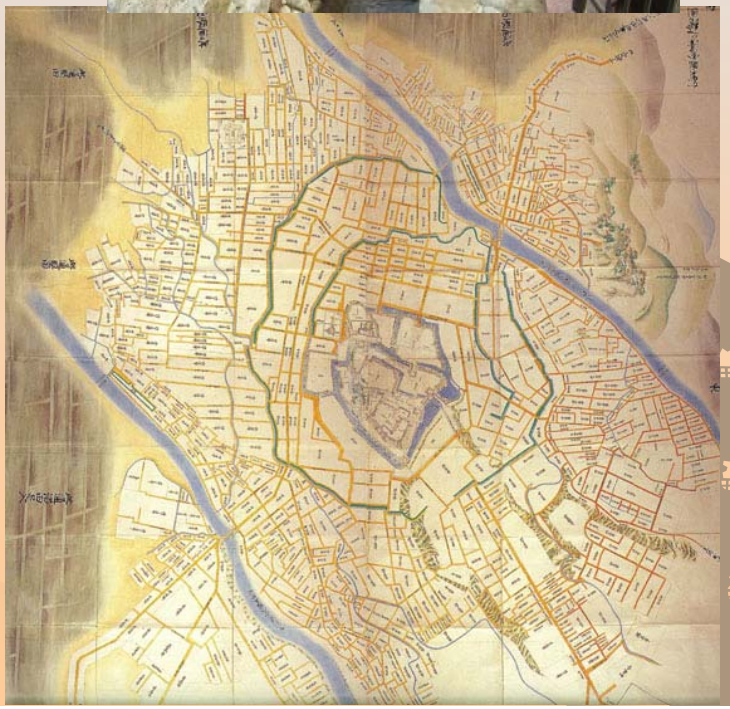

金沢市、東茶屋の重伝建地区から徒歩数分。
町家の消滅が急速に進行。市が補助し修復。
若手工芸家に3年、貸出し、工房として活用

東茶屋街そば、北国街道沿い。すでに廃業した豪商の町屋。奥様が品の良いお店として活用、2階は金沢の町屋活用NPOの拠点の事務局。

金沢市、都心繁華街に1軒のみ現存する木造の豪商町家。
買取り・修復・活用。歴まち事業でなければ、保存は到底不可能。
学生の自由な活動に使用。（※男性は、建物を管理する金沢市市民局長）

左の1棟は移築・復元。山出市長の指示で、市内最大の解体される料亭の大広間を、10年間、部材保存していた。
歴まち事業でなければ、復元は到底不可能。

高岡市
歴まち事業で、
車山会館を新築

高岡市、伝建地区内の町屋活用、興味ある事例。
お総菜のお店が開店。地元の女性高齢者が、
わざわざ、タクシーで、買いに来ていた。

富田林市は、大阪府で唯一の重伝建地区。
興正寺で、左から大阪府の正木理事、多田市長。
越澤教授は、寺内町まち興しを指導助言、講演。
約10年間で、みるみる成果が出た。嬉しい限り。

眺望上、重要な町屋を買い取り、修復・活用

富田林寺内町。お店がゼロから30数店にまで増加した。

富田林に縁のある人がお店を開くことが多い。女性が経営。
有力商家を借りたイタリアン（河内野菜、大和地鶏）。自家製パン。

中部地方整備局管内における歴史的風致維持向上計画の認定を受けた

各市町の取組

高山市の歴史まちづくりの取組

歴史と伝統文化を活かしたまちづくり

高山市

1．高山市の概要（面積、人口）

平成１７年２月１日、周辺９町村と合併
（丹生川村、宮村、清見村、荘川村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村）
面積：東京都とほぼ同じ面積となり日本一広い市
（大阪府や香川県より広い）
森林率：９２.１％（世界平均30%台、国内平均60%台）

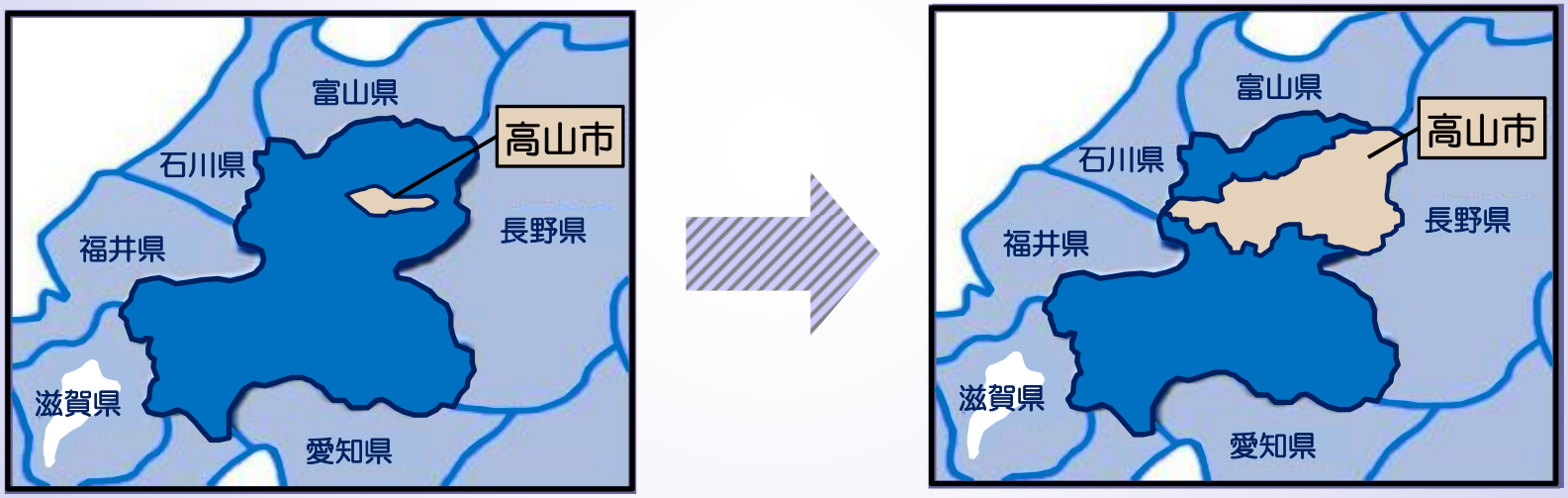

H17.1.1現在
面積 ： 139.57k㎡

人口：67,263人

H17.2.1現在
面積 ： 2,177.67k㎡
（15.6倍）
人口：97,533人

H26.4.1 現在

人口：９１，６０５人

2. 高山市の歴史・文化資源

○伝統文化（高山祭、屋台）

高山祭は4月14日、15日の日枝神社の山王祭と、10月9日、10日の桜山八幡宮の八幡祭の総称。
日本三大美祭の一つに数えられ、16世紀後半から続いている。

・高山祭は、国の重要無形民俗文化財
・高山祭屋台は、国の重要有形民俗文化財
（春祭12台、秋祭11台）

秋の高山祭

○古い町並（国選定重要伝統的建造物群保存地区）

城下町の中心、商人町として発達した上町及び下町の三筋の町並みを合わせて、「古い町並」と呼んでいる。

三町伝統的建造物群保存地区

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区

3．観光客数の推移（日帰り・宿泊別） ※H17年合併実施

平成25年の観光客入込み者数は、対前年比4．7%増の394万5千人となり、東日本大震災前の平成22年と比較しても3．5%の増加となった。

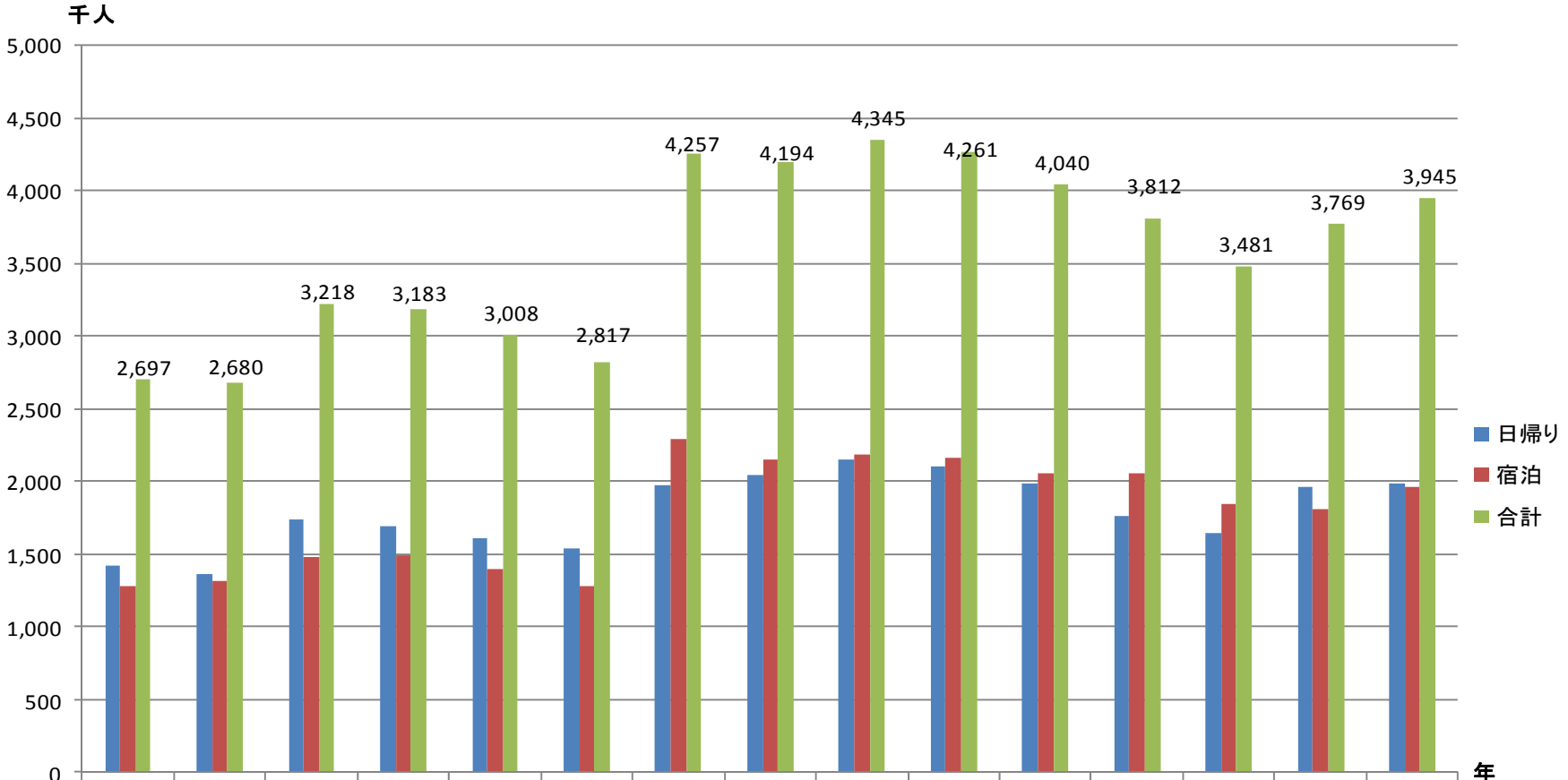

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日帰り	1,420	1,363	1,733	1,695	1,609	1,538	1,971	2,040	2,155	2,098	1,983	1,760	1,641	1,961	1,981
宿泊	1,277	1,317	1,485	1,488	1,399	1,279	2,286	2,154	2,190	2,163	2,057	2,052	1,840	1,808	1,964
合計	2,697	2,680	3,218	3,183	3,008	2,817	4,257	4,194	4,345	4,261	4,040	3,812	3,481	3,769	3,945

4. 高山市の歴史的風致

伝統的な町並み

歴史的建造物

東山寺院群（宗猷寺）

一体となった
「歴史的風致」

祭礼行事（高山祭）

人々の営み

伝統工芸の技術（一位一刀彫）

5. 歴史まちづくりにおける重点区域

高山市歴史的風致維持向上計画

計画期間：平成20年度～29年度

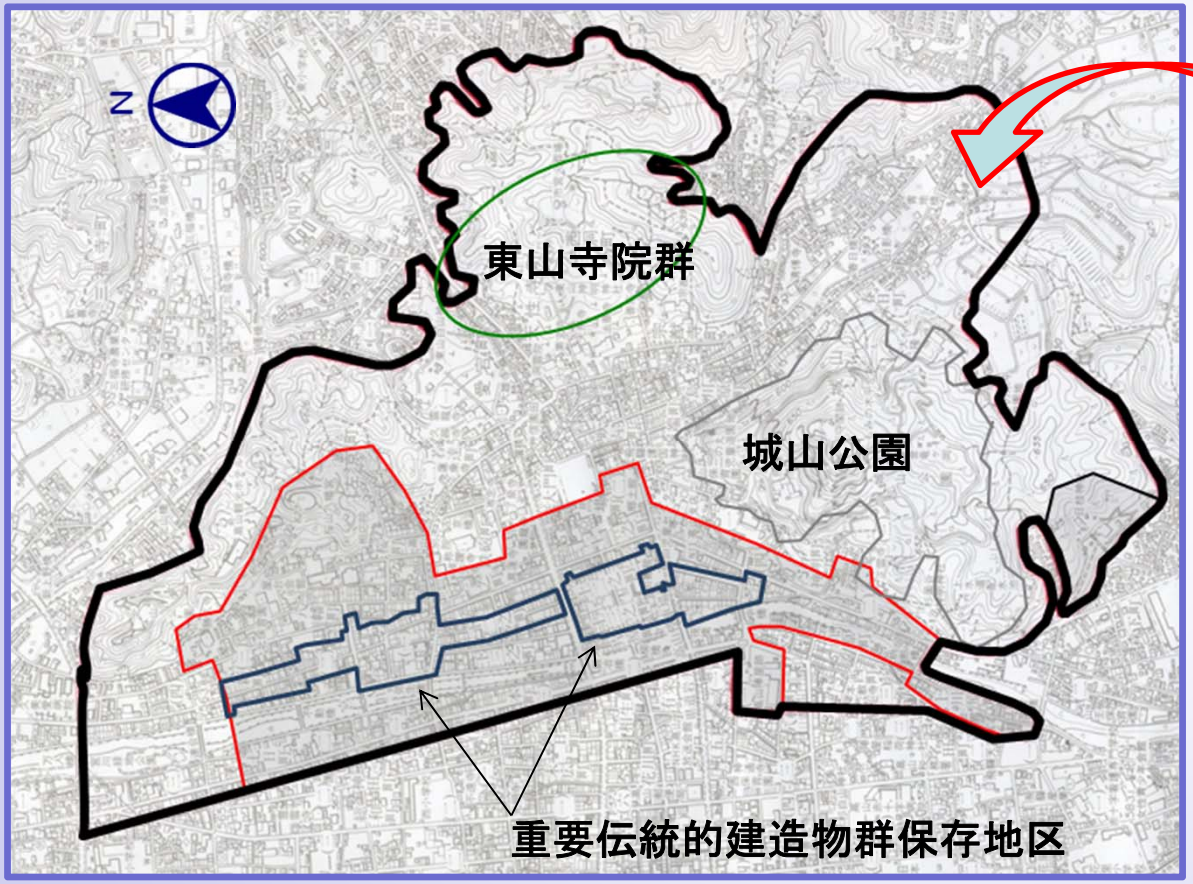

「城下町高山重点区域」

豊臣秀吉の命を受けて飛騨を平定した金森長近を初代とする金森氏六代、107年の治政によるまちづくりが基となった城下町と、それに隣接する東側の風致地区（北山、東山、城山）などを含めた範囲。

6. 歴史まちづくりの基本方針

基本方針

①「歴史的風致を形成する伝統的建造物群」に代表される歴史的な町並み、多様な歴史的建造物、農山村景観を保存活用し、その周辺環境との調和を図る。

②「まちづくり計画」と連携して、良好な環境の整備を図り、継続的に地域に住み続けられる環境を創出する。

③歴史的風致に息づく伝統行事、伝統文化及び伝統工芸技術の継承、後継者育成の支援を図る。

7. 取組の成果（拠点施設の整備）

整備前

旧矢嶋邸等整備事業

かつての豪商旧矢嶋邸の用地を取得し、歴史的風致の拠点施設として、隣接していた市歴史民俗資料館「郷土館」と一体的に整備。

景観を阻害していた敷地内のビルを除去し、江戸時代から残る土蔵を活用した歴史・美術展示施設の整備を行った。平成23年4月に「飛騨高山まちの博物館」としてオープン。

年間の利用者は18万人を超える。

整備後（飛騨高山まちの博物館）

整備後（土蔵内の展示室）

8. 取組の成果（周遊ルートによる回遊性の向上）

江名子川散策ルート

東山寺院群（東山遊歩道）

高山城跡（城山遊歩道）

下二之町大新町伝統的
建造物群保存地区

東

北

飛騨高山まちの博物館

南

西

市政記念館

宮川朝市

三町伝統的重要建造物群保存地区

高山陣屋

９．取組の成果（周遊ルート周辺の整備）

東山遊歩道

寺院や神社、各寺院の墓地内にある高山ゆかりの人物の墓など、文化財を巡る遊歩道を整備。欧米の外国人を中心に、海外からの観光客にも人気がある。

横丁の整備

伝統的な生活感の残る横丁の修景整備を実施。観光客を新たなエリアへ誘導することにより、まちなかの回遊性の向上を図っている。

まちかどスポット

周遊ルートの交差点や橋のたもとに休憩施設や案内板等を整備し、潤いのある景観や地域住民と観光客がふれあえる場の創出を行っている。

東山遊歩道

横丁の整備

まちかどスポット

10. 取組の成果（無電柱化事業）

電柱撤去前

電柱撤去後

景観を重視した側溝修理

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内において、電線等の地中化により電柱を撤去するとともに、側溝に石や木製のふたを使用し、伝統的な町並みに合った道路修景事業を実施。

良好な町並み景観の形成により観光客の往来が増え、まちの回遊性の向上が図られている。

11. 取組の成果（祭礼復興事業）

伝統的な様式が失われてしまった衣装や、老朽化した衣装など、高山祭の祭礼衣装等を計画的に整備。

【波及効果】

祭礼衣装の復元がきっかけで、小学生による神楽舞の復活に取り組むこととなり、高山祭で50年ぶりに舞が披露された。

50年ぶりに復活した神楽舞

12. 取組の成果（事業者等へのアプローチ）

景観計画に基づき撤去された屋上看板

景観に配慮し撤去された鉄塔

市の市街地景観保存条例の基準に配慮し整備された事業所

13. 取組の成果（町並み保存会活動の活性化）

維持向上計画の策定などがきっかけになり、成果と課題の顕在化と共有化が進む。
- ◆プラス要素 ・・・ 町並み整備、周遊客の増加など
- ◆マイナス要素 ・・・ 高齢化、少子化など

その結果、保存会活動の活性化の機運が高まり、新しい取り組みが始まっている。

専門部会の設立

- ・町並み保存部会（自主規制などの検討）
- ・広報部会（住民等への意識付けの強化）
- ・子ども伝承部会（次世代への継承）

町並み保存検討会議の様子

町なみ飛騨高山
創刊号

連携して取り組む町並み保存
専門部会を設置

広報部会が制作した広報誌（創刊号）

14. 町並み保存会等によるまちづくり

周辺の景観を意識したアーケードの改修

伝統風習の継承（8月7日の七夕）

地域住民と事業者の協議をふまえ
計画された大規模店舗

保存会による郷土学習イベント

15. 最近の動きと今後の展望

○景観上重要な役割を果たしている建造物を、景観法に基づく景観重要建造物に指定するとともに、指定した建造物の修理に要する費用の補助制度を新設。

○近年急増している外国人観光客に対して、インターネット接続環境や観光・緊急情報などの提供を行うため、市街地において無料でインターネットに接続できるWi - Fi環境（公衆無線LAN）を整備。

○伝統構法木造建築物の特徴に応じた耐震診断や耐震補強工事に関する「高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル」を作成するとともに、マニュアルに基づいた耐震診断及び耐震補強工事に要する費用の補助制度を新設。

○旧図書館敷地及び隣接する空家、土蔵を活用した文化交流施設の整備を計画中。
「学び」を主体とする飛騨高山まちの博物館を、「体感」を主体とする場によって補完することで、一体的な機能の発揮を目指す。

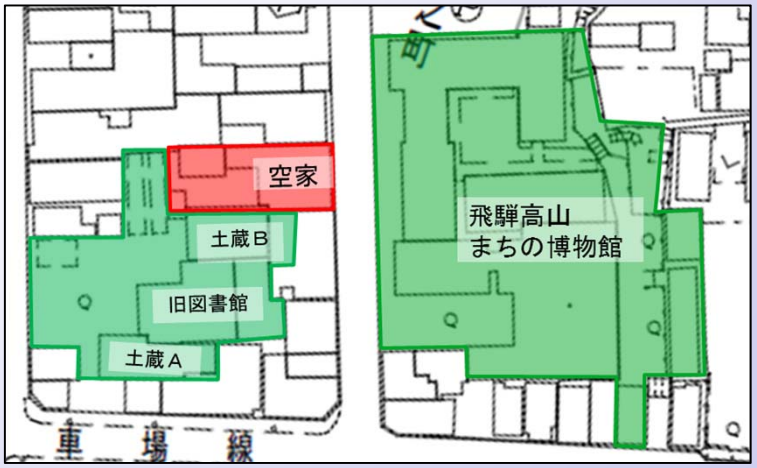

亀山市の歴史まちづくりの取組

悠久の歴史を活かしたまちづくり

亀山市

1）歴史まちづくり法への取り組みの背景

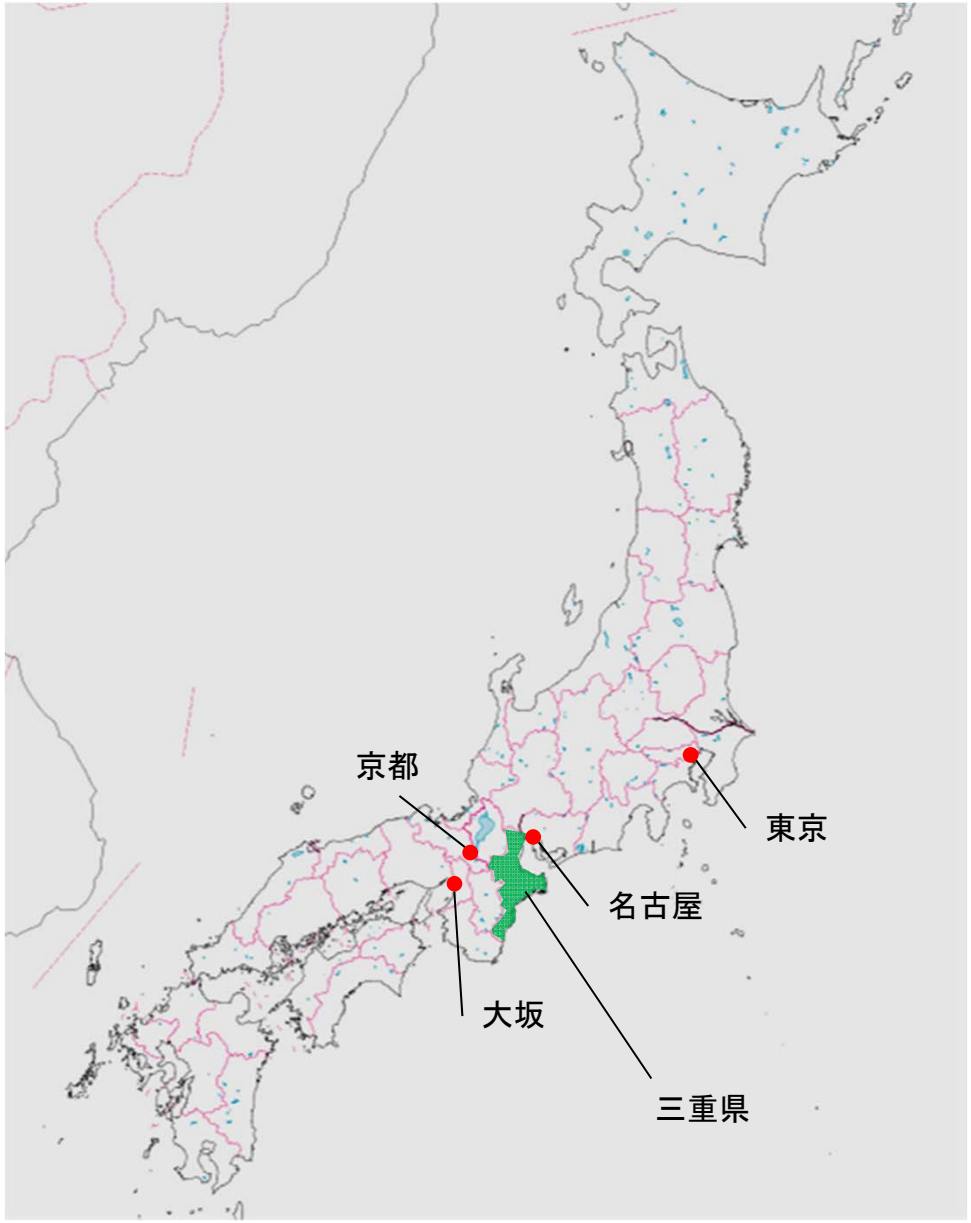

三重県　　面積：5,776㎢
人口：1,862,575人

亀山市　　面積：190.91㎢
人口：約50,000人

1）歴史まちづくり法への取り組みの背景

○指定文化財等の分布状況　→*市内の文化財等の多くが東海道上に分布している。*

・合併した新市の一体感を醸成していくため、両市町をつなぐ「東海道」を核とした歴史的なまちづくりが求められていた。

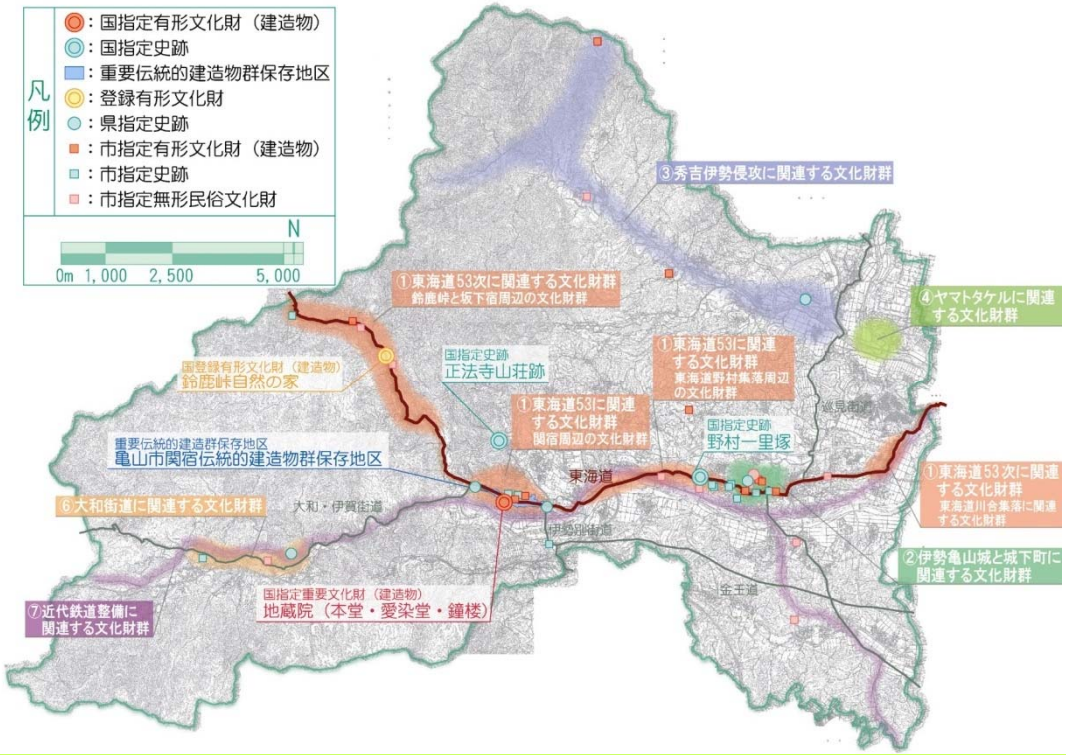

県・市指定文化財

○県指定史跡／旧亀山城多聞櫓

○市指定有形文化財(建造物)／加藤家長屋門及び土蔵

○市指定有形・無形民俗文化財／関の山車

○市指定無形民俗文化財／坂下獅子舞

指定等以外の文化財

○野村集落の歴史的建造物

○関西鉄道架道橋

○京口門跡（古写真）

○「西国三十三所観音」下之庄

国指定等文化財

○国指定重要文化財建造物／地蔵院本堂

○国指定史跡／野村一里塚

○重要伝統的建造物群保存地区／亀山市関宿

1）歴史まちづくり法への取り組みの背景

亀山市が目指す歴史まちづくりの方向性

・町並み保存の成果・効果を市全体へ

・生活の質を高める文化財の積極的な活用

・景観形成の軸のひとつに歴史文化を

都市政策・文化政策としての歴史まちづくり

○「文化のみえる化プロジェクト」（文化振興ビジョン）

・「かめやま文化年」プロジェクト
3年に一度を目途に、まちをあげて、様々な文化に関する取組を集中して開催する。
人と人とのつながりが深まり、満足感が得られるような、誰もが輝くクオリティ・オブ・ライフの高いまちをめざす。

・歴史的風致のまちづくり
亀山市が持つ歴史文化遺産や自然環境、景観等を活かしたまちづくりを推進し、誰もがこの町に住んで良かったという気持ちが自然に生まれるようなクオリティ・オブ・ライフの高いまちをめざす。

・未来に羽ばたく人づくり
誰もが自己の能力を発揮でき、感性や創造性を高めることができる環境を作ることでクオリティ・オブ・ライフの高いまちをめざす。

2)「亀山市歴史的風致維持向上計画」の概要

- 東海道のつながりに注目、市内の東海道沿道19.5㎞、面積約500haを重点区域とした。
- 東海道の宿場である亀山・関・坂下の３宿を、１本の街道が貫く「団子三兄弟」型

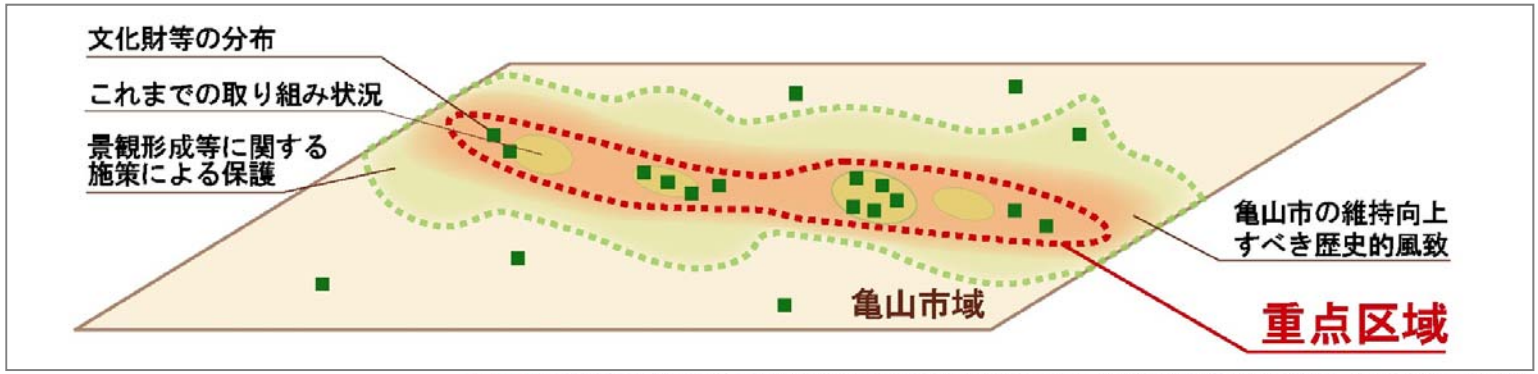

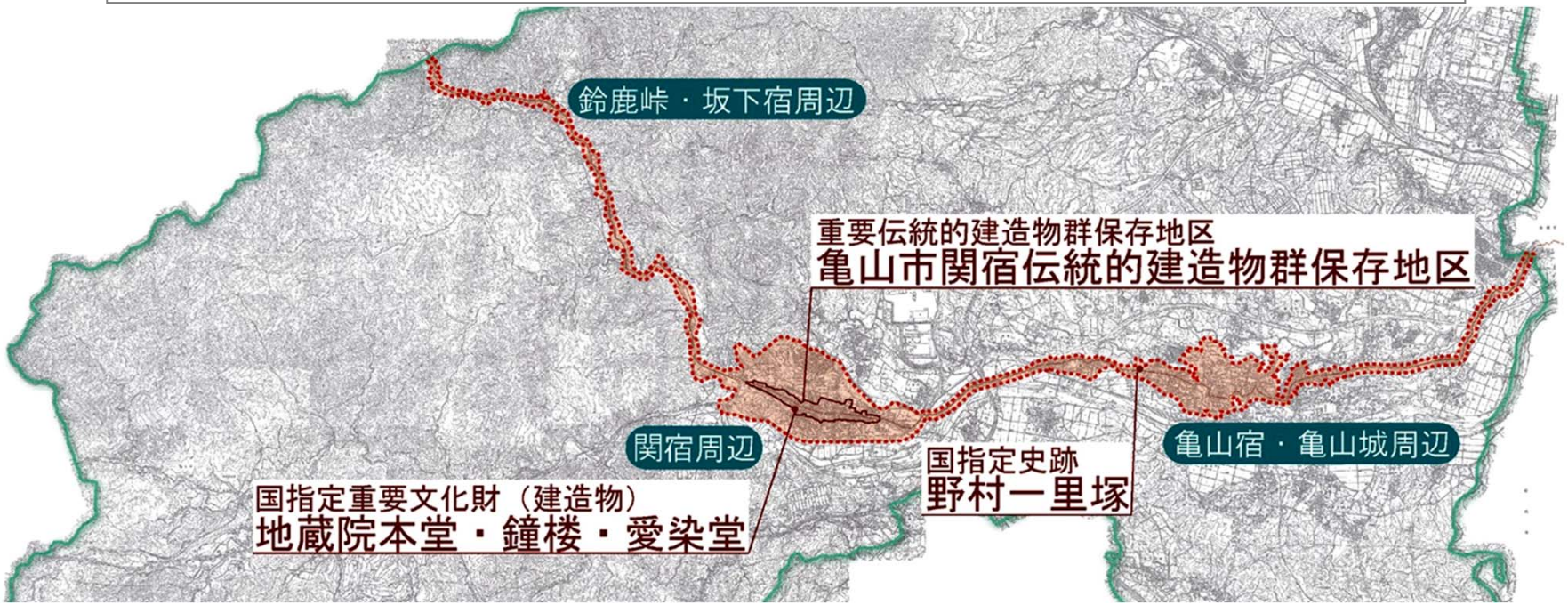

名称：亀山市東海道沿道区域　延長：19.5km　面積：約500ha

2)「亀山市歴史的風致維持向上計画」の概要

・各宿場で行う文化財等の修復を核とし、これらをつなぐ街道で景観整備を実施。
・景観条例の制定など、重点区域を書くとして市全域の景観形成を図る。
・計画期間10年のうち、前半で文化財等の修復など拠点を重点的に整備し、市民意識を高めた上で、後半において街路整備や民間建築物の景観誘導を図る戦略。

② 東海道街道環境整備事業

鈴鹿峠・太岡寺畷・野村集落・坂下宿の東海道上の路面の美装化、案内標識、休憩施設等を設置し街道環境を整備する。

① 亀山城を含む亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業

旧亀山城外堀の一部である公園池の外周園路整備と周辺の修景・美装化を行う。また、それに伴う埋蔵文化財調査を行う。

⑤ 無形文化財・無形民俗文化財記録作成事業

市内の無形文化財・無形民俗文化財の映像記録を作成し、保護伝承に役立てる。

5 関宿周辺環境整備事業

旧「木村邸」（歴史的風致形成建造物指定）を関宿散策者の休養・案内施設として整備する。

8 旧舘家住宅保存整備事業

明治5年に建築された亀山宿を代表する商家である舘家（市文化財）を部分改修し、公開を行う。

6 旧亀山城多聞櫓保存整備事業

「旧亀山城多聞櫓」（歴史的風致形成建造物指定）の保存修理を行う。

3)事業の経過(H20年度～H25年度)　～亀山宿（亀山城周辺地域)～

・亀山宿においては、亀山城を中心として、城郭・武家屋敷・城下町のそれぞれで歴史的資産の整備を実施。
・都市公園・市道整備・文化財修理を一体の事業として実施。

②二之丸帯曲輪(復元整備)
H16～H17

公園池(外堀)(園路整備)
H20～H23

④西丸外堀(復元展示)
H21～H23

⑤旧舘家住宅(保存整備)
H19～H21

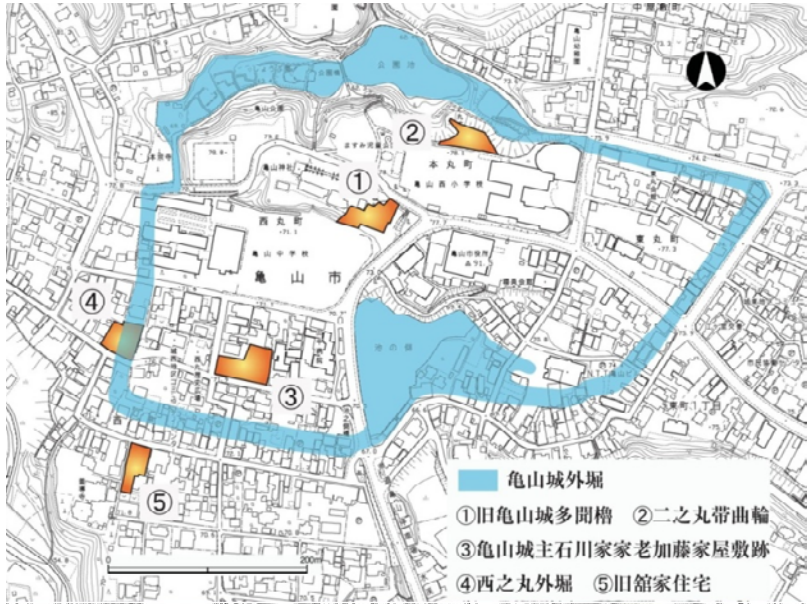

①多門櫓石垣(復旧復元)
H19～H23

①多門櫓(復原整備)
H21～H24

③加藤家屋敷跡
(公有化・環境整備・
主屋復原整備)H20～H25

3)事業の経過(H20年度～H25年度)　～関宿周辺地域～

- 関宿においては、関宿（重要伝統的建造物群保存地区）の周辺において、見学者との交流施設を整備

旧木村邸外観

旧木村邸外観

旧木村邸内部

足湯施設「小萬の湯」

足湯施設活用状況

3)事業の経過(H20年度～H25年度)　～坂下宿・鈴鹿峠周辺地域～

- 坂下宿においては、鈴鹿峠自然の家(国登録有形文化財)を中心に、文化財整備、利用者用駐車場整備を実施。
- 市単独事業として、天文観測施設の整備などを付加し、青少年の研修施設として一体的に整備。

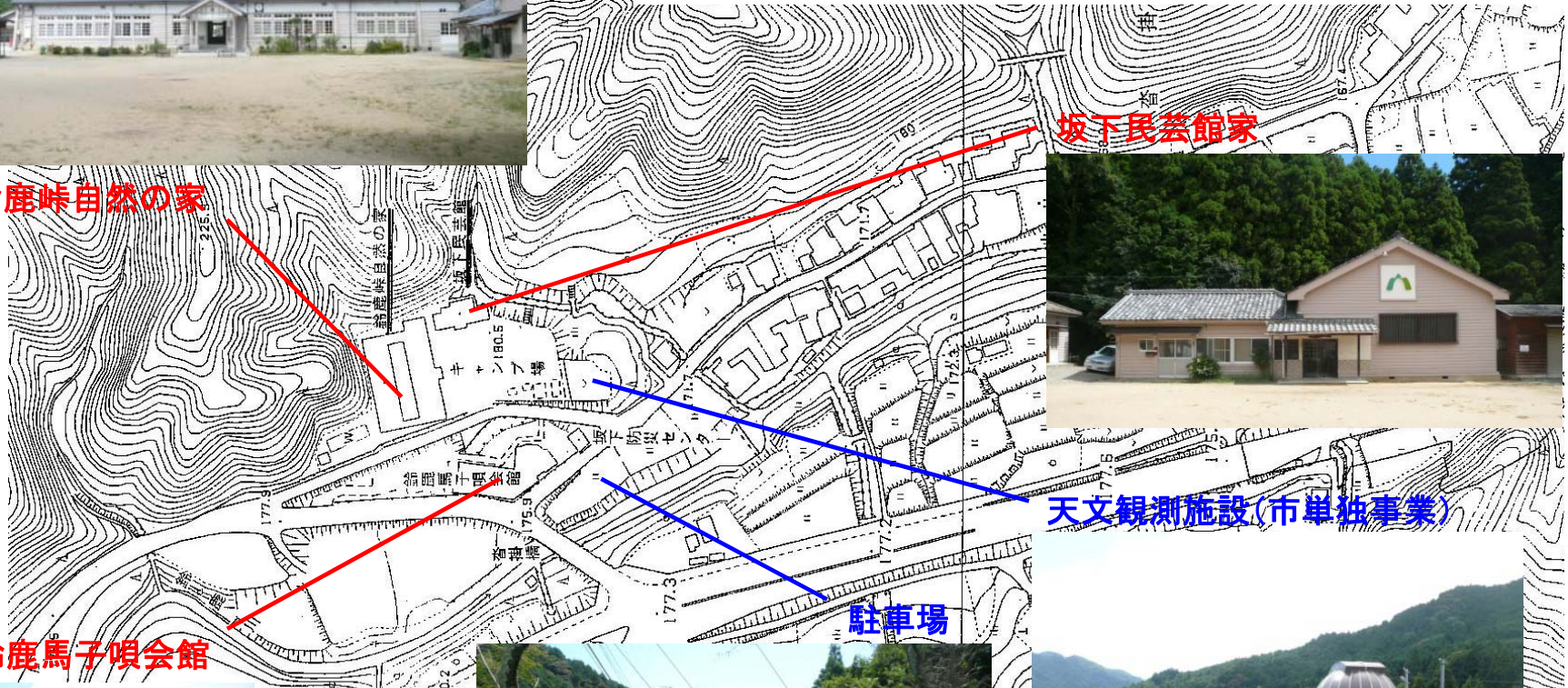

事業の成果と波及効果

①文化財保護の進展
- ・文化財の重点的な整備による拠点の整備（文化財及び関連施設）
- ・整備の契機とした地域の歴史・文化研究の進展

②歴史的な景観の形成
- ・景観計画の策定と運用
- ・文化財を含めた周辺の歴史的景観の一体的な整備
  （文化財＋市道＋公園）

③推進体制の整備
- ・歴史まちづくりに関わる庁内体制の整備
  （部署間連携の強化、文化に関わる部署を市長部局に新設）
- ・景観（歴史的）への配慮が庁内の基本ルールに

④波及的な効果
- ・市のイメージアップ（認定の効果）
  視察の受け入れや他市町村との交流
  高梁市（認定市）との「災害時相互応援協定」締結
  中部まちづくりサミットの開催（H25年度亀山市開催）
- ・市民意識の高まり
  商工会議所や観光協会が東海道の観光商品開発に取り組み

4）事業の成果と波及効果

学際的な研究の進展

■文献史学・考古学・建築学等の各学術分野で調査を実施し、その成果を集約した。

文献史学　墨書・へら書きなど文字資料の調査・記録

考古学　地下遺構の確認

建築学　部材の詳細調査

4）事業の成果と波及効果

事業の成果の公表と市民意識の向上

■広報番組「歴史への誘い」4本＋総集編3本。
■広報「れきし散歩」での亀山城に関連する記事
■歴史博物館・まちなみ文化財室による研究会の実施と合同展示
第23回歴史博物館テーマ展示・第8回文化財調査速報展示
「伊勢亀山城　～多門櫓から亀山城を見る～」
会期：H24.12.22～H25.5.26　　会期中の観覧者数：2,922人

合同展示と講座の開催

亀山城講座（全5回）「学芸員、亀山城を大いに語る」
「建物が語る多門櫓の変遷」（H25.1.20）
「古文書からみた亀山城の維持管理」（H25.2.9）
「亀山城跡発掘調査の最新成果」（H25.3.10）
「古文書から見た亀山城内の日常」（H25.3.23）
「亀山城石垣の変遷」（H25.4.13）

「歴史への誘い」撮影風景

亀山城多門櫓「平成の大修理」
その1　H23.10
その2　H24.1
その3　H24.5
その4　H24.9
総集編前編　H25.3
総集編後編その1　H25.3
総集編後編その2　H25.4

「亀山城三重櫓」（H23.7.1）
「平成の大修理」始まる（H23.9.1）
「嘉永7年にこの地方を襲った大地震」（H23.10.1）
「鬼瓦と鯱瓦」（H23.11.1）
「多門櫓内部の発掘調査」（H24.3.1）
「工事の予定を描いた亀山城の絵図」（H24.4.1）
「明治時代の亀山城の運命」（H24.8.1）

亀山城を取り上げた広報「れきし散歩」

4）事業の成果と波及効果

■修理現場公開の実施

- ・工事の進捗にあわせた5回の現場公開
- ・仮囲における「まちかど展示」の実施
- ・随時開催の現場説明会等を含めた工事期間中の現場公開参加者数：874人

第1回現場公開（H23.10.9）

第2回現場公開（H23.12.18）

仮囲いを使った
「まちかど展示」

第3回現場公開（H24.4.7）

第4回現場公開（H24.8.19）

第5回現場公開（H24.11.25）

中学校職場体験
（H24.6.4）

旧舘家住宅の活用状況

・中央公民館講座
「ｻﾝﾃﾞｰﾐｭｰｼﾞｱﾑ」
「ｻﾝﾃﾞｰﾋｽﾄﾘｰ」

・ひな祭り
「東海道のおひなさま」

・亀山市文化財講座
「文化財を深める
こと広めること」

旧舘家住宅利用者数
H.22年度・・・1,577人
H.23年度・・・6,109人
H.24年度・・・4,633人
H.25年度・・・4,163人
開館日：H.22年度～24年度は、
毎週火曜日～日曜日（年末年始除く）
H.25年度は、
毎週土曜日・日曜日及び祝日
（年末年始除く）

亀山城多門櫓周辺の活用状況

中央公民館出前講座
（多門櫓　H.25.11.4.）

亀山城多門櫓周辺文化財説明会（多門櫓石垣修復　H.23.4.3.）

亀山城多門櫓周辺文化財説明会（公園池遊歩道整備　H.23.4.3.）

中央公民館出前講座
（明治天皇行在所　H.25.10.16.）

■多門櫓一般公開開始後の亀山城周辺歴史的建造物（公開施設）への来館者数推移

H.24年度：4,633人（多門櫓公開前）

H.25年度：12,284人（多門櫓公開後）

今後（計画期間10年間の後半）に向けた課題

①認定計画期間後半（H26～29）の着実な事業実施
- 認定期間前半では文化財を中心とした各宿場の拠点整備
- 計画期間後半では宿場をつなぐルートの整備

②事業成果の確認と市民意識の醸成
- 整備箇所を活かしたソフト事業等の実施
- 景観に関する市民活動の育成

③財政的裏づけ
- 市財政状況に即した計画的な事業実施
- 「認定」の重みを尊重した財政支援のあり方

平成26年
かめやま文化年

平成26年
関宿重伝建選定30周年
歴まち認定5周年

④認定計画の今後
- 計画の評価
  計画と支援メニューが直結していないと、評価軸がずれる可能性がある
- 計画期間
  「歴史まちづくり」は息の長い取り組みが必要
  認定により得た「歴史都市」としての評価や他認定都市との交流を継続していきたい

犬山市の歴史まちづくりの取組

「本物」を求めて、犬山へ。
犬山市

1.犬山市の概要

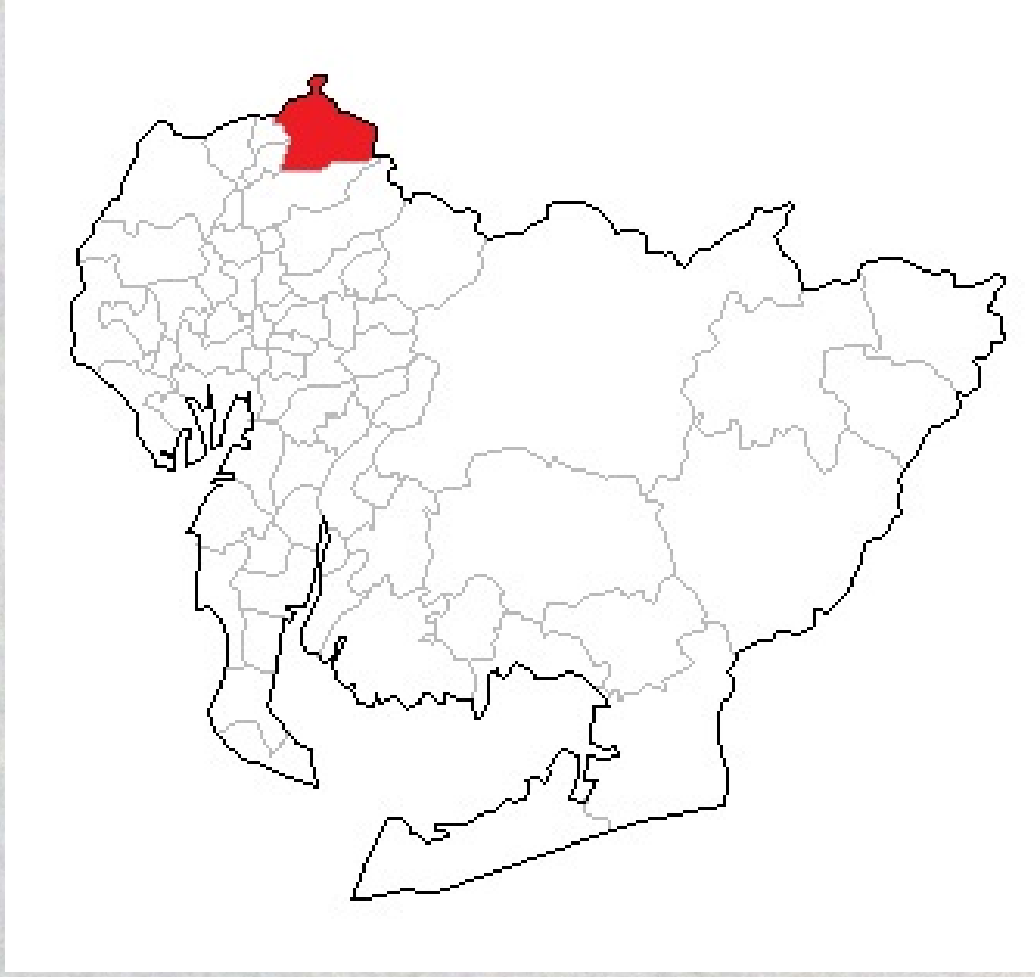

〇市制施行

昭和29年4月1日(犬山町、城東村、羽黒村、楽田村、池野村の5町村が合併)

〇人口

人口74,796人
(平成26年11月30日現在)

〇位置

愛知県の最北端に位置し、名古屋市、岐阜市まで電車で25分、名神・東名高速道路小牧インターチェンジから11km

〇面積

74,97k㎡

〇財政規模(平成26年度)

・一般会計　23,301,040千円
・特別会計　15,749,603千円
・財政力指数　0.895
(平成23年～平成25年の平均)

～犬山市の歴史～

犬山は、江戸時代に犬山街道（稲置街道）と呼ばれる街道が整備されて以来、人々の往来で賑わっていた。

犬山城の城下町として栄えた城下町地区は、犬山城や茶室如庵といった国宝、国の重要無形民俗文化財に指定された370年余り続く犬山祭など、歴史的・文化的な文化財を多く抱えているほか、味わい深い町並みを始め、歴史的・文化的価値の高い町割、町家、木戸跡などが数多く残されている。

現在は、年間500万人の観光客が来訪する国際都市として全国に知られるようになった。

～景観保護の取り組み～

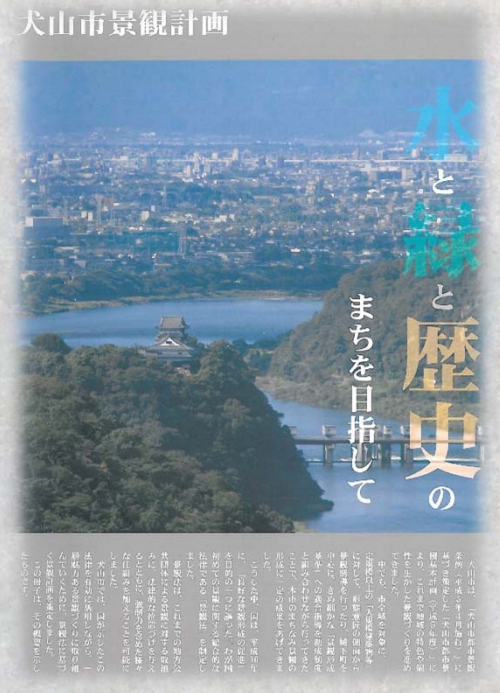

平成2年	・犬山駅西地区において、15階建てのマンション建設計画が発生。 ・都市景観懇談会を制定。
平成5年	・『犬山市都市景観条例』制定。 ・犬山市都市景観審議会の設置。
平成6年	・『犬山市都市景観基本計画』の制定。 ・都市景観重点地区指定。
平成17年	・犬山市が愛知県内では指定都市、中核市以外では初めての景観団体となる。
平成20年	・景観条例及び施行規則施行。 ・『犬山市景観計画』の告示。

～都市計画道路の見直し～

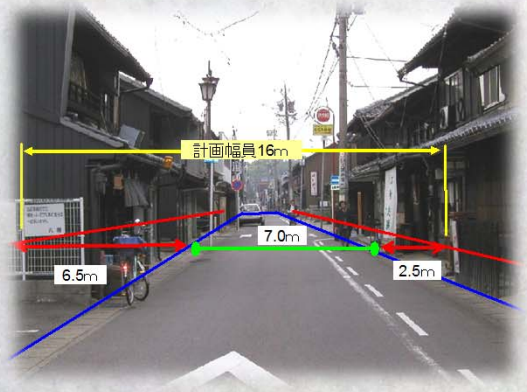

昭和46年	○歴史的な町割りを分断する形で、幅員16mの都市計画道路（本町通線、新町線）が計画決定。
平成8年	○いずれも長期未整備路線となっていたが、新町線の事業着手が表明されると、事業に対する地域住民による議論が行われた。
平成10年 ～11年	○計画幅員による道路整備事業を一時凍結し、「みちづくりや「まちづくり」についてのワークショップを開催。
平成12年 ～13年	○城下町のまちづくりの方向性が「都市計画道路を拡張しない」ということで決定し、『歴史のみちづくり整備計画』及び『市街地活性化基本計画』を策定。 ○地区内のまちづくりコンセプトを「歩いて暮らせるまち・歩いて巡るまち」とし、城下町の景観に合ったみちづくりを展開していくことになった。
平成17年～	○本町通線と新町線の現道幅員での整備が決定。 ○第一回まち交大賞計画大賞受賞 ○電線類地中化・道路美装化整備を実施。

～㈱名古屋鉄道とのタイアップ～

◯「沿線価値の向上」を目的として、沿線ディスティネーションキャンペーンを展開していた㈱名古屋鉄道と、「歩いて巡るまちづくり」をモットーに観光基盤整備を推進していた犬山市が協力。

◯国宝犬山城等の犬山の魅力を「まち歩き」の観点から、楽しみ方を提案した「犬山キャンペーン」を平成19年(2009)より開始。

～犬山城登閣者数の推移～

道路の美装化や名古屋鉄道㈱とのタイアップ等により、入城登閣者は増加傾向にあり、平成26年12月16日に50万人に到達した。

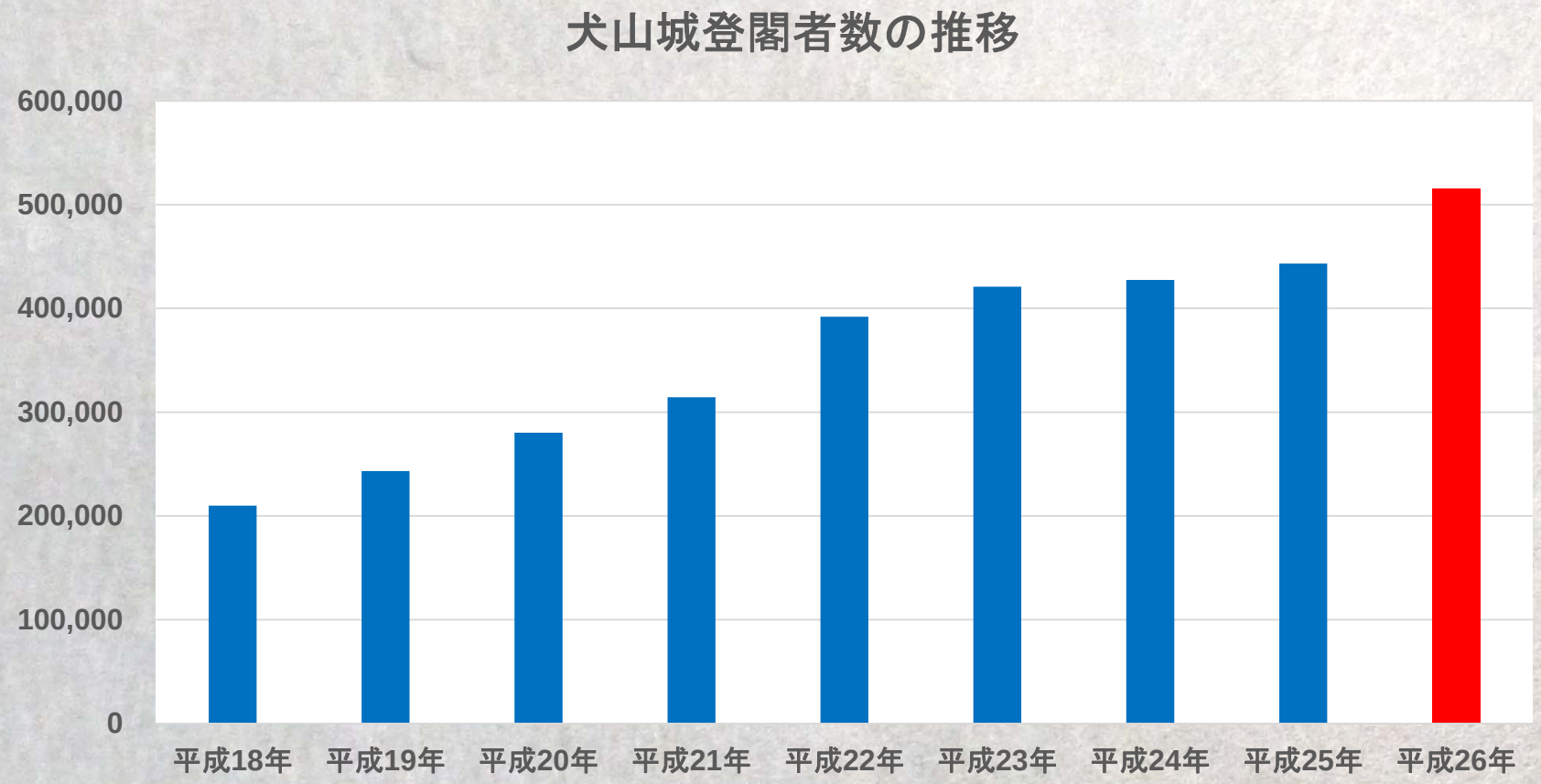

2.歴史まちづくりの方針及び特徴

～組織体制の変化～

〇犬山市歴史的風致維持向上計画実現のために、まちづくりと文化財の保存伝承を同じ部署で一括して行う必要があると判断。
〇平成21年4月より、教育委員会に「歴史まちづくり課」を新設した。

これまでの体制

都市整備部

〇 建築課
①景観について

〇 都市計画課
①都市計画・まちづくりについて
②施設管理について

教育委員会

〇 生涯学習課
①伝統文化の継承について
②文化財保護について

計画策定以降の体制の特徴

都市整備部

〇 都市計画建築課
①景観について
②都市計画について
③まちづくりについて

教育委員会

〇 歴史まちづくり課
①伝統文化の継承について
②文化財保護について
③歴史的風致維持向上計画重点区域のまちづくりについて
④施設管理について

～計画を実現するための体制～

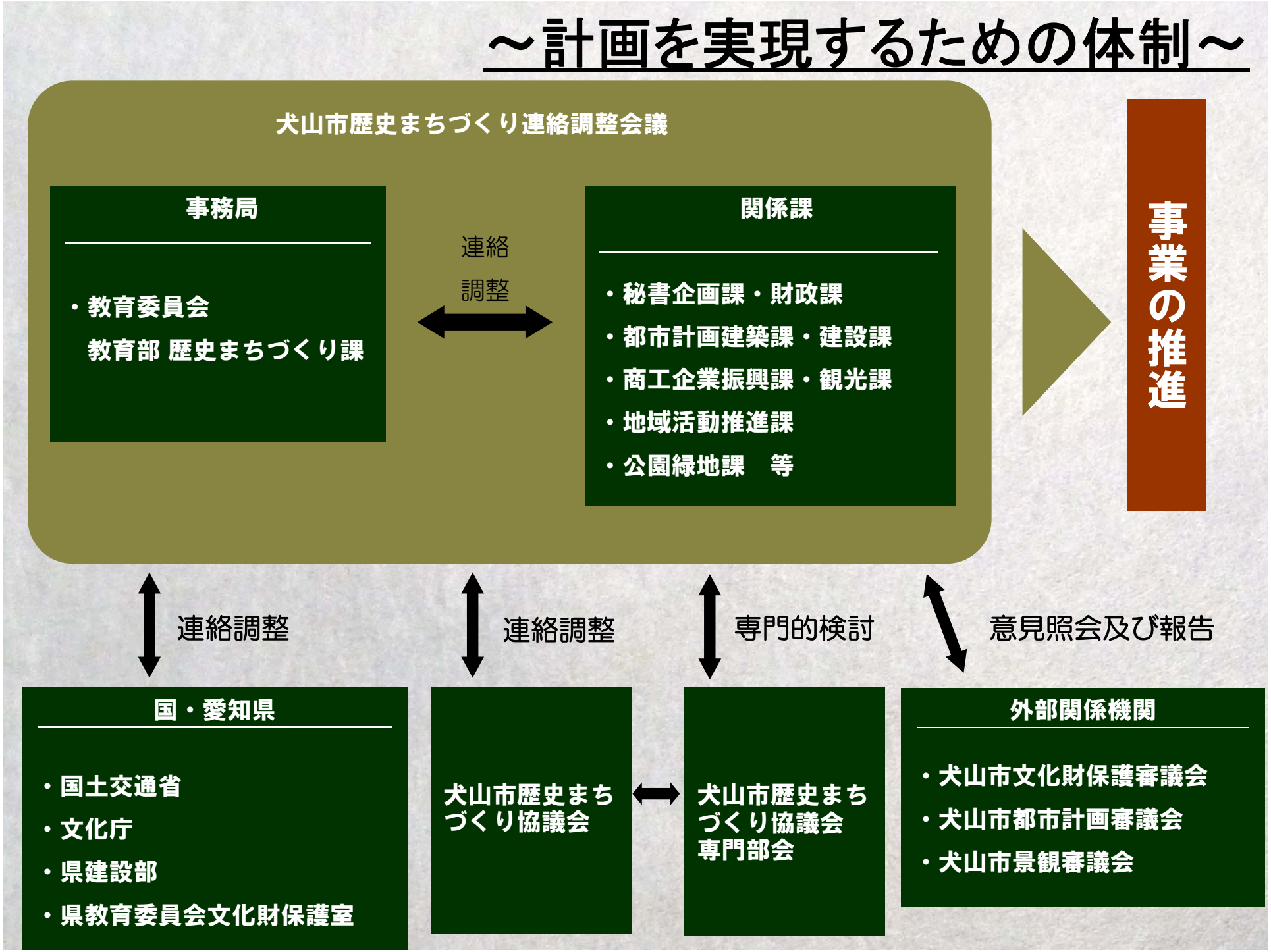

～犬山市内にある維持向上すべき歴史的風致～

①犬山祭と犬山城・犬山城下町にみる歴史的風致

寛永12年(1635)に始まったと伝えられる犬山祭の車山行事が、毎年犬山城下の針綱神社の例祭として行われている。城下13町内から地域に暮らす町衆らによって、車山の組立てから曳き回し、からくり奉納、解体保管を始め、からくりとお囃子の練習や夏の懸装幕の虫干しなど、一年を通じた祭りの運営が行われる。

町衆らによって370余年の守り伝えられてきた犬山祭と、その舞台となっている国宝犬山城や城下町の歴史的なまちなみが一体となって受け継がれている。

②木曽川周辺にみられる歴史的風致

万治2年(1659)、犬山城主3代成瀬正親の庇護のもと始められた御料鵜飼から350余年、腰蓑や足半草履を身にまとった鵜匠が行う「鵜飼」は、国宝犬山城を背景とした季節を彩る風物詩として、市民の心に刻まれている。

水運の要所であって犬山城下付近では、川岸には水にまつわる安全を祈願するために建てられた神社や常夜灯が、周囲のまちなみと一体となって歴史的な風情を醸し出している。また甘露煮などの食も含め地域に息づいている。

③犬山焼にみる歴史的風致

元禄あるいは宝暦年間が始まりとされる犬山焼は、犬山城主7代成瀬正壽によって「御庭焼」として保護されたことにより現在見ることができる特徴の「赤絵」や「雲錦手」の意匠が定着した。

城下町では、犬山祭の時などに犬山焼の器に盛り付けた料理で人々をもてなすなど、町家建築物などと共に城下町の文化の一つとして守ってきている。

この伝統的技法を用いた犬山焼が現在も息づき、赤絵や雲錦手に見られる彩り豊かな装飾が、歴史的なまちなみの中で人々の目を楽しませている。

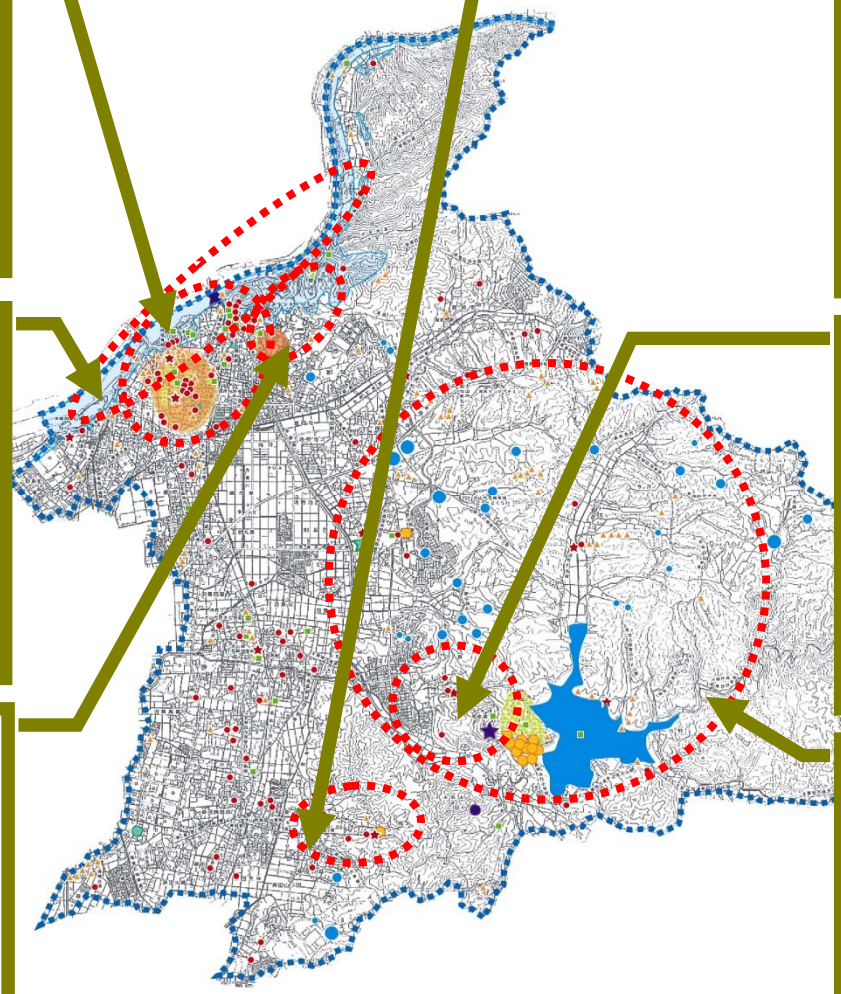

④豊年祭と八ッ八祭などにみる歴史的風致

江戸時代中期より「尾張二之宮」として親しまれている大縣神社には、伝統行事が多数ある。神輿を担ぎ、男女の厄除を祈願する豊年祭では、「天馬」と呼ばれる色とりどりの紙の飾りを付けた竹棒を、神事を終えた直後に見物客が一斉に取り合う。また8月には、茅で作られた大きな輪を八の字にくぐるハツハ祭と呼ばれる神事などがある。

大縣神社(本殿などは重要文化財)を中心に祭りの際、鳥居までの一本道には大勢の参拝者や見物人が詰め掛け、往時の隆盛を垣間見ることができる。

⑤石上祭の歴史的風致

尾張富士(277m)は、尾張平野の本宮山(293m)に高さが僅か十数メートル及ばないという悲哀を長年感じ続けてきたという言い伝えが、石上げ祭を産み出したと言われている。市指定無形民俗文化財の「石上祭」は、江戸時代後期より連綿と続いている。真夏の季節に人力で巨石を山に上げた先人の足跡は、尾張富士浅間神社本殿を起点とする参道一帯の林立する献石により今日も見ることができる。

尾張富士信仰と人々が石に託した願いが、独特の風情を醸し出している。

⑥虫送りにみる歴史的風致

農業用ため池や里山が残る城東地区には、農家にとって大切な行事が代々受け継がれている。毎年7月中頃、水田の害虫を追い払い、豊年を祈願する「虫送り」と呼ばれる行事は、住民らが祭文を唱えながら地区内を練り歩き、各家を訪問しながら地区の境にある川端まで来たら藁人形に短冊を付けた笹竹を立てて帰る。

この地域には五穀豊穣と虫を封じ込める神社として有名な虫鹿神社があり、虫送りの舞台ともなっている。この他にも、天道宮神明社楼門など数多くの神社仏閣が建立されており、虫送り行事とともに農村集落での民間信仰に関わっている。

3.歴史まちづくりの取組及び成果 ～重点区域における施策・事業概要～

新町線 道路美装化事業

犬山が、総構えの城下町であったことを今に伝える木戸(枡型)の形態を残した道路として、景観に配慮した道路の美装化を行った。

■余坂木戸跡

堀部家住宅 整備事業

犬山城下町で数少なくなった武家文化を伝える住宅で、国登録有形文化財である堀部家住宅の保存・活用を目的とした修理等を行った。

■堀部家住宅

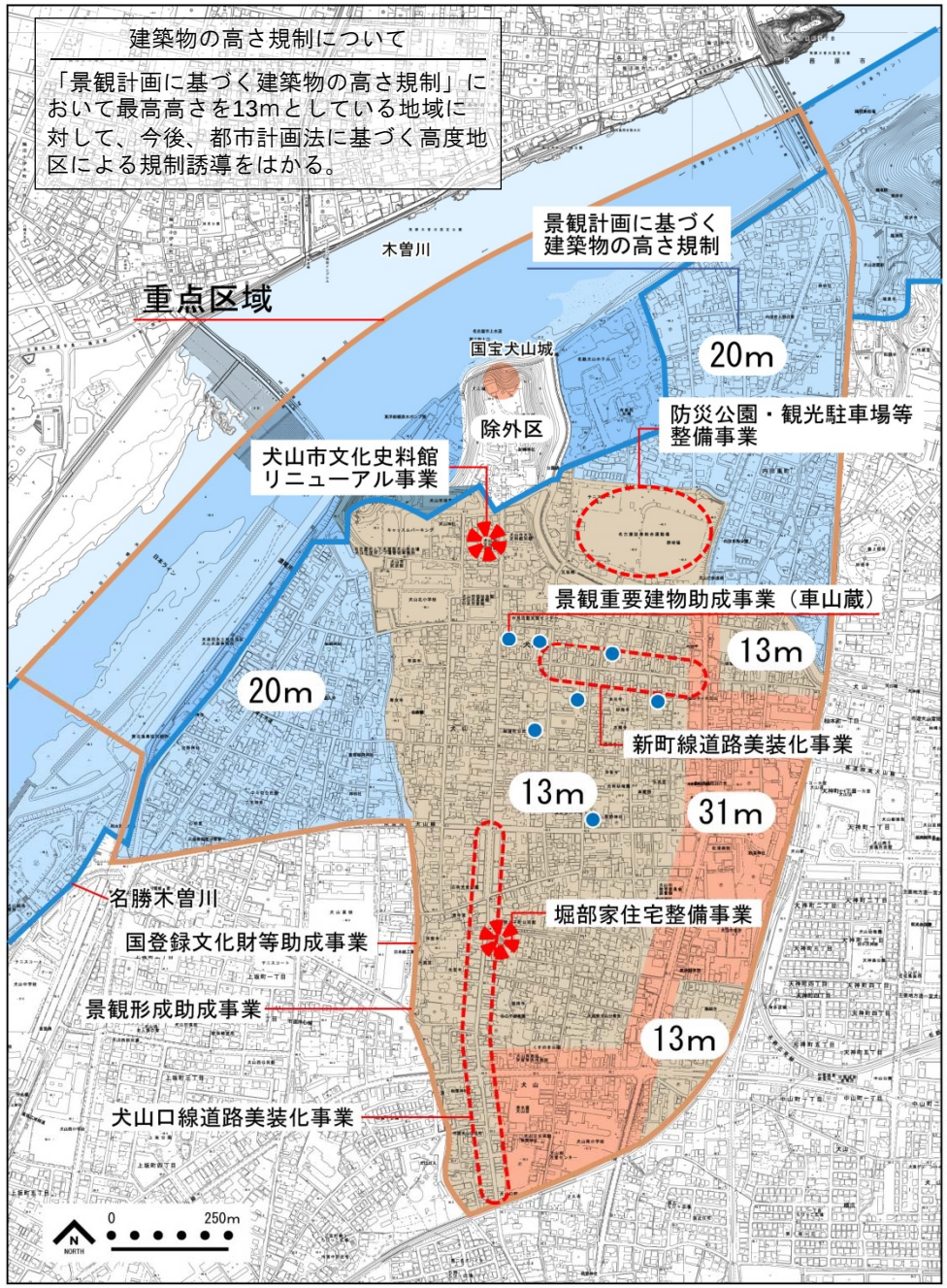

景観重要建造物 助成事業（車山蔵）

車山蔵の保全のため、当該建造物の主要構造部の改修及び外観の修景を行う経費の一部を助成した。

■車山蔵

犬山市文化史料館 リニューアル事業

既存の文化史料館を、犬山城及び犬山城下町を紹介する施設として改修計画を策定し、この計画に基づいて施設整備を行った。

■文化史料館

～城とまちミュージアムのリニューアル事業～

事業期間　平成21年～24年

基本理念

犬山城と城下町の歴史点文化史料をわかりやすく展示し、歴史文化と観光の総合的なガイダンス施設としての役割を担う。

展示内容

◯犬山城と城下町の大型ジオラマ
◯合戦絵巻の世界
◯(公財)犬山城白帝文庫所蔵品の展示

～建造物の修理・修景～

○渡邉家住宅

主な工事内容

・屋根瓦葺き替え
・1階建具取り替え
・2階格子復原

○大島家茶室

主な工事内容

・銅製軒樋
・水切取付け
・外部漆喰・聚楽壁塗替え
・内部聚楽壁塗替え

○木藤家住宅

主な工事内容

・屋根瓦葺き替え
・外壁洗出し部補修、防水処理
・玄関建具取替え

～ソフト面での歴史まちづくりの取り組み～

○文化財の防火について

平成26年1月23日
大縣神社訓練

平成26年1月28日
国宝茶室如庵　訓練

毎年文化財防火デーに合わせて主要な建造物の防火訓練を行い文化財の防災に対する意識の高揚を図っている。また、文化財保全の環境づくりに努めるとともに、文化財の所有者、管理者、地域住民、消防署が協力し合い防災訓練等を行なうよう必要な支援を図っている。

○伝統文化・保存伝承事業

熟練奏者による子ども達への笛の指導

子ども達による笛の練習風景

各地で守り伝えられてきた伝統行事の伝承のため、民俗文化財保存伝承事業補助金交付要綱（犬山市）に基づき、①伝統行事に使用される道具の保存修理及び新調　②神樂屋形等の修理　③後継者育成　について助成を行っている。

○史跡東之宮古墳普及啓発事業

集まれいぬやまっこ！の様子

出前授業の様子

小中学校向けの普及啓発活動やパネル展示、地元向けの講演会など、東之宮古墳を市内外に対して普及啓発する事業を行っている。

4.歴史まちづくりに取り組む上での課題

○犬山城下町における防災対策

・先日の火災によって、城下町における防災の課題が浮き彫りに。
・城下町の保全のため、道路拡幅による延焼遮断帯の整備、建物移転によるオープンスペースの確保や耐火建築物への立て替えなどハード対策には制約がある。
・火災が発生した際、建造物が燃えにくくなるよう、不燃化等を検討する必要がある。
・多くの被災者が安全に避難等ができる場所を近傍に確保することが必要不可欠である。
・内田防災公園を取得・整備することにより、城下町地区の町割りや歴史的建造物を残しながら、防災機能及び交通機能（観光駐車場）の向上を図る。

内田防災公園の整備予定図

○犬山城下町における人口の減少

・犬山城下町における高齢化が進み、人口が減少してきている
・今回の火災についても、無人になった店舗から出火し、発見が遅れた。
・犬山城下町の人口が減っており、犬山祭の担い手、後継者の確保が難しくなっている。
・城下町の町並みを守ることや犬山祭の存続にも理解がある定住者をいかに増やしていくかが課題であり、理解ある定住者が増えることが、防災や防犯につながる。

城下町における火災現場の様子

○景観阻害物件への対応

・築40年を超える犬山市福祉会館は、老朽化や耐震性の問題に加えて、城下町の景観を阻害していることから施設利用者の意向を配慮しながら施設のあり方について検討を進めていく必要がある。
・平成29年度に新体育館が羽黒中央公園に完成するため、現体育館用地のあり方について検討を行う必要がある。

移転が決定している犬山市体育館

○都市計画道路の見直し

・現道幅員に都市計画変更を行った本町通線の南側の犬山口通線についても、歴史的町並みの連続性等を鑑み、課題の整理、見直し方針を策定した上で、交通量調査を踏まえ、都市計画変更を検討をする必要がある。
・現在、経年劣化による耐震性の問題や、景観を阻害している要因となっているため、下本町商店街のあり方について検討する必要がある。

下本町商店街の様子

5.今後の展望

～歴史的風致と観光と市民生活が矛盾しないまちづくりの推進～

2037年に迎える犬山城築城500年に向けて、住民及び観光客が安全・安心で、にぎわいと潤いを感じられる良好な住環境の形成を図りながら、城下町地区の歴史的景観を保持した町並みを形成していく。

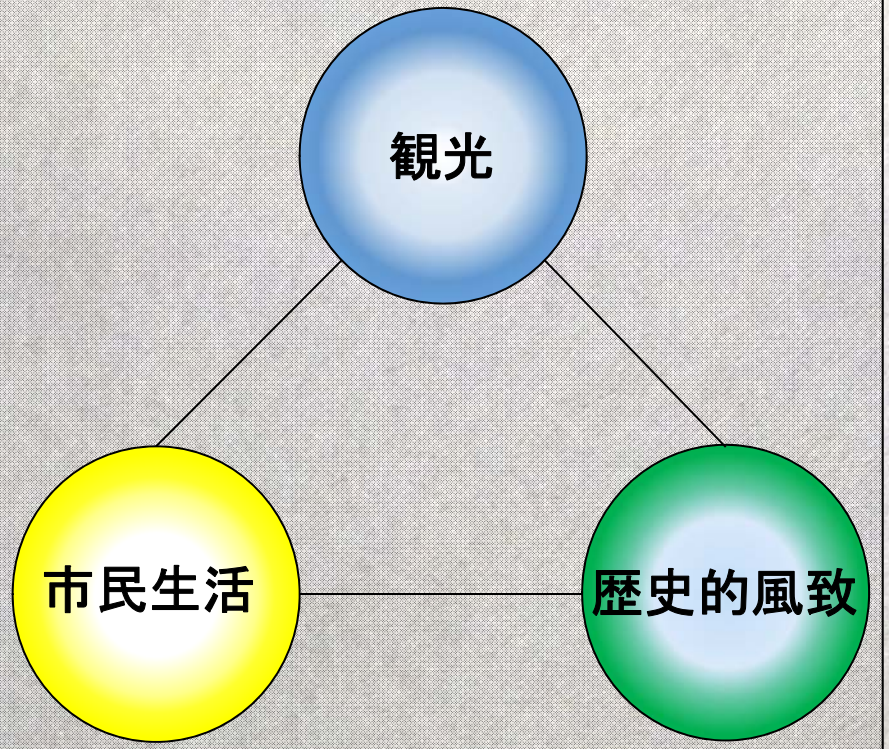

恵那市の歴史まちづくりの取組

歴史・伝統を活かしたまちづくり

岩村城跡

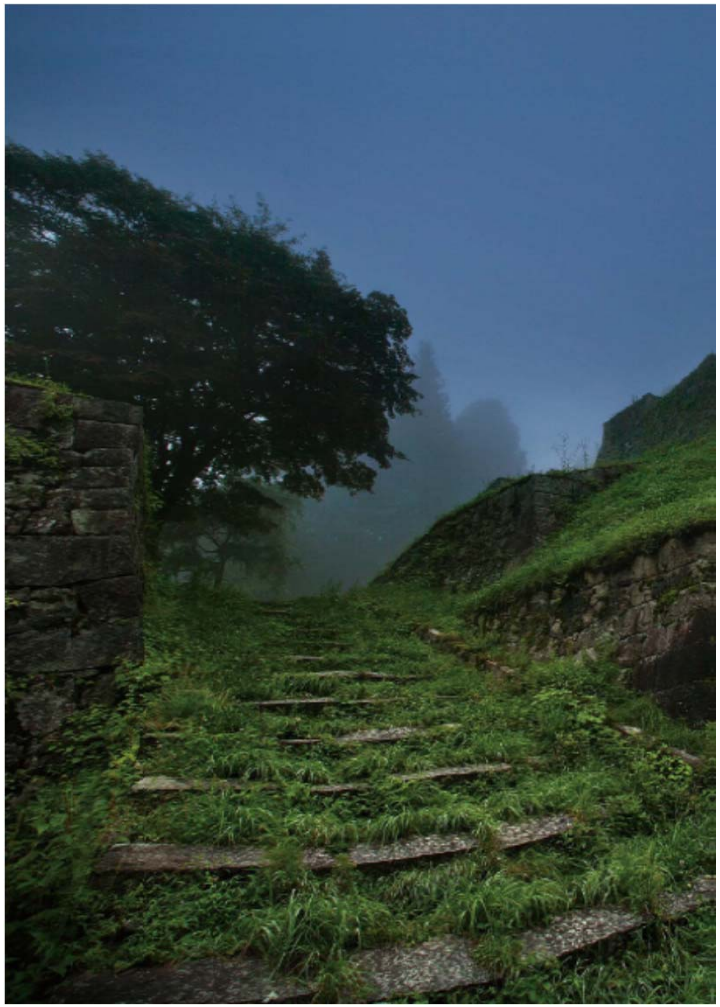

岩村町本通りの町並み（重要伝統的建造物群保存地区）

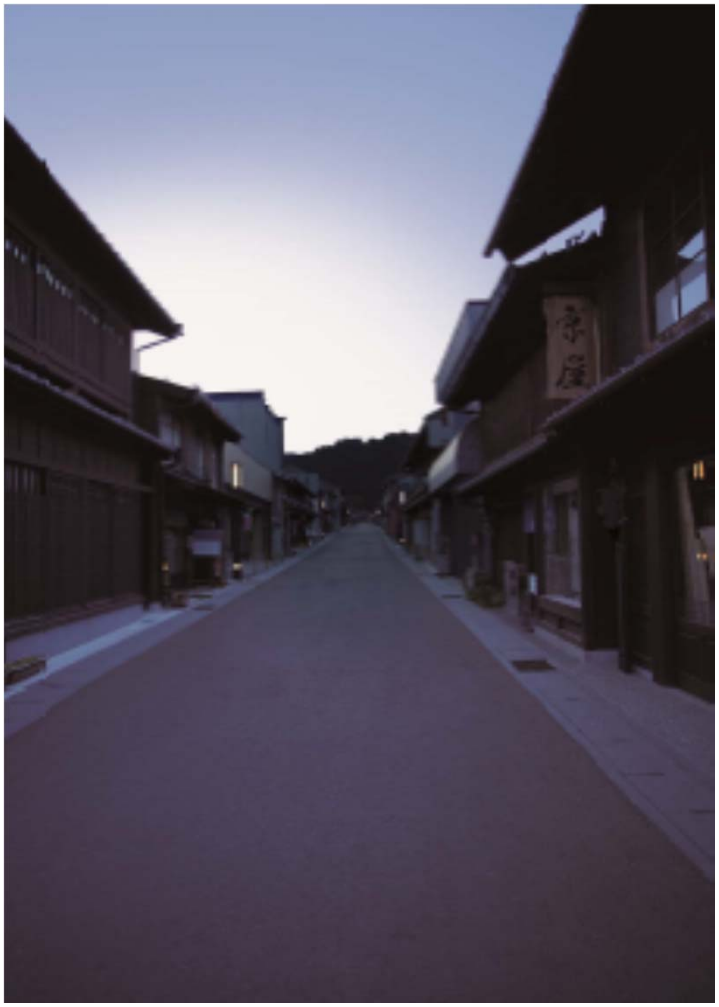

平成25年度　第62回　日本観光ポスターコンクール（主催：公益社団法人 日本観光振興協会 ）
国土交通大臣賞「恵那市岩村　人と自然が織りなす物語。」

恵那市

恵那市の概要

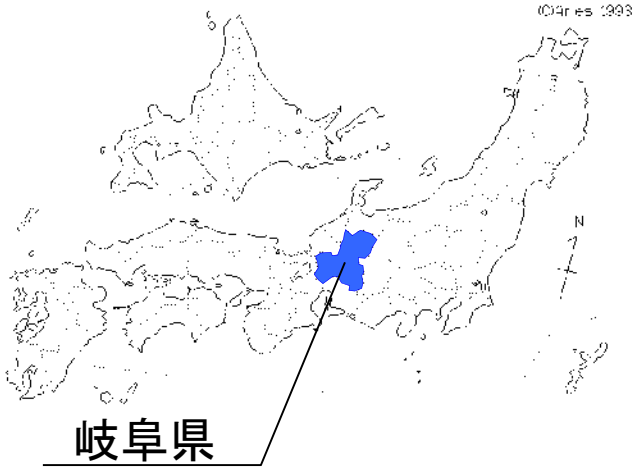

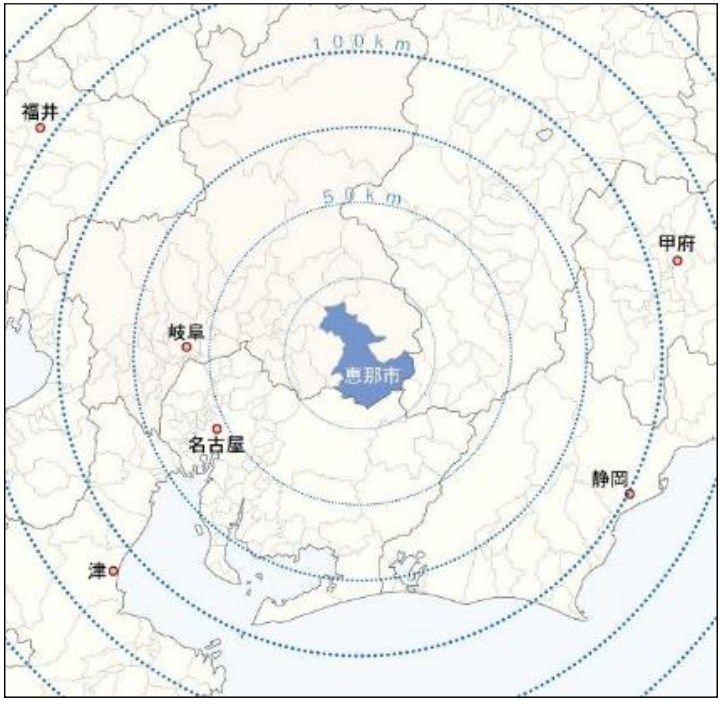

位　　置　岐阜県南東部に位置し、愛知県と長野県に隣接した、山紫水明の豊かな自然に恵まれた地域

人　　口　53,327人(H26.4.1現在)
世 帯 数　19,450世帯
面　　積　504.19㎢

市制沿革
- 平成16年：10月25日（1市4町1村）新設合併により、市制施行（10月25日）
- 平成26年：市制10周年

交　　通
- ＪＲ、中央自動車道、明知鉄道（第3ｾｸﾀｰ）名古屋市の中心部からおよそ60km

観　　光
- 恵那峡、岩村町城下町、日本大正村
  平成24年度観光入込人口400万人達成

土地利用
森林 約77%、農用地 約７%、宅地 約３%

維持向上すべき歴史的風致

恵那市には、岩村城下町や中山道大井宿等において現在の多くの歴史的建造物が残っており、岩村城下町は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

各地域では、こうした歴史的資源とともに地区固有の祭礼や伝統を反映した産業・活動が行われており、それらが一体となった良好な市街地の環境が恵那市の歴史的風致を形成している。

重点区域

◆城下町岩村地区

本通りが重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村城下町では、現在でも岩村秋祭行事（県重要無形民俗文化財）等の祭礼が受け継がれている。また現在においても、地域の商店街として賑わい、地域の商店街として賑わい、近隣の人々の生活を支えている。

住民の減少により空き家や老朽化した建物が増え、祭礼についても少子高齢化の影響もあり担い手不足の問題も表面化しつつある。

◆宿場町大井地区

武並神社（重要文化財）や中山道沿いに町屋が位置する中山道大井宿では、武並神社例大祭や七日市が町並みとともに地域住民によって大切に受け継がれている。

中心市街地に位置することもあり歴史的建造物の滅失が進むとともに、祭礼についても少子高齢化の影響もあり担い手が不足してきている。

歴史まちづくりの方針

①歴史資源の魅力の向上及び活用の促進

歴史的風致を構成する建造物のうち文化財の指定をうけているものについては、保存と活用の強化に努める。

指定されていないものは、新たな価値付けにより歴史的風致のさらなる維持及び向上を図る。

②町並みの整備、保全

地域が有する歴史的文脈を踏まえた歴史資源の修理・修景整備を進める。

歴史的資源又は町を快適に散策できるよう、電線類の地中化及び道路美装、屋外広告物の規制など景観的な配慮を行うとともに、休憩所などの空間の整備を行う。

空き家、空地を整備し、住民が必要とする機能（施設）を町並みに取り入れる。

③歴史的風致に対する市民意識の向上

歴史資源などを紹介するパンフレット、ホームページの充実を図る。

サイン案内板の充実や、歴史的な趣のある建造物を改修し、内部で歴史的な町並みや人物を題材とした企画展を開催する。

④歴史的風致を維持する伝統文化の担い手の育成

地域に残る歴史や文化を誰もが気軽に学び、触れることができる拠点施設を設け、後世に正しい形で継承できるようにする。

祭りや伝統芸能の実演の場に小中学生などを参加させ、直に感じ取れるようにするとともに、市内の歴史的風致を継承する団体に対し支援を行う。

歴史まちづくりの特徴

◆祭り、文化、伝統行事に関する取組みについて

本市には、郷土の祭り、伝統行事が多数残されている。特に神社仏閣で行われる祭礼行事については、町をあげてのものが多い。岩村町秋祭行事で行なわれる神輿渡御行列は、衣装も昔のままで引き継がれてきているが、やはり消耗も多く定期的に修理を行う必要がある。市としても修理のための補助を行い、維持の手助けをしている。また、伝統芸能については、各地域で保存会をつくり、小中学校においては教材として、伝承に取り組んでいる。

歴史まちづくりの特徴

◆景観形成に関する取組みについて

　景観法に基づく景観計画の策定に向けて、平成20年度より庁内関係部課、学識経験者及び地域住民代表等で構成する景観計画策定委員会にて恵那市全域の方針や規制の検討を行うとともに、平成21年度からは、地域住民等で構成する地域ワークショップの開催等を通じて地域毎の景観の形成に関する基本方針や行為の制限について併せて検討を行っている。その中で、特に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村地区においては、その周辺地域において景観形成を積極的に取り組んでいくための地区（重点地区）の指定と行為の制限（届出対象行為と景観形成基準）に関する検討を行っていく。

恵那市景観計画

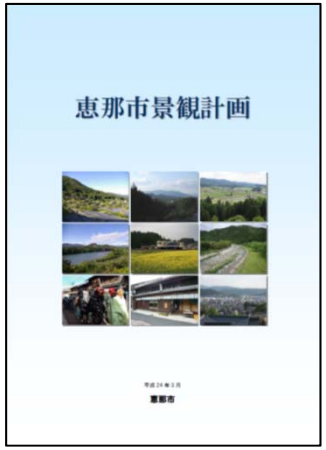

景観まちづくりセミナー

ワークショップの様子

歴史まちづくりの取組（城下町岩村地区）

岩村藩鉄砲鍛冶加納家取得・修理事業
　旧武家地内の加納家を取得し、効果犬向けた修理を行うことにより、重点区域の回遊性の向上を図った。
（施工前）　（施工後）

電線類の地中化とまちなか道路修景事業
　電線類の地中化と道路美装を行うことにより、景観面・安全面の向上を図った。
（施工前）　（施工後）

岩村城下町まちなみ保存事業
　地区内の歴史的建造物に対し、修理修景に助成することにより、滅失・荒廃といった課題を解決し、保護することで歴史的風致の維持向上を図る。
（施工前）　（施工後）

その他の主な事業
- 木村邸修復事業
- 岩村城石垣修復事業
- 案内看板設置事業　など

歴史まちづくりの取組（宿場町大井地区）

歴史的町並み修景整備助成事業
　所有者が行う修復・修景事業の一部を助成し、町並み景観の向上を図り、連続性を向上させ歴史的風致の維持向上に寄与する。

ポケットパーク整備事業
　空き地をポケットパークとして整備し、町並みに連続性が生まれることで、歴史的風致の維持向上を図る。

道路美装事業
　中山道の経年劣化に伴い、痛んだ石畳を建造物の修景と併せて美装化することにより景観の向上と歴史的風致の維持向上を図る。

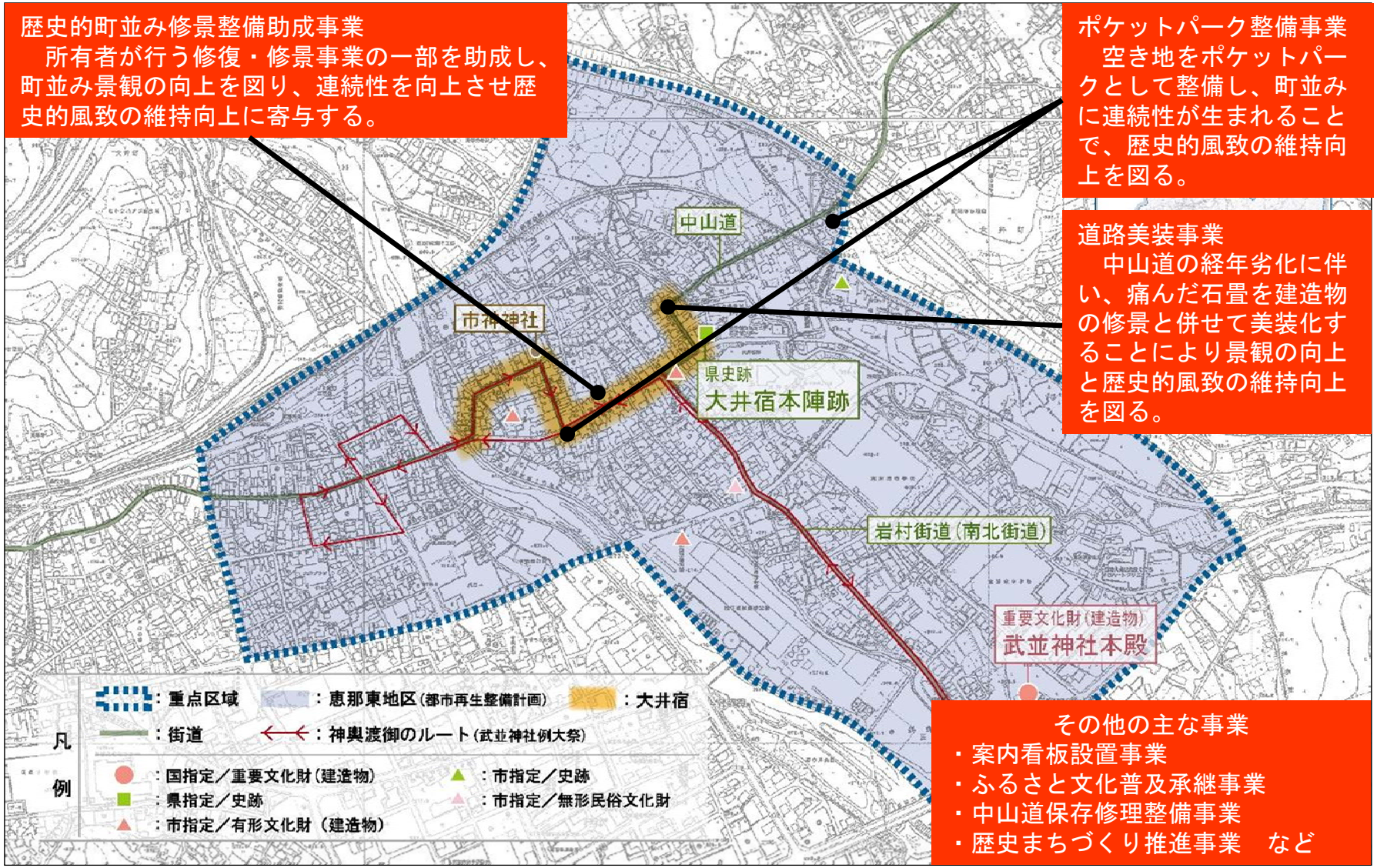

その他の主な事業
- 案内看板設置事業
- ふるさと文化普及承継事業
- 中山道保存修理整備事業
- 歴史まちづくり推進事業　など

歴史まちづくりを取り組む上での課題

◆歴史的建造物、町並みの保存に関する課題

地域住民の意識も変化し、歴史的な趣の残る建築物や町並み景観の保全よりも日常生活の快適性を求め、建造物の取り壊しが行われ、新しい住宅に建て替えられる場合や、他所への移転により空き家となっている。

重点区域においても、空き家が年々増加するとともに、老朽化により歴史的建造物の維持が困難となりつつあるところもある。こういった空き家の増加は町並みの連続性を失う要因となっており大きな課題となっている。

◆文化資源のネットワークの構築及び新たな価値付けに関する課題

歴史的建造物、伝統芸能、そして歴史的人物等はそれぞれ単体としては認識されているが、複数の歴史資源が関連していることがある。

歴史資源の保全に向け、歴史資源の関連性をもたせたネットワークを構築し、市民に地域の歴史文化に興味を持ってもらい、又、誇りに思ってもらうことが必要であるにも関わらず、多くの地域で十分な調査が実施されていない。

◆伝統行事など地域の歴史文化を支える担い手不足に関する課題

近年、市内では若者の転出なども起因して少子高齢化が進むとともに、無関心な住民も増え、参加者の減少が見られる。そのため受け継がれてきた伝統行事においてもこれまで通りの運営を続けることが困難になってきている。このような現状の中で、地域の歴史、伝統文化を受け継ぎ、地域の一体性を確保するため、担い手不足をどのように補い、多くの人に参加してもらうかが課題となっている。

歴史まちづくりを取り組む上での課題

◆まちなかに見られる景観阻害要因に関する課題

歩行者中心であった古いまちの形態は改変され、自動車中心の町並み形態へと変わりつつある。また、沿道に立つ建築物も、維持管理しやすい住宅などへの建て替えが進みつつある。

歴史的な町並みとの調和という観点で見ると、公共空間においては、電線、電柱、標識柱及び道路舗装などが趣を阻害する要素であり、民有空間においては、建築物の形態意匠、色彩及び原色を用いた屋外広告物などがあげられる。

歴史や伝統を長年受け継いできた歴史的な趣のある町並みがある町でさえ、こうした景観阻害要因が増えてきており、歴史的風致の維持及び向上を図る上で大きな課題となっている。

◆文化財の保存・活用を行うための施設に関する課題

平成16年の合併以前の各市町村ではそれぞれ小規模な資料館等の施設を有しており、それらはそのまま新市に引き継がれている。これらはいずれも開館後相当の年数が経ち、規模も小規模であるため、新市のニーズに対応した展示や全市をカバーする活動を行うことができず、また、各施設の特色が明確化されていない点が課題である。

文化財に関する説明板や案内表示については、説明板は一部の指定文化財にあるのみで、現地での所在がわかりにくいものも多く、個別の表示のほかに現地までの案内表示が課題である。

今後の展望

◆城下町岩村地区について

これまで城下町岩村地区では個々の箇所及び歴史的風致の保存保全の整備に力を入れたことにより成果をあげている。今後はこれまでの成果を持続させるため整備した施設の利活用にも力を入れていく必要がある。

そのためにも利活用を支える地域住民によるイベントを継続していくための仕組みづくりの検討が必要である。

重伝建地区の電線類地中化は地域住民が長く望んできた事業であり、これを実施したことにより住民のまちづくりに対する意欲が向上した。この結果、地域住民がまちづくりに参加する機運が醸成され、主体的にイベントを開催するなど地域の活性化に大きく貢献している。

岩村町地域自治区（地方自治法に基づく地域自治区）と連携して、事業効果を継続するような取り組みを引き続き継続する。

（歴史的風致維持向上計画による主な効果）

空き家の活用件数	2件（住宅として活用）
観光客数	108,053人（H18）→148,575人（H24）
岩村城清掃ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	70人
神輿渡御行列	300人（氏子、地域住民、児童、生徒）

空き地活用事例

地域住民による案内

加納家一般公開

おかげ祭り

日本一長いﾃｰﾌﾟｶｯﾄ

今後の展望

◆宿場町大井地区について

　宿場町大井地区において整備する箇所については、地域住民の利便性が向上し、年配者等周辺で生活する人の集いの空間となる等、生活文化自体に対する支援となるような整備を実施することが重要である。

　地域住民と来訪者の交流、観光振興にも連動していくと考えられる。

　当市では平成２５年度において、広く住民から意見を聴くために宿場町大地区を対象としてワークショップを開催した。地域住民と目標・方針を「交流・定住人口をふやすこと」とした。また、目標を達成するために５つの基本方針を定め、整備する箇所はこれらの目標・方針及び基本方針に沿って事業を進めることとしている。

「ワークショップの内容を取りまとめたリーフレットより」
リーフレットは恵那市ホームページでご覧いただけます

美濃市の歴史まちづくりの取組

歴史的風致を活かしたまちづくり

美濃市

紙漉き

うだつの上がる町並み

美濃市の概要

- 岐阜県のほぼ中央（日本のまん真ん中）に位置する人口約22，000人の都市
- 市の中心部を南北に清流長良川が、また、東西には板取川が流れる豊かな自然に恵まれた風光明媚なまち
- 1300年の歴史と伝統を誇る「美濃和紙」の産地であり、江戸時代の商家の繁栄を今に伝える「うだつ」が数多く残る歴史的な町並みのある、歴史と文化の香り高いまち

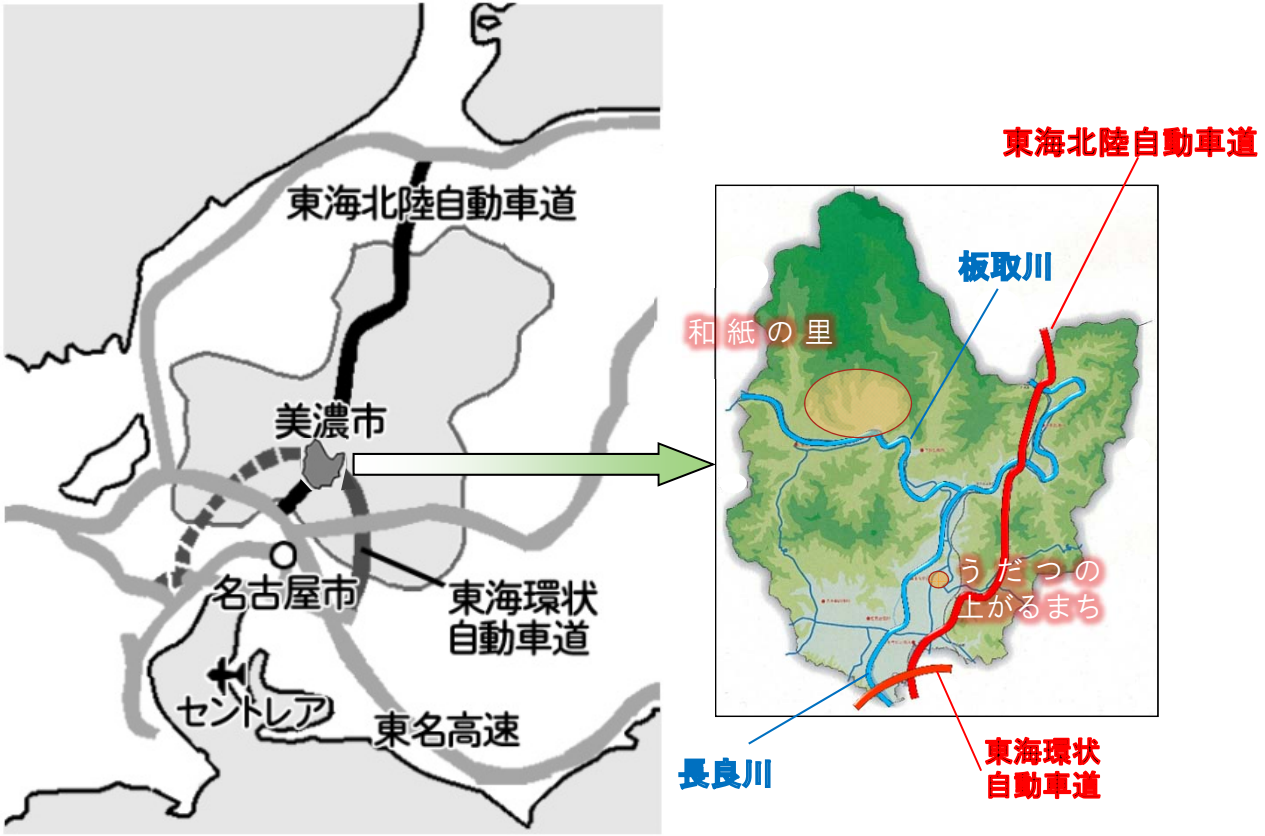

人口：22，016人

世帯：8，086世帯

面積：117．05k㎡

＊H26.12.31現在住民基本台帳人口

＊S30国調では31,178人

歴史まちづくりの方針

美濃市のアイデンティティである「うだつの上がる町並み」や「美濃和紙」の製紙産地をはじめ市域全域で繰り広げられる祭礼や伝統行事、伝統文化、信仰などの人々の生活や生業とが一体となって醸し出している美濃市特有の歴史的風致を維持向上させるため、それぞれの地域が持つ固有の歴史や文化特性を活かしながら、地域独自の発想による具体的な方策を展開していきます。

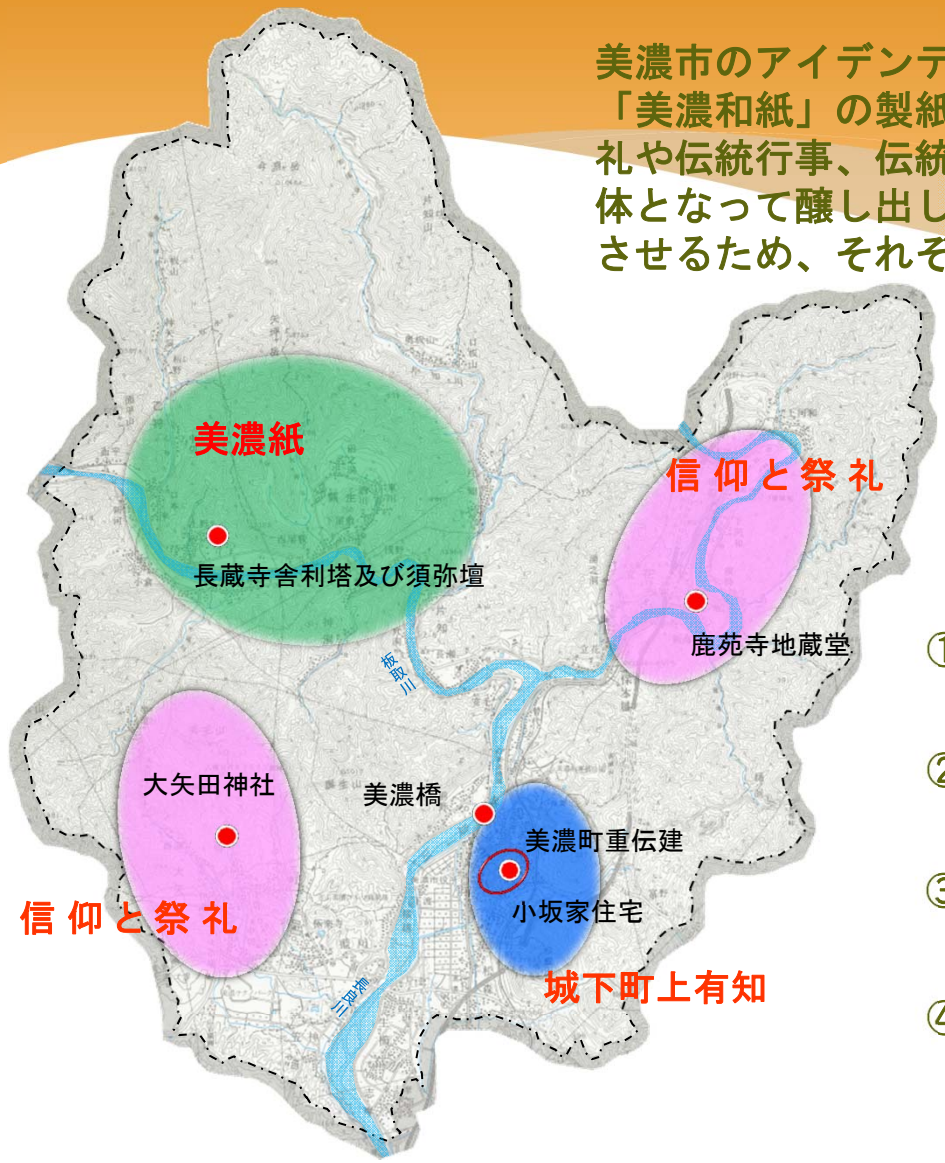

美濃市の魅力に磨きをかける
→ 夢かなうまちへ

① 伝建地区を中心に行われてきたまちづくりを小倉山や川湊周辺等へ拡大

② 美濃和紙技術の保護継承、ブランド力の強化と情報発信

③ 伝統芸能や祭礼等を基軸とした地域コミュニティの形成

④ 歴史的風致の結び付きを新たな観光資源や歴史文化資源として活かしたまちづくりの推進

維持向上すべき歴史的風致

美濃紙にみる歴史的風致

豊富で清らかな水とそれを育む緑濃い山々の自然環境の中で、1300年の歴史と伝統を誇る「美濃紙」の製造技術が、現在まで脈々と受け継がれている。その伝統的な製造工程や紙屋や川屋などの製造場所が創り出す光景が和紙の里として独自の歴史的風致を形成している。

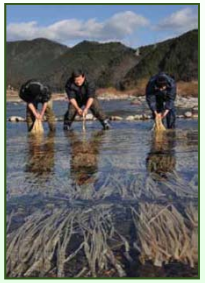

美濃紙の製造風景

天日干しの風景(昭和40年代)

信仰と祭礼にみる歴史的風致

【ヒンココ祭にみる歴史的風致】

八岐大蛇退治を素朴な人形劇で演じるヒンココ祭は、五穀豊穣を祈願する大矢田神社の祭礼として、地域の人々により継承されている。素朴な人形劇とお囃子が独特な風情を醸し出している。

ヒンココ祭

【桜曳きにみる歴史的風致】

桜曳きは立花地区の鹿苑寺境内にある廬山観音堂と、佐ヶ坂地区の地蔵坂峠にある鹿苑寺地蔵堂を９年目ごとに、交互に御開帳を行う祭礼で、地域の人々の強い信仰により継承されている。

桜曳き

城下町上有知にみる歴史的風致

【うだつの上がる町並みにみる歴史的風致】

江戸時代初期に金森長近により築かれた目の字型と呼ばれる町割りや街道筋が残り、うだつの上がる商家などの歴史的建造物とともに、人々の生活や生業、祭礼行事等が、今なお大切に受け継がれている。

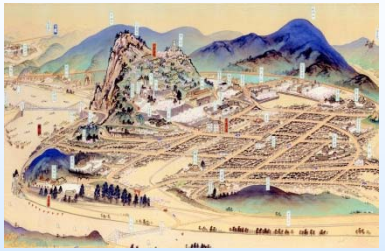

美濃町名勝案内繪図(吉田初三郎作)

上有知湊

小坂家住宅(重要文化財)

うだつの上がる町並み
(重要伝統的建造物群保存地区)

【清泰寺にみる歴史的風致】

臨済宗妙心寺派で金森家の菩提寺である清泰寺では、禅宗建築独特の建造物と昔ながらの風習が地域の人々によって途絶えることなく伝えられ、風情ある佇まいを残している。

清泰寺庫裏

【美濃まつりにみる歴史的風致】

美濃まつりは、花みこし、山車・練り物、美濃流しにわかの三部からなる祭礼で、中世から続けられている八幡神社の祭礼を起源とし、時代とともにその形態を変化させ発展しながら、人々に受け継がれている。

花みこし

山　車

重点区域

城下町上有知地区

伝建地区を中心に行われてきたまちづくりを
小倉山や川湊周辺等へ拡大

重点区域

和紙の里牧谷地区

美濃和紙技術の保護継承、ブランド力の強化と情報発信

原料 楮（こうぞ）の川ざらし

紙漉き

川屋でのちり取り

天日干し

重点区域における施策・事業概要

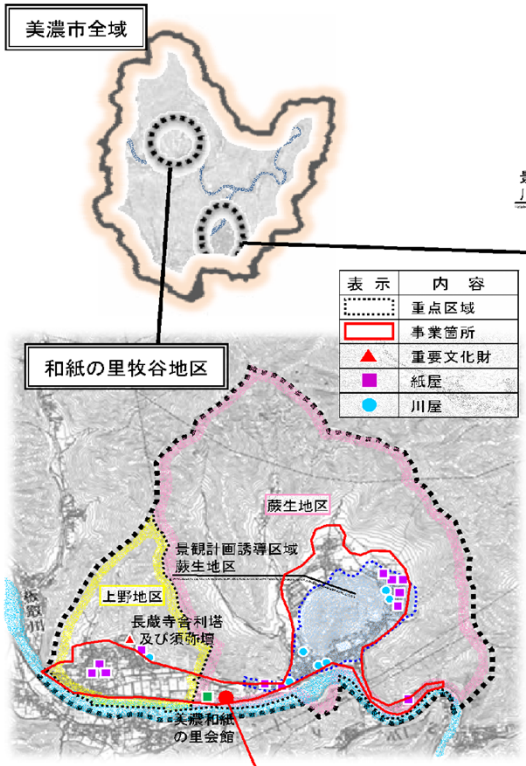

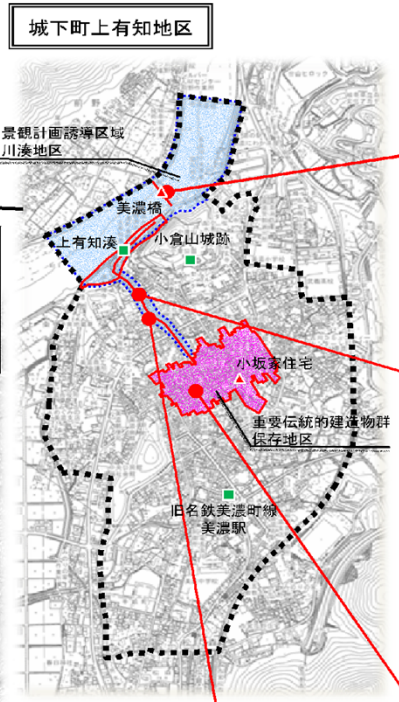

重要文化財美濃橋保存修理事業

美　濃　橋

現存する日本最古の近代吊り橋で重要文化財である美濃橋の老朽化が著しいため、保存修理を行う。

伝統芸能等調査研究保存整備事業

美濃まつり

地域で行われている祭礼や伝統芸能等の調査研究や記録保存を行うほか、その保持団体等が行う活動に対して支援を行う。

旧牧谷街道景観整備事業
美濃橋及び川湊公園周辺整備事業

旧牧谷街道沿いの町並みについて、協定等に基づく家屋等の修景助成や案内板の設置等を行う。また、美濃橋及び川湊公園周辺の景観整備を行う。

その他の主な事業

- ●城下町上有知調査研究事業
- ●和紙の里環境整備事業
- ●祭礼用具等整備事業
- ●「美濃学」普及啓発事業
- ●本美濃紙保存伝承事業
- ●旧名鉄美濃駅駅前広場整備事業
- ●美濃和紙の里会館機能強化事業

など

紙屋、川屋保存整備事業

紙　屋

川　屋

紙漉き職人の住居兼作業場である紙屋や製造工程のちり取り作業を行う川屋について、一般公開を前提とした修理修景を行う。

旧須田万右衛門邸保存活用事業

旧須田万右衛門邸

旧須田万右衛門邸の母屋及び倉庫蔵の現況調査と保存活用計画の策定を行い、公開施設として保存修理を行う。

伝統的建造物群保存地区保存修理事業

歴史的建造物

伝統的建造物群保存地区内の家屋等について保存修理を行う。

良好な景観形成に資する事業

【都市計画】
「高度地区」及び「風致地区」の指定の検討

【伝統的建造物群保存地区】
伝統的建造物群保存地区の見直し調査及びエリア拡大の検討

【景観計画】
景観計画誘導区域から景観計画重点区域への移行の推進

【屋外広告物条例】
屋外広告物の設置基準等の見直し

歴史的風致を活かした取組 その1

美濃和紙を使ってあかりをともす

美濃和紙あかりアート展

「美濃和紙」を使った「あかりのアート作品」を全国から募集し、「うだつの上がる町並み」の自治会や住民の全面的なご協力により、町並み全体を展示会場として開催

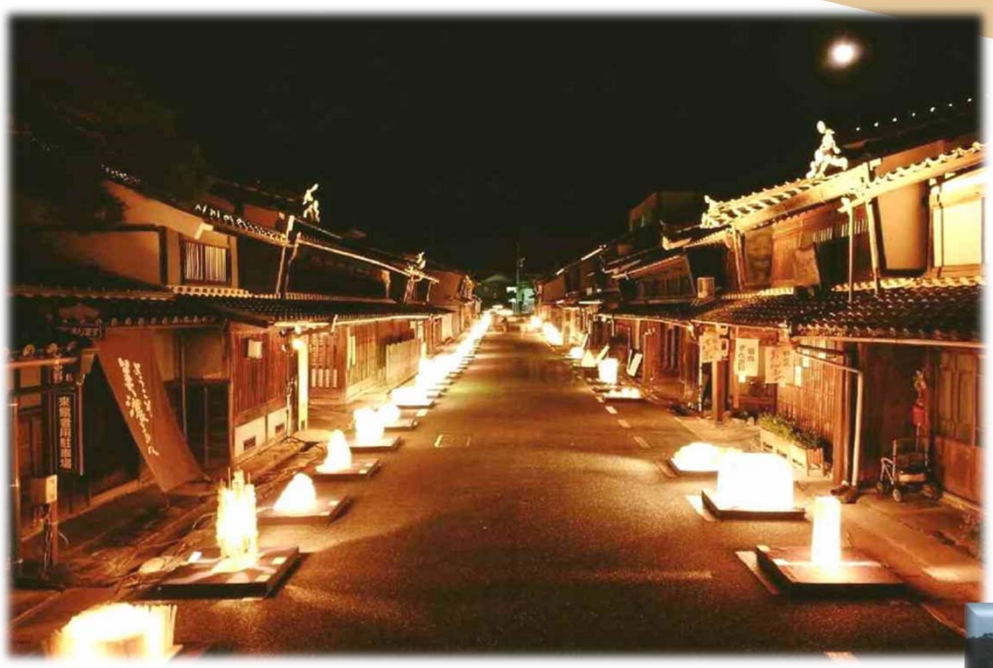

韓国　原州市

東京　新宿

2005　愛知万博
愛・地球博

・毎年10月体育の日前の土・日に伝建地区一帯で開催
・2日間で約10万人が来場
・うだつの上がる町並み一帯に約500点の作品を展示
・市民ボランティアが支えるイベント
・国内外でも開催

歴史的風致を活かした取組 その2

アーティスト・イン・レジデンス

美濃・紙の芸術村

国内外の芸術家が美濃市内の各家庭に約3か月間滞在し、うだつの町並みにある工房での創作活動を通して、市民や芸術家相互と協働しながら国際交流を推進

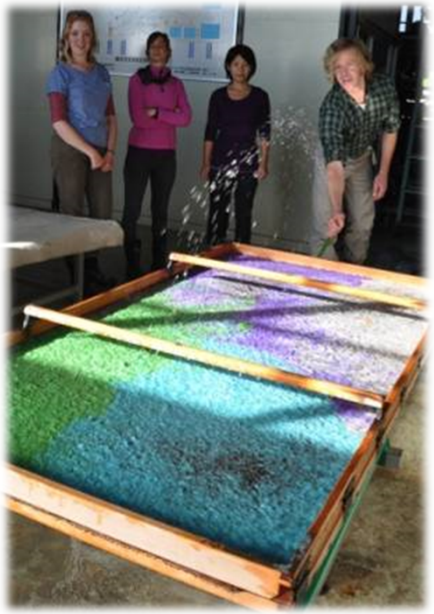

小学校でのワークショップ

大判紙漉き

芸術村の工房公開

・国内外の芸術家を招聘
・芸術家による美濃和紙を使った創作活動
・市民ボランティアが中心になって運営
・市民との交流や紙芸術・紙文化を発信
・平成9年から実施。平成26年までに日本を含む35か国から90人の芸術家が参加
・美濃和紙の里会館で作品の展示会を開催

歴史的風致を活かした取組 その3

国際研修

ユネスコ文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）・
東京文化財研究所 (NRICPT)主催、美濃市共催

紙の保存と修復2014

国際研修では、日本の紙文化の基本的特徴をより理解することで、参加者は、自身が責任を負っているコレクションの保存により貢献できる。さらに、日本と欧米の紙文化財保存修復のかけ橋となり、日本的な取り組み法、材料、技術を欧米の文化財保存修復へ役立てることも目的としている。

毎年、世界各国の美術館、博物館学芸員10～20名が研修に参加

歴史的風致を活かした取組 その4

和紙の魅力を活かして表現した絵画を募集

全国和紙画展

和紙画の全国展を開催し、各地から出展された作品を一堂に展示することで和紙画の一層の普及と芸術的価値の向上を図るとともに地場産業の振興に資することを目的として開催

2014公募　第27回　全国和紙画展
アート部門大賞作品　作品名 「華炎図」

・アート部門（和紙の長所特性を生かして表現した絵画）と、和紙絵部門（和紙だけで表現した絵画）に分けて、作品を募集

・入賞作品は、例年10～11月、美濃和紙の里会館で展示

和紙絵部門大賞作品
作品名 「ある町」

歴史的風致を活かした取組 その5

手漉き指導、後継者育成へ

本美濃紙保存伝承事業

本美濃紙保存会（重要無形文化財保持団体）が行う後継者育成活動（紙漉きに意欲を燃やす若手職人に「本美濃紙」の製造技法の全行程を指導する研修会など）に対する助成や支援

・研修会開催助成
・用具類、原材料購入助成
・用具制作技術に対する後継者育成支援　ほか

※　4年目にあたる平成26年度の研修会には、30代を中心に11人が参加

技術研修の様子（水ざらし）

技術研修の様子（ちり取り）

技術研修の様子（簀（す）の扱い方）

研修授業の様子

本美濃紙「和紙：日本の手漉和紙技術」の ユネスコ無形文化遺産登録決定(H26.11.27)

祝 本美濃紙
日本の手漉和紙技術
ユネスコ無形文化遺産登録 決定
岐阜県美濃市

11/27 AM2:48 登録決定時の様子

11/27 AM8:00～ 市民報告会(本美濃紙で作ったくす玉)

同市民報告会　美濃和紙太鼓の演奏(和紙を使った太鼓)

本美濃紙「和紙：日本の手漉和紙技術」のユネスコ無形文化遺産登録までの経緯

年　月　日	内　容
平成21年2月27日	文化庁が本美濃紙保存会に無形文化遺産への提案を打診
平成21年9月30日	ユネスコ政府間委員会が「石州半紙」の無形文化遺産登録を正式に決定
平成21年5月20日	文化庁が「本美濃紙」など13件を無形文化遺産候補に決定（8月に正式に提案）
平成22年6月8日	ユネスコ政府間委員会の補助機関が5月に事前審査を行ったが、日本から提案した13件のうち「本美濃紙」を含む11件が処理案件数調整で先送
平成23年1月28日	文化庁は審議が先送りされた提案について、審査順の優先順位を決め「本美濃紙」を優先順位1位とした
平成23年10月26日	ユネスコが「本美濃紙」を情報照会勧告
平成25年3月28日	文化庁が「石州半紙」を拡張し、「本美濃紙」と「細川紙」を加えた「和紙：日本の手漉和紙技術」をユネスコに再提案
平成26年10月28日	ユネスコ政府間委員会の補助機関が「和紙：日本の手漉和紙技術」の無形文化遺産登録を勧告
平成26年11月27日	ユネスコ政府間委員会が「和紙：日本の手漉和紙技術」の無形文化遺産登録を正式に決定

美濃和紙伝承「千年プロジェクト」

単なる紙すきから、世界遺産の紙すきとして、魅力を高める
⇒ **美濃和紙伝承「千年プロジェクト」の推進**

ユネスコ無形文化遺産登録を千載一遇のチャンスとして、広く情報発信し、千年後も同じ姿を継承するために、後継者の育成・産業振興と合わせ、観光誘客による地域活性化を目指す。

・手漉和紙の保存継承 ⇒ **後継者の育成、紙漉き技術の維持・向上、紙漉き用具・原材料の安定供給システムの構築、美濃和紙伝統文化の学術的研究**

・美濃和紙による地域活性化⇒ **和紙産業の振興、施設整備、観光産業の振興**

和紙産業の振興：障子文化の普及促進、和紙の新たな活用促進、和紙産業界との連携

施設整備 ：紙漉きの家の保存、和紙の里会館リニューアル、手漉き和紙工房の見学施設整備・体験、あかりアート館リニューアル

観光産業の振興 ：清流の国づくり・清流の国ぎふ2020プロジェクト・世界農業遺産「清流長良川の鮎」・うだつの上がる町並み・県内世界遺産・登録3紙 (本美濃・石州・細川)・県観光連盟との連携、案内・通訳ボランティアの育成

・世界への情報発信 ⇒ **多言語への対応、PRイベントの開催、国内外での見本市へ出展、海外との連携、SNS環境(WIFI)への整備促進**

主な事業の成果等

【城下町上有知地区】
・伝建地区内の建造物の修理・修景に対し、費用の一部を助成
・市道小倉公園線の美装化（土系の色調のカラー舗装、延長185m）を実施
・川湊公園の水車小屋を改修
・日本最古の近代吊り橋である美濃橋は、保存修理のため主索や主塔基礎などの各部調査工事に着手
　また耐震基準に基づく耐震診断を実施
・県重要無形民俗文化財の美濃流し仁輪加に用いる祭礼太鼓（港町所有）の修理等を実施
【和紙の里牧谷地区】
・平成26年11月27日、ユネスコの無形文化遺産に、美濃市の本美濃紙を含む「和紙 日本の手漉き和紙技術」
　が登録
・手漉き和紙の技術習得を目指す若手後継者に対し育成奨励金を交付
・地元住民や和紙関係者とのワークショップを開催し、美濃和紙の里会館を拠点とした和紙の里周辺整備計画を策定
・重点区域内の紙屋（手漉き和紙工房）と川屋（ちり取り作業の場）の活用方法や整備方針を検討
【その他】
・大矢田神社が所蔵する春の祭礼行事ヒンココ祭の資料の調査、整理を実施
　また祭礼用具収蔵施設建設事業に対し、ヒンココ祭保存会に補助を実施
・国登録有形文化財（建造物）の登録　　長良川鉄道美濃市駅本屋、プラットホーム・待合所（H25.12.24）
・岐阜県重要文化財（考古資料）の指定　美濃観音寺山古墳出土品（H25.11.1）

美濃市は、歴史まちづくりを進めることで、市民一人ひとりが希望を持ち、夢を叶えることができるまち、また、安全で安心に生活ができ、かつ、だれもが訪れたくなる元気で魅力あるまちを創出していきます。

明和町の歴史まちづくりの取組

歴史・文化と自然が彩る
おもてなしのまち　明和町

- 位置
  三重県の中央部
  西は松阪市、東は
  伊勢市と隣接
- 面積
  40．92K㎡
- 人口
  約23,000人
- 地形
  南部は丘陵地帯
  中央部から北部は
  平野
  北は伊勢湾に面す
  る。

明和町の維持向上すべき歴史的風致

- 斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致
- 伊勢神宮と関連する歴史的風致
- 民俗行事に見る歴史的風致

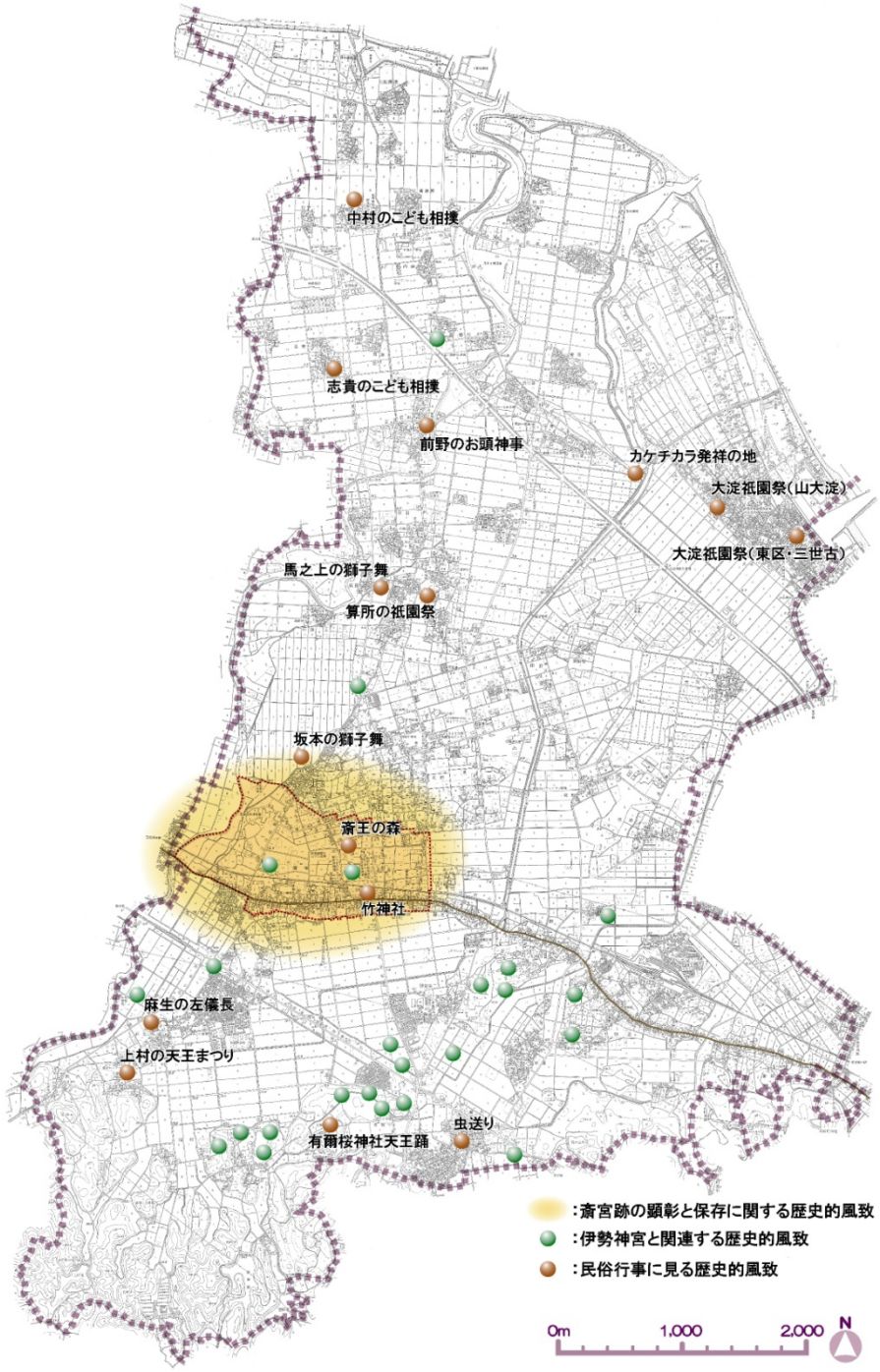

斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致

- 「斎宮」は、古代・中世にかけて660年存続
- 斎宮廃絶後は、伊勢神宮直轄地として維持
- 明治以降、地域住民により保存顕彰活動が行われてきた。
- 斎宮は、目で見るものは、残っていないが、ありし日の斎宮を思い起こして、市街地に眠る歴史を伝え残すという思いを受け継いでいる。

重点区域図

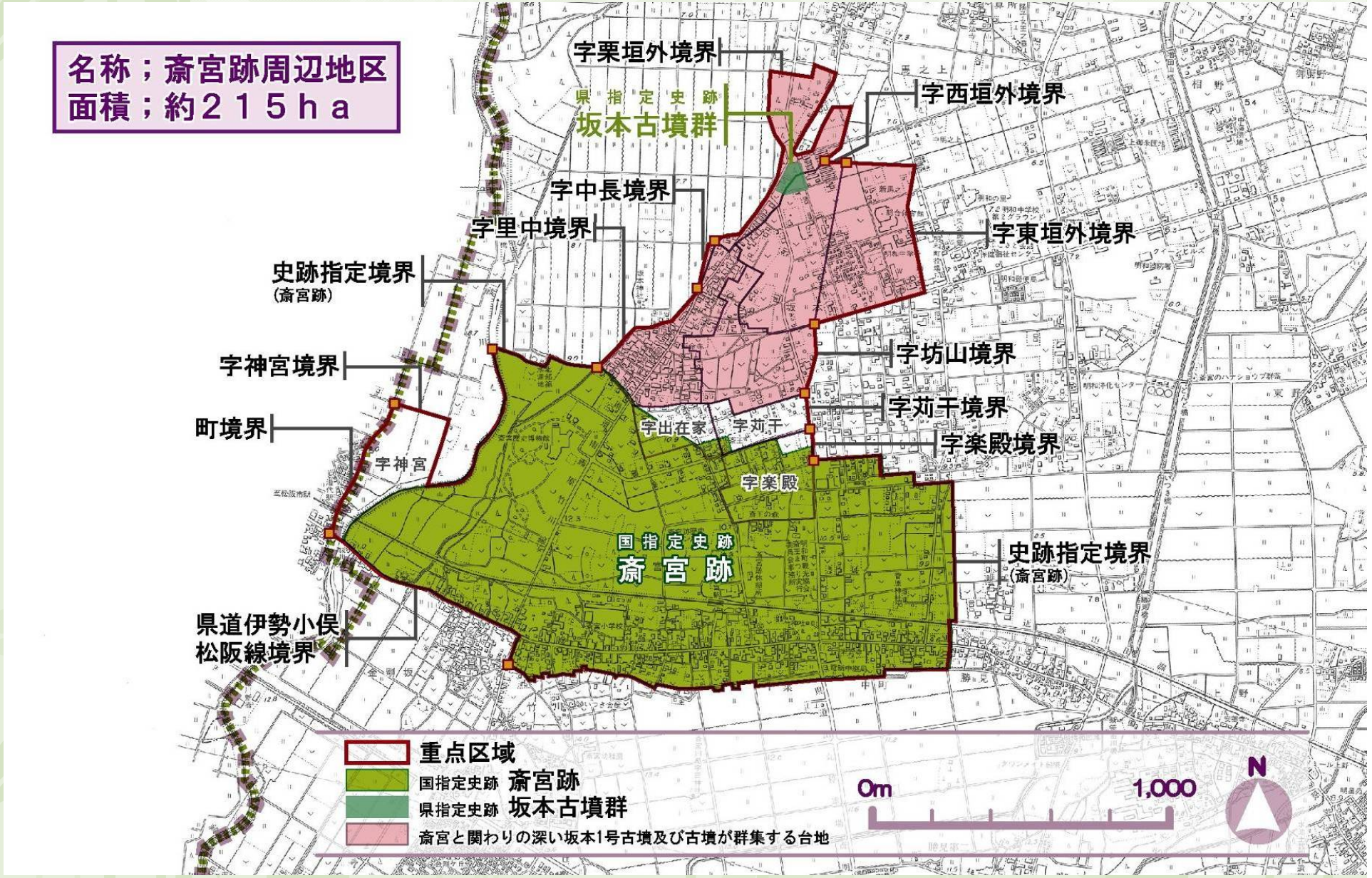
名称；斎宮跡周辺地区
面積；約２１５ｈａ
字栗垣外境界
県指定史跡
坂本古墳群
字西垣外境界
字中長境界
字里中境界
字東垣外境界
史跡指定境界
(斎宮跡)
字坊山境界
字神宮境界
字苅干境界
町境界
字出在家
字苅干
字楽殿境界
字神宮
字楽殿
国指定史跡
斎宮跡
史跡指定境界
(斎宮跡)
県道伊勢小俣
松阪線境界
重点区域
国指定史跡 斎宮跡
県指定史跡 坂本古墳群
斎宮と関わりの深い坂本1号古墳及び古墳が群集する台地
0m
1,000
N

歴史まちづくりの方針

- 史跡斎宮跡の保存と生活との調和
- 歴史文化を継承する担い手の育成
- 史跡斎宮跡を核として歴史的資源を繋ぎ回遊性を高める施設整備
- 歴史的建造物の保存と景観への配慮

重点区域における施策

- 建造物の復元、修理の整備等
- 公園や交流施設の整備等
- 周辺環境整備等
- その他（ソフト的な取組み）

重点区域における事業

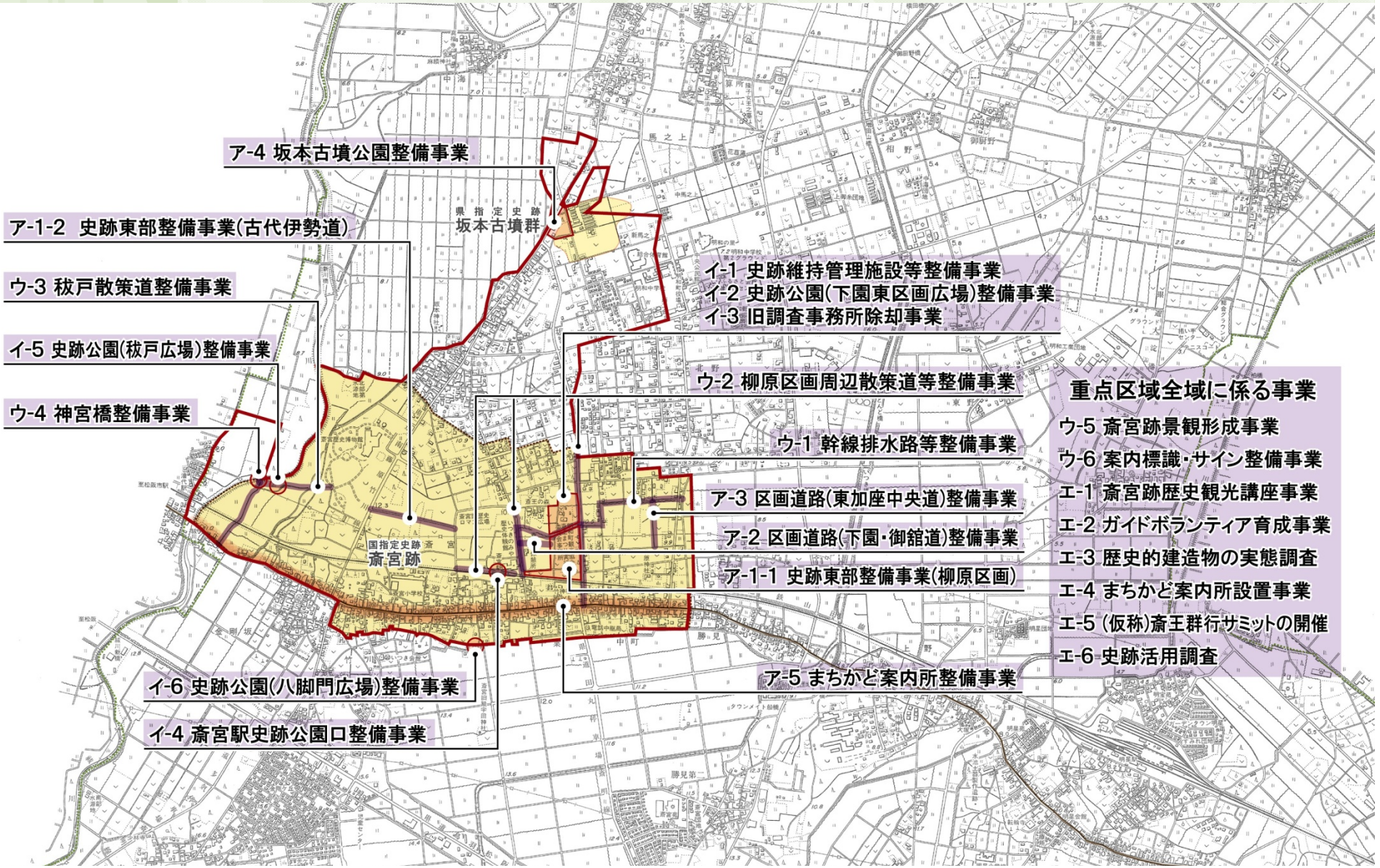
ア-4 坂本古墳公園整備事業
県指定史跡
坂本古墳群
ア-1-2 史跡東部整備事業(古代伊勢道)
ウ-3 秡戸散策道整備事業
イ-5 史跡公園(秡戸広場)整備事業
ウ-4 神宮橋整備事業
イ-1 史跡維持管理施設等整備事業
イ-2 史跡公園(下園東区画広場)整備事業
イ-3 旧調査事務所除却事業
ウ-2 柳原区画周辺散策道等整備事業
ウ-1 幹線排水路等整備事業
ア-3 区画道路(東加座中央道)整備事業
ア-2 区画道路(下園・御舘道)整備事業
ア-1-1 史跡東部整備事業(柳原区画)
ア-5 まちかど案内所整備事業
国指定史跡 斎宮
斎宮跡
イ-6 史跡公園(八脚門広場)整備事業
イ-4 斎宮駅史跡公園口整備事業
重点区域全域に係る事業
ウ-5 斎宮跡景観形成事業
ウ-6 案内標識・サイン整備事業
エ-1 斎宮跡歴史観光講座事業
エ-2 ガイドボランティア育成事業
エ-3 歴史的建造物の実態調査
エ-4 まちかど案内所設置事業
エ-5 (仮称)斎王群行サミットの開催
エ-6 史跡活用調査

建造物の復元修理の整備等

ハード事業：取組み

・実物大復元建物
・古代伊勢道・区画道路の整備
・坂本古墳群の整備
・町内にある斎宮ゆかりの名所・旧跡の整備
・まちかど案内所整備

復元区画道路（幅15m）

史跡東部整備事業（実物大復元建物）

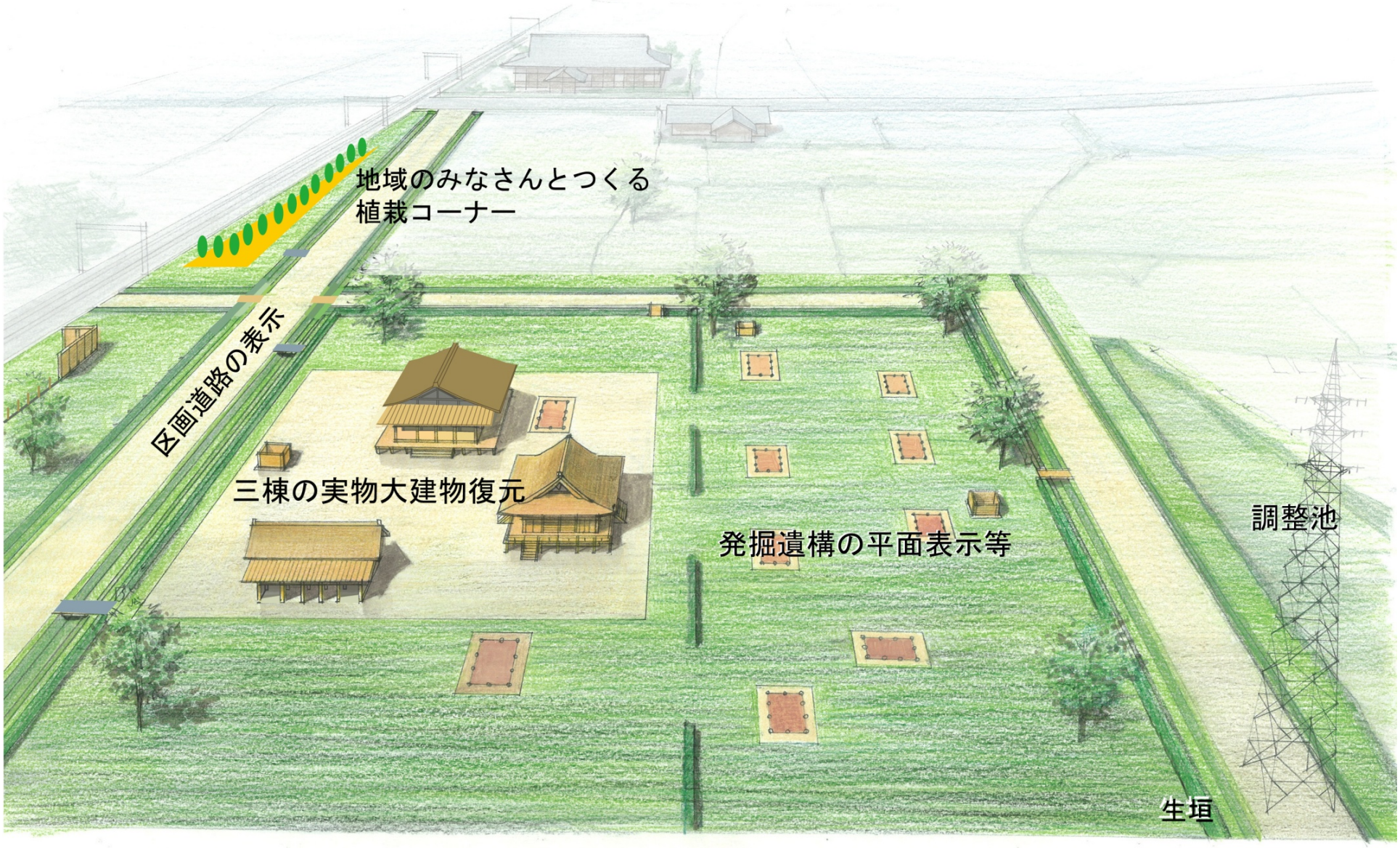

県指定史跡坂本古墳公園整備

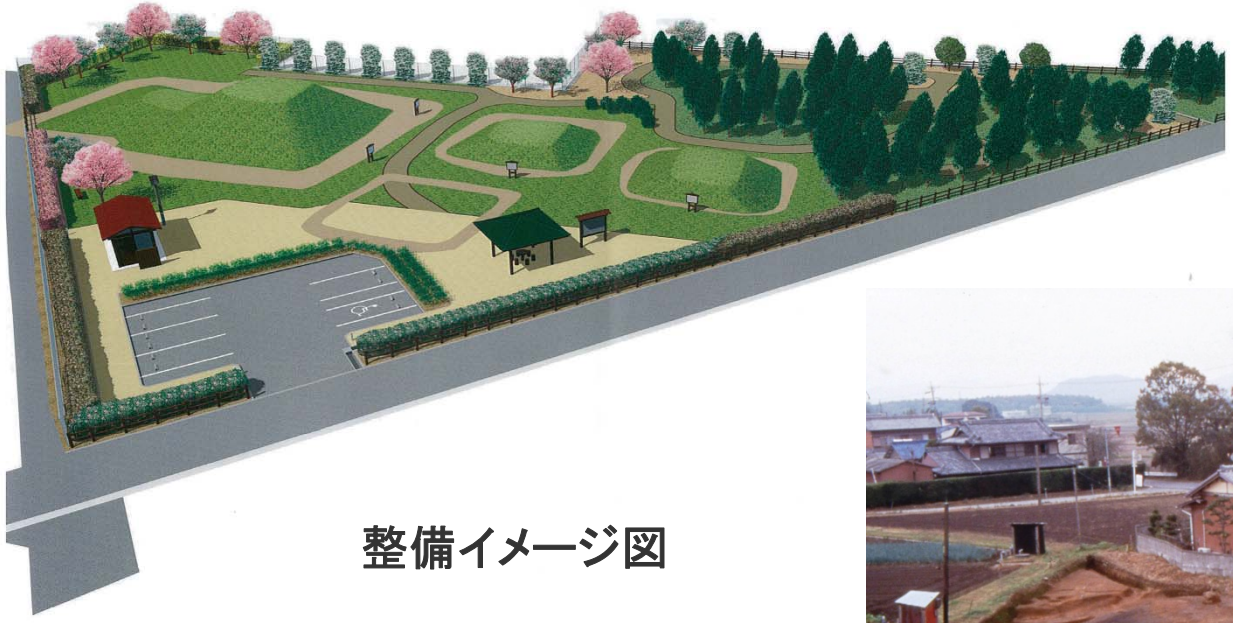

整備イメージ図

公園や交流施設の整備等

ハード事業：取組み

・史跡公園整備

・近鉄斎宮駅史跡園口整備

・八脚門周辺整備

斎宮駅史跡公園口休憩所イメージ図

周辺環境の整備等

取組み

・史跡内幹線排水路等の整備
・散策道整備
・神宮橋の整備
・景観形成事業
・案内標識・サイン整備

神宮橋整備地

誘導案内板設置

ソフト事業：取組み（１）

町民の関心を高める

・自分自身の暮らしている郷土を知る。

・郷土の歴史の「虎の巻」を作る。

⇓

郷土に関心を高める。

・歴史的建造物調査

歴史的建造物調査

ソフト事業：取組み（2）

楽しむ環境を形成する

・花いっぱい運動
・まちかど案内所の設置
・「さいくう野菜」のブランド化
・蛍の里づくり

まちかど案内所

花いっぱい運動

ソフト事業：取組み（３）

認知度を向上する

・「斎王特使」によるPR
・「斎宮の日」の制定
（3月19日）
・「（仮称）斎王サミット」の開催
・マスメディア、観光等関連企業への情報提供

成　果

- めい姫　（明和町マスコットキャラクター）
- FM三重（毎週月曜16:00～16:30）　12/30終了
- フェイスブック（随時更新）
- 観光ガイドブック（配布中）
- 観光大使によるPR
- 内宮、外宮への啓発活動
- 「斎宮・外宮・内宮」のPR

観光ポスター

ガイドブック

岐阜市の歴史まちづくりの取組

郡上市の歴史まちづくりの取組

歴史文化を活かした観光地域づくり

岐阜市

1．市の概要

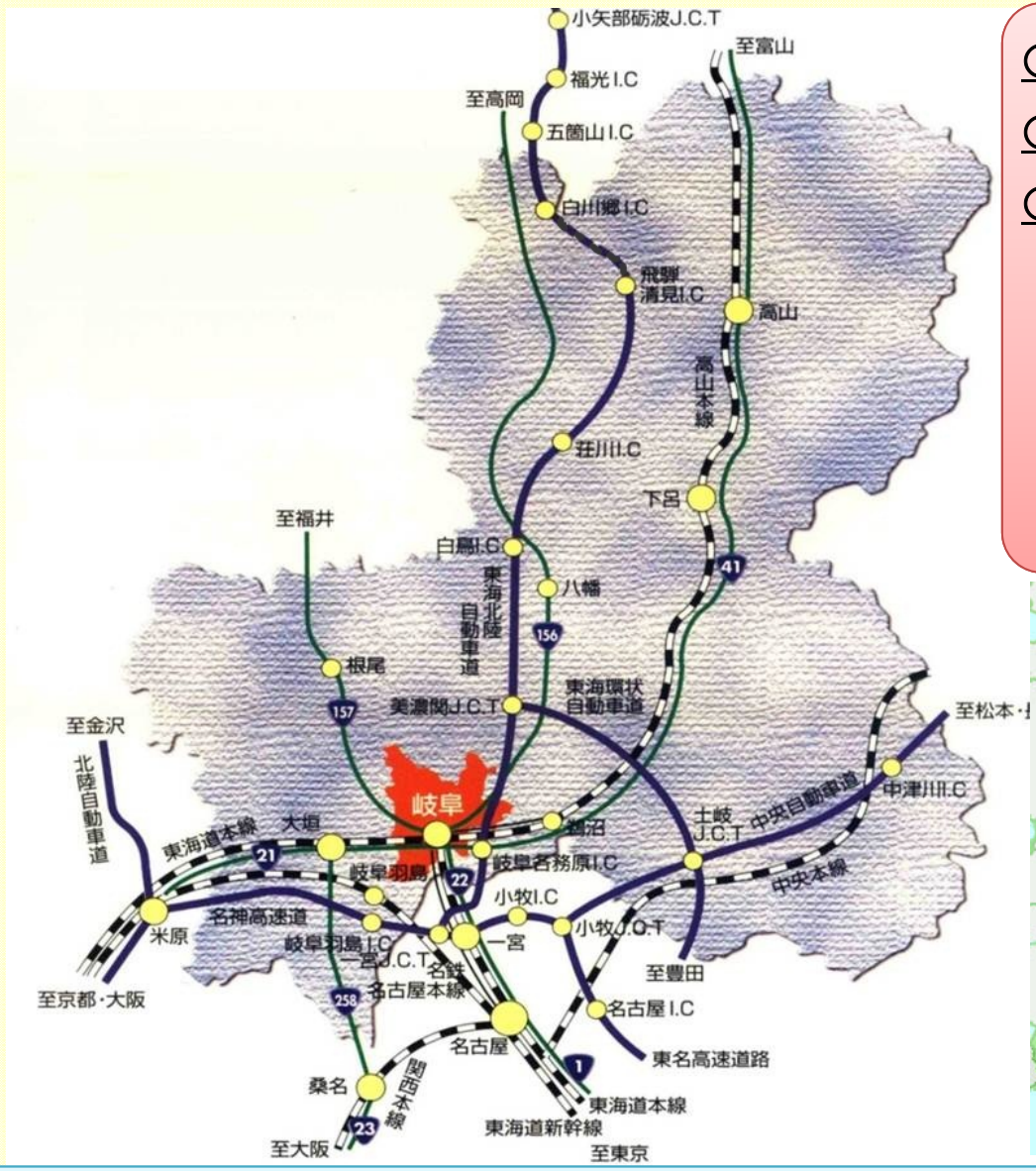

○人口　415,618人（H26.8.1現在）

○面積　202.89 ㎢（H18.1.1現在）

○市の歴史

- 明治22年：市制施行（7月1日）
- 平成　8年：中核市へ移行（4月1日）
- 平成18年：柳津町と合併（1月1日）
- 平成21年：市制120周年

名古屋からJR快速で 約20 分・車で約 1時間 、中部国際空港から名鉄特急で 約1時間

2. 市の中心部における歴史文化を活かした観光地域づくり

岐阜市が誇る歴史資産は、市の玄関口であるJR岐阜駅・名鉄岐阜駅の北約3kmに位置しており、そこで歴史文化を活かした観光地域づくりを進めている。

岐阜市の主な観光施設
- 長良川鵜飼・長良川温泉
- 金華山・岐阜城・岐阜公園
- 長良川うかいミュージアム
- 歴史的な町並み（川原町）

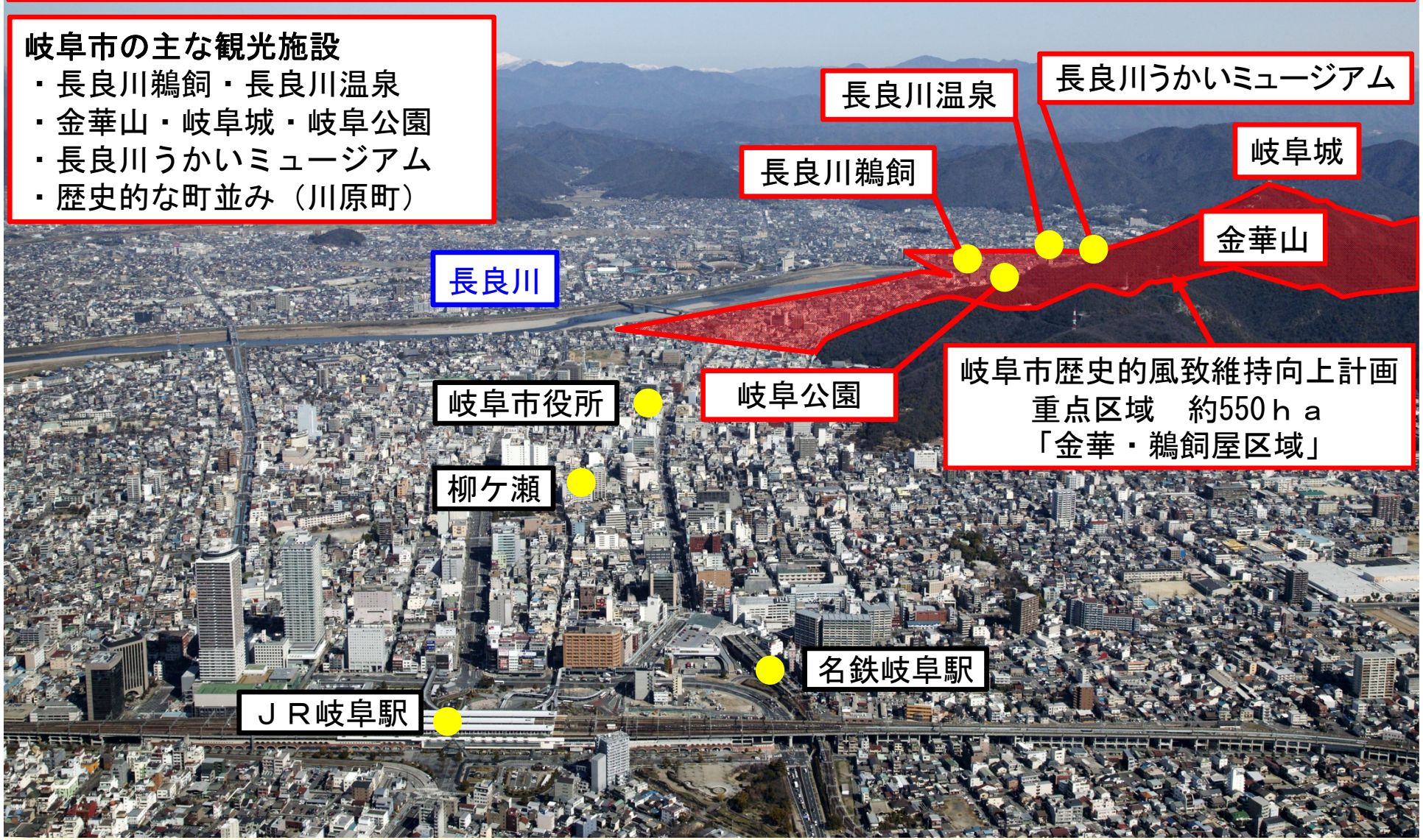

3. 歴史まちづくりの特徴

岐阜市には、わが国の歴史上の転換期に活躍した、斎藤道三公や織田信長公により築かれた城下町の町割りを始め、江戸後期から戦前に建てられた町屋や神社仏閣が数多く残っている。また、長良川や金華山に代表される美しい自然環境は多くの人の心を惹きつけてやまない。そうした豊かな環境のもと、鵜匠と鵜が一体となって繰り広げられる鵜飼、華麗、勇壮、賑やかな各地の祭りや渡し舟、更には伝統の技術を用いた岐阜提灯、岐阜和傘の生産など、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の営みは、市内で今なお息づいている。

（１）長良川鵜飼と鵜匠の家にまつわる歴史的風致

（２）岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致

（３）岐阜提灯・岐阜うちわと川原町の町屋にまつわる歴史的風致

（６）小紅の渡しと鏡島弘法にまつわる歴史的風致

（４）加納天神祭り・岐阜和傘と加納城下町にまつわる歴史的風致

（５）手力の火祭りと手力雄神社にまつわる歴史的風致

（７）三輪祭りと三輪神社にまつわる歴史的風致

４．歴史まちづくりの方針

①歴史的資産の調査・保存・活用

指定文化財の保存･活用を進めるとともに、未調査の建造物や伝統的な活動を検証し、その価値付けを行う。

景観ファンドを活用した町並み保存

②伝統的活動の保存・継承

伝統的活動を保存･継承･再生するための仕組の構築と、活動拠点となる場所の整備を推進する。

伝統行事の継承（稚児舞）

③歴史的資産の情報発信

歴史的資産価値の情報を発信するための施設整備を行い、岐阜市の魅力を広くアピールする。

④歴史的風致の周辺環境整備

歴史的資産が相互に繋がる歩行者ネットワークの構築と周辺道路の修景整備を進める。

自然と調和した玉石による整備

5. 歴史的風致維持向上計画 「重点区域」

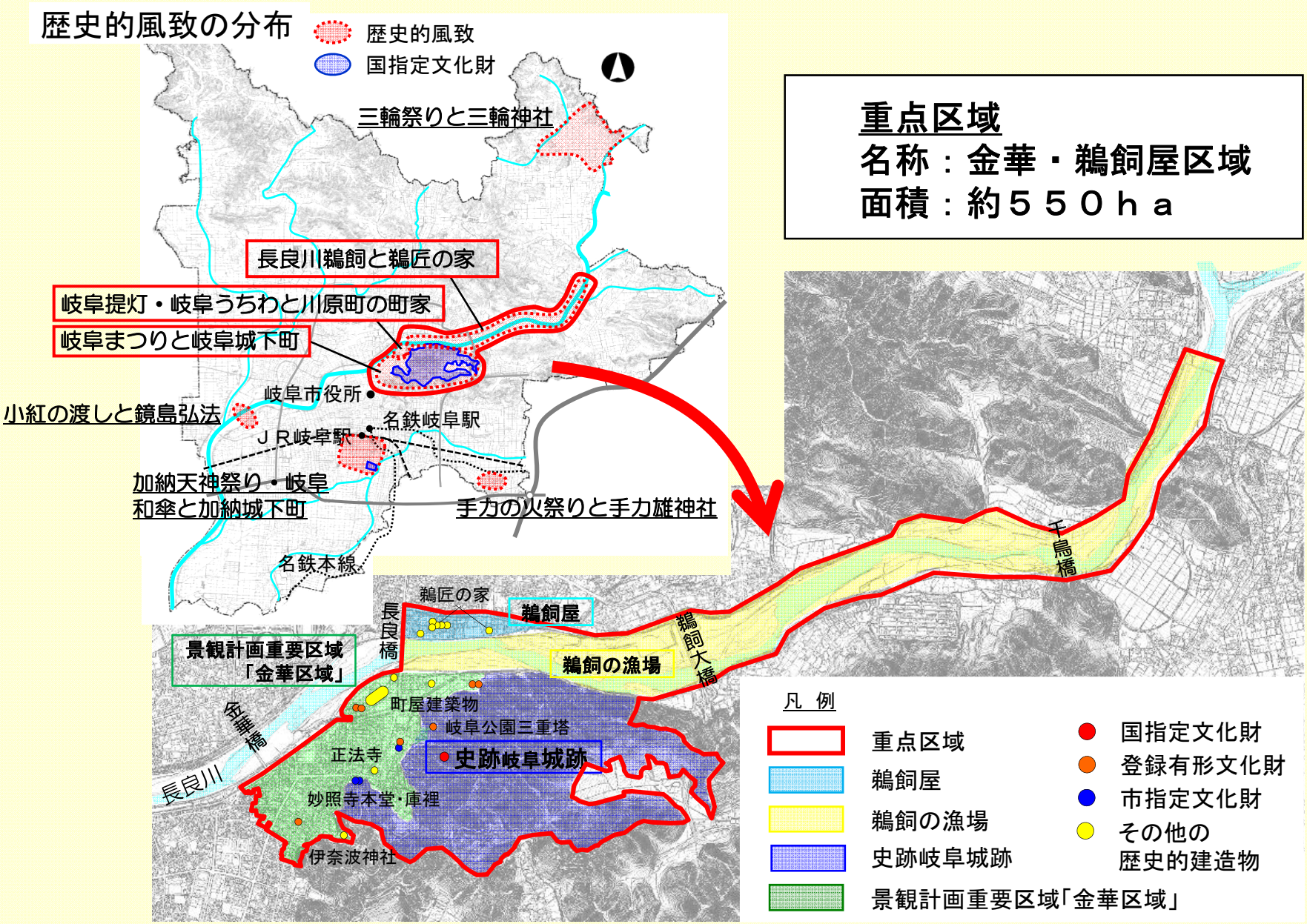

6. 歴史まちづくりの取組及び成果

(1)歴史的資産の調査・保存・活用

岐阜城は、金華山に築かれた山城で、稲葉山城、井ノ口城とも呼ばれていた。戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏の居城であるとともに、織田信長公が天下統一の拠点とした城としてもよく知られている。

昭和32年、既に岐阜城跡を岐阜市史跡として指定していたが、近年の調査によりその歴史的価値が見直され、**平成23年2月に国史跡**に指定された。

岐阜城跡範囲図

岐阜公園内信長公居館跡発掘調査現場

7．歴史まちづくりの取組及び成果

（1）歴史的資産の調査・保存・活用

信長公居館跡発掘調査

市制100年事業として昭和59年から開始し、現在も継続している発掘調査では、金箔瓦が発見され、日本で最初に城郭に金箔瓦を使用したことや、巨大な岩盤を流れ落ちる2本の滝を有する大規模な庭園の存在が明らかになった。

遺構の復元

信長公居館の想像図
NHK　Eテレ『知恵泉』で紹介

庭園の復元イメージ図

8. 歴史まちづくりの取組及び成果

（2）伝統的活動の保存・継承

長良川鵜飼は1300年以上の歴史を有し、岐阜市観光の核として、岐阜の地を訪れる人はもとより、広く市民に愛されている。

長良川鵜飼

鵜匠は宮内庁式部職としての身分を持ち、その身分は世襲により継承され、見せ鵜飼によって地域の観光産業として相互扶助の体制が確立されている。

造船技術の継承

鵜飼観覧船の新造及び補修を鵜飼観覧船造船所で行い、岐阜市重要無形文化財に指定された匠の技を自由に見学できる施設として公開している。

９．歴史まちづくりの取組及び成果

（２）伝統的活動の保存・継承

伝統技術を用いた岐阜提灯・岐阜うちわなどが、今も地域の人たちの手によって作られている。

岐阜提灯

「岐阜提灯」は伝統工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定を受けており、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業を行い、普及を推進している。

岐阜うちわ
（店先からうちわづくりを見ることができる）

長良川鵜飼の観光客用の土産品として作り始めたのが起源といわれており、現在でも明治時代の問屋町の面影が残る川原町界隈で生産を行っている。

１０．歴史まちづくりの取組及び成果

（３）歴史的資産の情報発信

史実調査や発掘調査を実施し、建築物・遺跡・習俗・祭りなどの歴史的価値を明らかにしている。

明らかになった情報は、発掘現場における説明会や、市のホームページ、広報誌、歴史博物館での展示などを通してその価値を発信している。

発掘調査現場の説明会

現地説明会には900名が参加
（平成26年3月1日開催）

金箔瓦の復元

菊花文

牡丹文

金箔瓦は平成24年度に出土

１１．歴史まちづくりの取組及び成果

（３）歴史的資産の情報発信

岐阜公園や川原町周辺等では、観光ボランティアガイド「岐阜市まちなか案内人」が無料観光案内を行い観光客に岐阜市の魅力を伝えている。

さらに、地域活動団体と協働した講習会の開催等でも、岐阜市の魅力を市民や観光客にアピールしている。

まちなか案内人

まちなか案内人は、岐阜市まちなか博士に認定されたメンバーの有志で結成されたボランティア団体である。

信長学フォーラム

「信長公」をテーマに基調講演やパネルディスカッション等を行うシンポジウムです。平成20年度から始まり、毎年多くの方々にご参加いただいている。

12. 歴史まちづくりの取組及び成果

(3)歴史的資産の情報発信

長良川うかいミュージアムでは、岐阜市を代表する伝統文化である「長良川鵜飼」の価値を通年で、分かりやすく紹介・情報発信している。

長良川おんぱくでは、岐阜市の長良川温泉エリアを中心に、岐阜ならではの体験交流型プログラムを約1ヶ月間に渡り、実施している。

長良川うかいミュージアム

「長良川の鵜飼」の歴史や技術、醍醐味など奥深い世界を「護(まも)り」「伝え」「広める」施設として、鵜飼のオフシーズンにもその魅力を発信している。

長良川おんぱく

140のプログラムを通じて長良川温泉エリアの新たな魅力を再発見し、伝えていく。

13. 歴史まちづくりの取組及び成果

(4)歴史的風致の周辺環境整備

街路整備や歩道設置、電線類の地中化などの修景整備をすることで、歴史的資産が相互に繋がる歩行者ネットワークの整備を行う。
また、案内板も周囲と調和したデザインを採用している。

無電柱化(軒先配線、裏配線)
舗装美装化(石張りと地道風舗装)

整備により歴史的景観が醸し出されている。

案内板(岐阜公園)

地域の歴史資産をわかりやすく案内している。

14. 歴史まちづくりを取組む上での課題

①歴史的建造物の保存に関する課題

老朽化や耐震問題による、歴史的建造物の消失、歴史的景観の魅力や価値の喪失が進行している。

老朽化し立入禁止措置がされた三重塔

②伝統的活動の保存・継承に関する課題

人々の生活様式の変化や職人の高齢化により、伝統的な技術や産業の衰退が進んでいる。

③歴史的資産の調査と情報発信に関する課題

歴史的資産の調査が不十分であり、その価値付けがなされていない。また、市民にも歴史的資産の価値が十分認知されていない。

岐阜城下町の町並みの電柱

④歴史的風致の周辺環境に関する課題

伝統ある祭りの神輿などが巡行する経路の歴史的景観が、電柱、電線等により阻害されている。

15. 今後の展望

①岐阜公園再整備事業

史跡「岐阜城跡」や岐阜公園の歴史的価値を活かし、観光客や市民に親しまれる公園として再整備する。

庭園イメージ図

②岐阜公園三重塔修復整備事業

岐阜公園のランドマークとして、市民に親しまれている岐阜公園三重塔を、損傷状態を調査した上で、保存活用のための大規模な修繕を行う。

岐阜公園三重塔

③織田信長公居館跡発掘活用事業

史跡「岐阜城跡」区域内にある織田信長公居館跡における史跡整備を行うとともに、効果的な活用方法について検討する。

④長良川中流域の文化的景観保存調査事業

長良川中流域の歴史や伝統文化の本質的価値を明らかにする調査を実施する。

歴史的資源を活かした 心ふれ合う交流のまちづくり
郡　上　市

郡上市の概要

郡上市は、日本そして岐阜県のほぼ中央部に位置し、東部は下呂市、北部は高山市、西部は関市と福井県大野市、南部は美濃市、関市に接しています。

郡上市の地勢は、最低海抜地の美並町木尾が110m、最高海抜地の白鳥町銚子ヶ峰が1,810mと高低差が大きく、長良川源流部にあたる高鷲町の大日山麓一帯にはひるがの高原・上野高原が、明宝水沢上一帯には明宝高原が広がっており、雄大なロケーションとなっています。

さらに、長良川をはじめとして和良川、石徹白川等の一級河川が24本あり、山林の高い水源かんよう能力によって、美しく豊かな水に恵まれています。

【人口】44,672人　【世帯】15,241世帯(平成26年8月1日)　【面積】1,030.79k㎡

郡上市の歴史的風致

郡上市域には豊かな自然や長い歴史によって育まれた各地域固有の歴史的風致が数多く形成されています。特に、郡上八幡市街地には統一された様式をもつ町家が密集して残る郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区を核として、市街地全体に伝統工法による歴史的町並みが残されています。また、重要無形民俗文化財に指定されている郡上踊や県重要無形民俗文化財に指定されている岸劔神社・日吉神社・八幡神社の大神楽の奉納が継承され、伝統的な水利用も日常生活に残されています。

一方で、郡上八幡市街地では建物の老朽化に伴う歴史的建造物の空家・空地化が進んでいます。また、人口減少や高齢化に伴う担い手不足や組織の弱体化が課題となっています。

こうしたことから、郡上市固有の歴史的風致の維持向上を図るための施策を、重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる区域として、郡上八幡市街地を重点区域に設定し、各種施策を展開していきます。

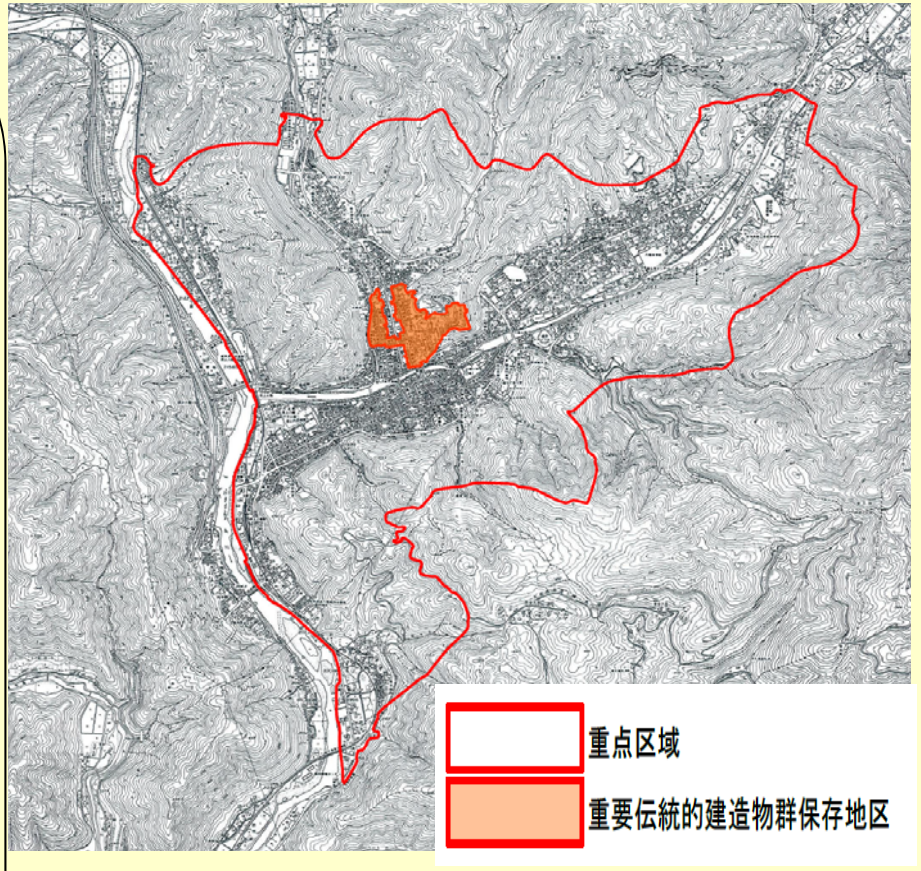

歴史的風致を維持向上させる施策

■歴史的風致形成建造物修理修景事業　■防災設備整備事業
■電線類無電柱化事業　■ポケットパーク整備事業
■伝統的水利用施設整備事業　■由緒書整備事業　■空家利活用事業 等

郡上市の維持向上すべき歴史的風致

■水のまち郡上八幡にみる歴史的風致
■郡上踊にみる歴史的風致
■城下町の大神楽にみる歴史的風致
■長滝白山神社と長滝の延年にみる歴史的風致
■明建神社と七日祭にみる歴史的風致
■白山神社と寒水の掛踊りにみる歴史的風致
■九頭の祭にみる歴史的風致

歴史的風致の分布

長滝白山神社と長滝の延年

水のまち郡上八幡

郡上踊

城下町の大神楽

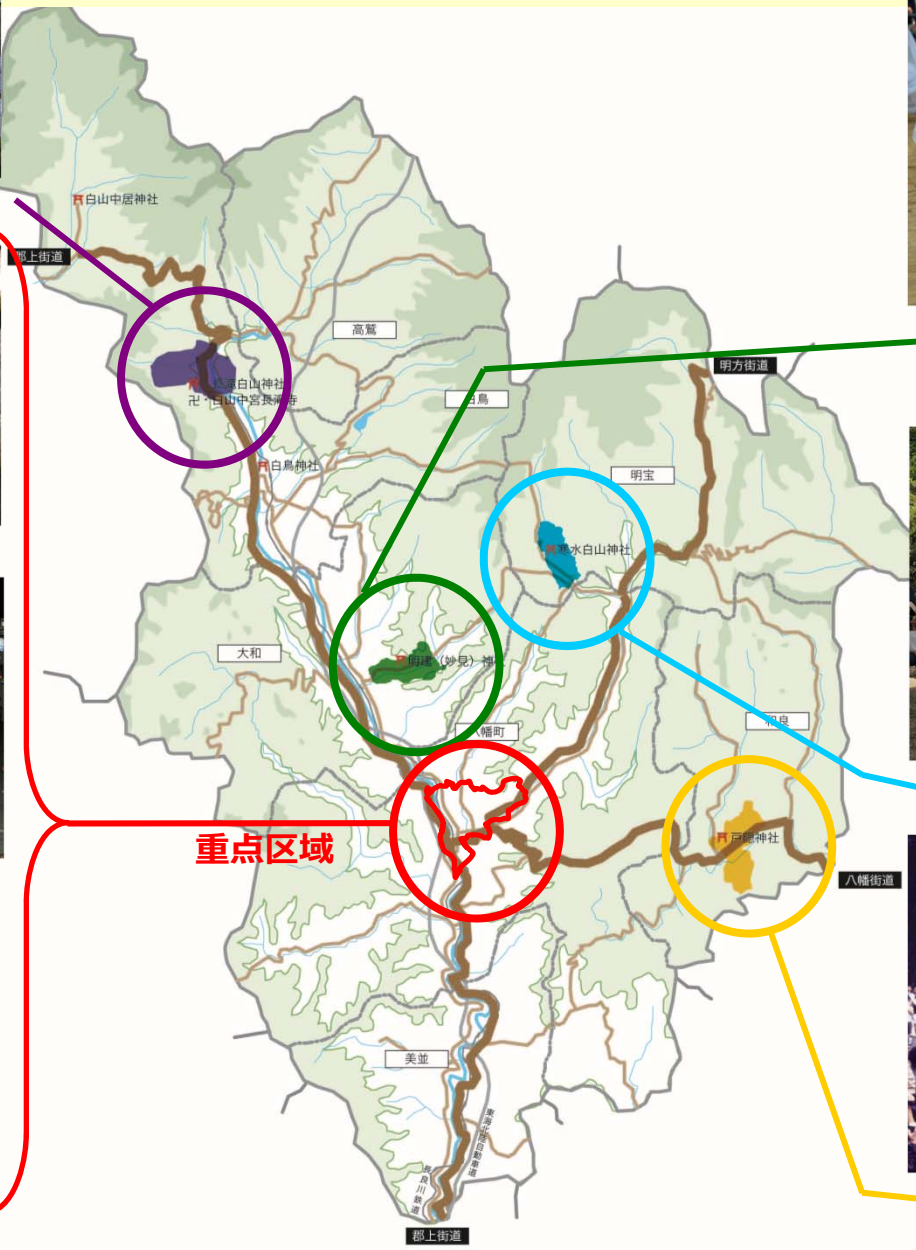

明建神社と七日祭

白山神社と寒水の掛踊

九頭の祭

ずっと郡上！　もっと郡上！

水のまち郡上八幡にみる歴史的風致①

郡上八幡市街地では、城下町の歴史とともに水を大切にし、水と向き合う人々の活動により、市街地のいたるところで多様な水利用形態をみることができます。

目で見て感じる水の透明感、肌で感じる水と風の清涼感、耳にする流水の水音が、伝統的な町家建築による町並みに、歴史と人の暮らしの息づかいを感じさせ、「水のまち　郡上八幡」固有の歴史的風致を形成しています。

水のまち郡上八幡にみる歴史的風致②

凡 例

記号	水利用施設名称	記号	水利用施設名称
■	共同水屋	□	共同水屋跡
●	共同井戸	○	共同井戸跡
◪	湧水井	◪	湧水井跡
■	個人水屋	□	個人水屋跡
●	個人井戸	○	個人井戸跡
■	カワド・洗い場	□	カワド・洗い場跡
―	セギ	▬	水門・取水口・分流堰
●	エイ箱・エ箱	○	エイ箱・エ箱跡
▭	階段　石造、ＲＣ造	▭	階段　Ｓ造、木造
H	はしご	■	遺構、その他

【水路】

開渠 ――――　暗渠（蓋あり）――――

埋設（蓋なし）・・・・・・・・・・　地下（推定）－－－－－－－

郡上八幡市街地には、近世からの水路が時代とともに改変されながらも、町中に巡らされています。また、河川や谷川・水路に加え、湧水を使った清水（シミズ）や水屋、井戸など、水源に応じた豊富な水利用施設がみられ、飲用、洗い物、防火、融雪、打ち水など様々な形態で水を利用しています。

これらの施設は住民によって個人や共同で管理され、地域の祭事や町の行事協力にもつながっています。

郡上踊にみる歴史的風致①

郡上踊は、7月から9月の２か月間で、およそ30夜踊られる盆踊で、曲は10種あります。近世の城下町の通りで踊られていた盆踊を、大正末期に設立した郡上踊り保存会により、体系化しながら継承されてきました。郡上踊が踊られる市街地は近世初期に形成された城下町であり、その踊り会場となる通りは歴史的な町並みを継承したものです。

郡上踊にみる歴史的風致②

踊り屋形とお囃子

吉田川沿いのしつらえ(カンテラ)

曲目	鳴り物	進行方向
古調かわさき	なし	反時計回り
かわさき	太鼓、笛、三味線	時計回り
春駒	太鼓、笛、三味線	時計回り
三百踊	太鼓、笛、三味線	時計回り
やっちく	太鼓	時計回り
げんげんばらばら	太鼓	反時計回り
さわぎ	なし	時計回り
猫の子	なし	時計回り
甚句	なし	時計回り
まつさか	なし（拍子木）	時計回り

歴史的町並みと郡上踊は住民により受け継がれてきたものであり、郡上八幡の代表的な夏の風景となっています。町並みや通り、市街地を流れる吉田川に施されるしつらえによって、郡上踊が始まる気持ちの高揚を感じます。郡上踊が踊られる夜のまちは、薄明かりの町並みで縁日や祭礼が静かに行われた後、唄やお囃子にあわせて踊る人たちによって、一気に喧噪の中へと誘う夜の顔を見せます。地元住民と踊り客がともに輪になって踊る一体感は、お囃子と踊りと歴史的な町並みが溶け込んで生み出される歴史的風致です。

城下町の大神楽にみる歴史的風致①

岸劔神社

日吉神社

八幡神社

近世城下町の形成とともに配置された神社で行われる祭礼は、城下町の歴史とともに継承されてきました。2日間に及ぶ祭礼は、住民が自ら演じ、祭礼に参加する春祭りであり、城下町の歴史を感じながら、町と住民の一体感を感じることができる営みとなっています。

城下町の歴史を伝える神社や通り、山に囲まれた町並みを背景に行われる大神楽が、郡上八幡に春の到来を告げます。城下町で大神楽を演じる人々、それを見守る人々のつながりと町の一体感とともに、郡上八幡の歴史的風致を醸し出しています。

城下町の大神楽にみる歴史的風致②

日吉神社

岸劔神社

八幡神社

郡上八幡市街地の岸劔神社、日吉神社、八幡神社では、それぞれ大神楽を奉納しています。昭和48年「岸劔神社の大神楽」、昭和55年「日吉神社大神楽」、平成9年「小野八幡神社祭礼」が、県重要無形民俗文化財に指定されそれぞれ大神楽の伝承に取り組んでいます。

現在は、4月の第3土日の春祭りに城下町郡上八幡の町家群を背景に大神楽が練り歩き奉納されます。

長滝白山神社と長滝の延年にみる歴史的風致

（ながたき　はくさん　ながたき　えんねん）

郡上市白鳥町内の長滝地区は、白山信仰の拠点であった美濃馬場の中心的な存在であり、寄進された仏像など白山信仰に関連する多くの文化財とともに、その歴史を伝えている場所です。白山信仰で隆盛を極めた壮大な伽藍配置や、山岳信仰として多くの参拝登山者を集めた長滝白山神社では、1月6日の極寒の中、中世から伝わる優雅な「長滝の延年」と、若者の熱気があふれる「花奪い」が六日祭りとして行われます。

明建神社と七日祭にみる歴史的風致

（みょうけん　なぬかびまつり）

郡上市大和町牧地区の明建神社において執り行われる七日祭。8月7日の夏の盛りに、深い緑に囲まれた明建神社で行われる七日祭は、中世に郡上を支配し、古今伝授という和歌の文化に秀でた東氏が居館を築いた地で受け継がれています。

明建神社周辺に集積した東氏関連の史跡等と東氏に縁の歴史・文化が、郡上の中世を伝える歴史的風致を醸し出しています。

白山神社と寒水の掛踊にみる歴史的風致

明宝の白山神社は、郡上市明宝の西部にある寒水に位置しています。
　掛踊は9月第2土曜日に試楽と本楽が行われ、白山神社に奉納されます。3.6mのシナイを背負った拍子打ちをはじめ、様々な役が演じられる寒水の掛踊は、緑豊かな山と清らかな川に囲まれた田園風景の中にある白山神社とともに歴史的風致を醸し出しています。

九頭の祭にみる歴史的風致

九頭の祭が行われる戸隠神社は、郡上市和良町にあり、上沢と宮地の地区境が参道になっています。九頭の祭には大神楽と伊勢神楽がともにあることや、市内には希少なヤマ（山車）があることが大きな特徴です。
　田園風景にたたずむ戸隠神社で行われる多様な奉納芸能が歴史的風致を醸し出しています。

名古屋市の歴史まちづくりの取組

「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざして　名古屋市

名古屋市の概要

おとも　　歴まちくん

名古屋市歴史まちづくり
PRキャラクター

人口　2,277,705人

世帯　1,047,018世帯

面積　326.43km^2

（全て平成26年12月1日現在）

名古屋市は、地理的に日本のほぼ中央に位置し、中部圏の中核都市としての役割も期待されています。平成39年のリニア中央新幹線開業を見据え、魅力と活力にあふれるまちづくりが求められています。

名古屋市の歴史～尾張名古屋の骨格形成期～

熱田の杜

焼失前の天守閣と本丸御殿

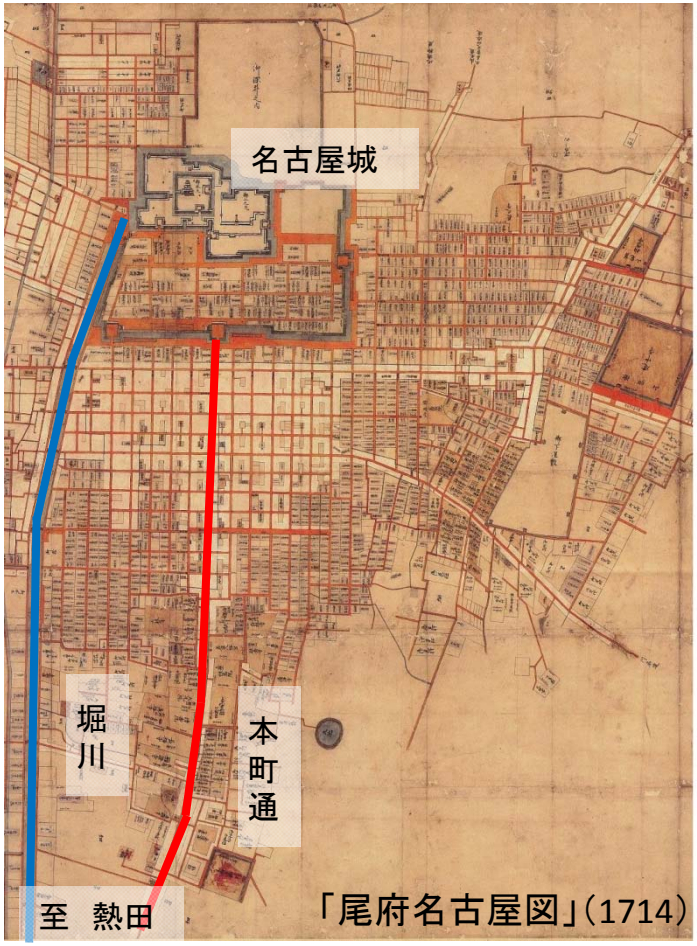

「尾府名古屋図」(1714)

江戸時代の名古屋の町割り

1610年、徳川家康は名古屋城の築城を開始し、同時に城下町を清州から名古屋へまるごと移しました(清州越)。名古屋城下町に形成された「碁盤割」の町割りや本町通、堀川は戦後の復興計画でも活かされ、現在の名古屋の礎となっています。

名古屋市の歴史～世界に誇る産業文化都市の確立期～

戦災直後の都心
（米軍撮影）

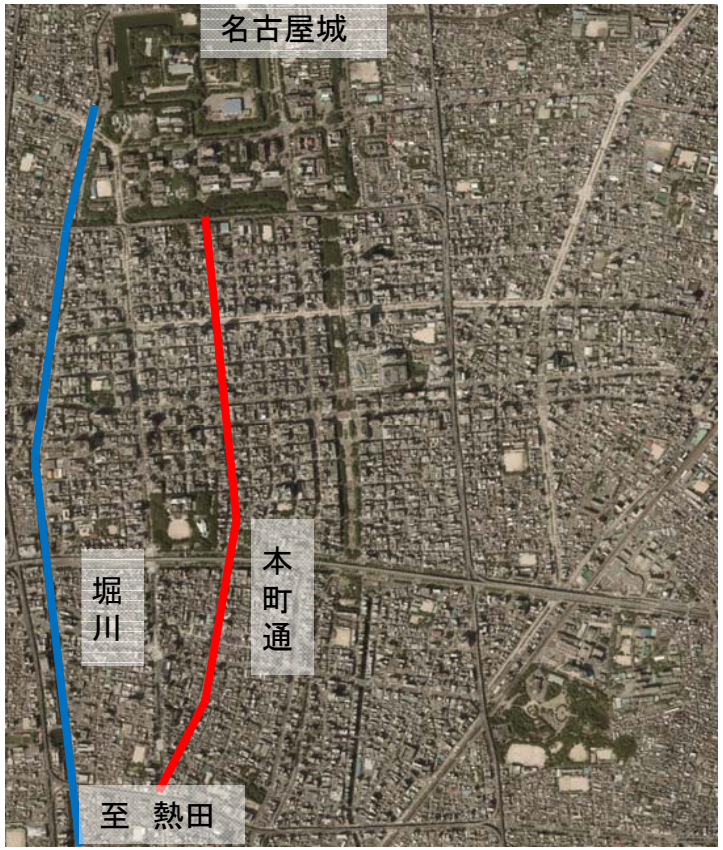

現在の名古屋市中心部

現在の都心
名古屋テレビ塔と100m道路

戦災により市街地の大半を焼失するも、いち早く戦災復興計画を策定し、更なる大都市名古屋へ成長しました。

「名古屋市歴史まちづくり戦略」①

平成23年、名古屋市の歴史まちづくりにおける長期的な基本方針として、「名古屋市歴史まちづくり戦略」を策定しました。

◎戦略の目標

～人・まち・歴史をつなぎ、絵となり物語となり、時とともに熟成する～

「語りたくなるまち名古屋」の実現

～身近に歴史が感じられ、もっとまちが好きになる～

◎協働理念

歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ

「名古屋市歴史まちづくり戦略」②

戦略Ⅰ

尾張名古屋の歴史的骨格の
見える化

戦略Ⅱ

世界の産業文化都市・名古屋の
まちづくり資産を活かす

戦略Ⅲ

身近な歴史に親しむ
界隈づくり

戦略Ⅳ

地域力で歴史的資産を「まもり・いかし・つなぐ」
仕組みづくり

名古屋市では、戦災や戦後の開発により、多くの歴史的資産が失われましたが、残された貴重な歴史的町並みや歴史的建造物について、保存活用を推進しています。

名古屋市歴史的風致維持向上計画

「名古屋市歴史まちづくり戦略」を具体的に進めるため、「名古屋市歴史的風致維持向上計画」を作成し、平成26年2月に国の認定を受けました。その中で、名古屋市の維持向上すべき歴史的風致を以下の6項目にまとめ、今後の方針を定めました。

1　名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致

2　熱田神宮等に見られる歴史的風致

3　尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致

4　堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致

5　街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致

6　大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致

歴史まちづくりの取組・展開の位置図

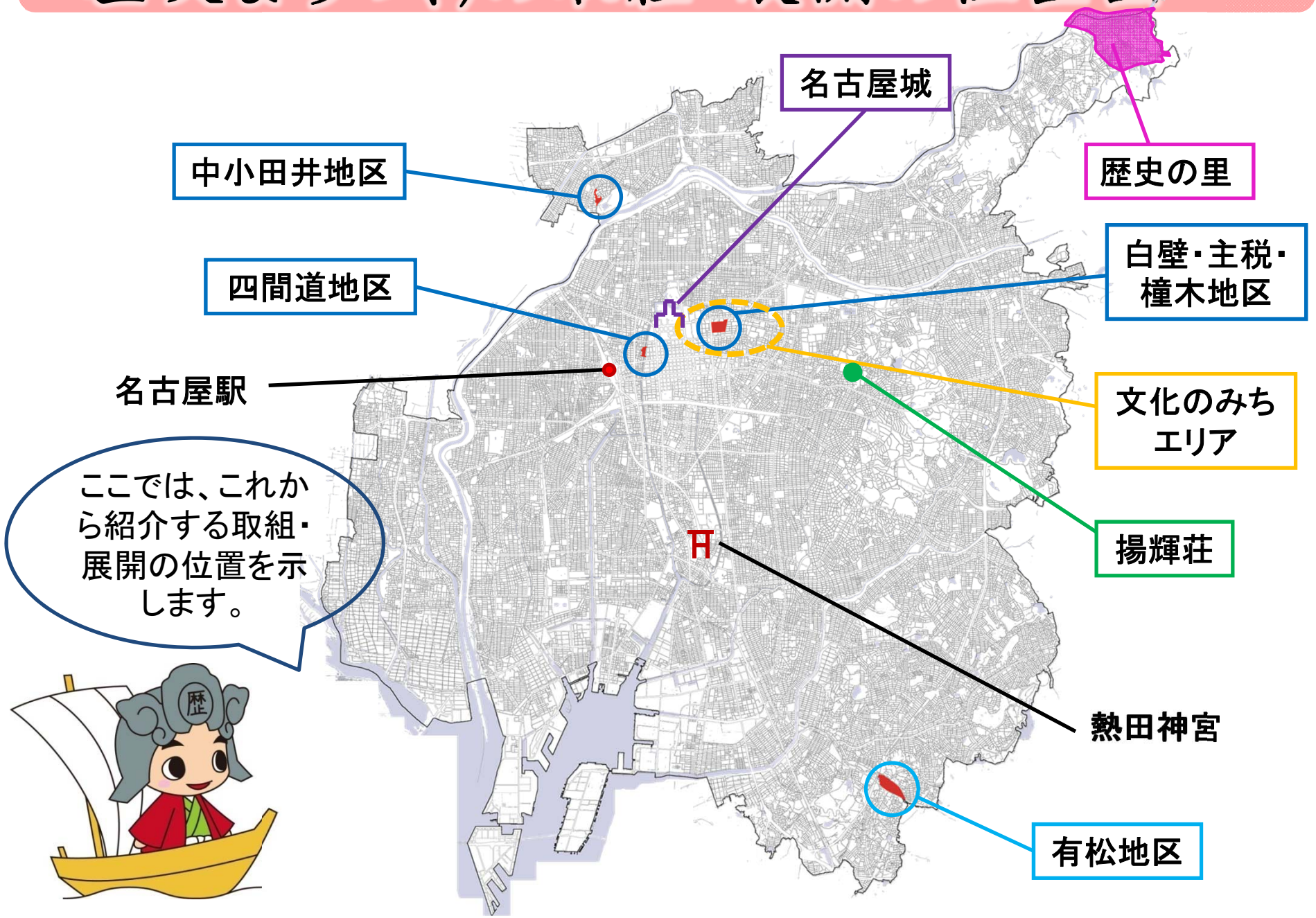

名古屋城本丸御殿の復元

復元された玄関・車寄

復元された障壁画　竹林豹虎図　（玄関一之間東側）

復元工事の様子

左：金具の製作

右：こけら葺き

近世城郭御殿の最高傑作と称されながら、戦災で焼失した名古屋城本丸御殿を、実測図や古写真等を根拠に史実に忠実に復元しています。 平成25年に「玄関・表書院」が完成し、復元工事現場とともに、現在公開中です。

「歴史の里」

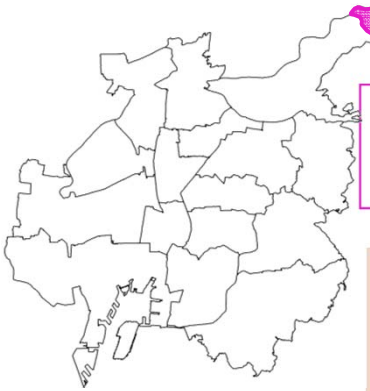

守山区　上志段味
志段味古墳群

「歴史の里」は、古墳時代の全時期を通じた古墳が良好に遺存している愛知県を代表する古墳の密集地です。

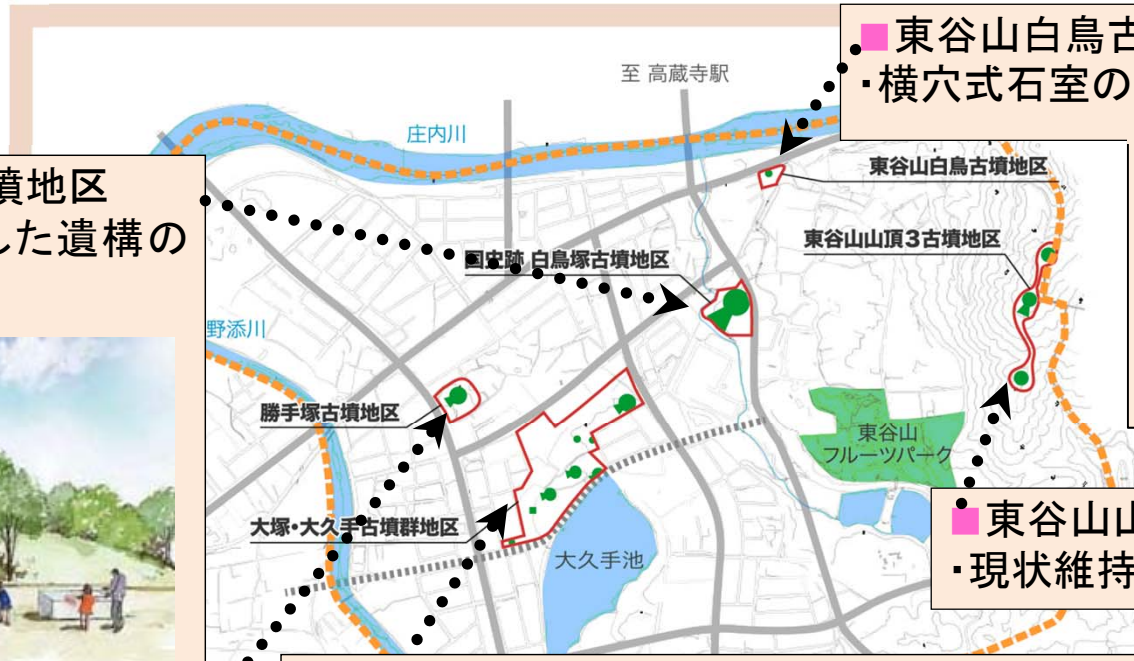

■東谷山白鳥古墳地区
・横穴式石室の公開活用

■国史跡白鳥塚古墳地区
・現況植生を生かした遺構の保存・活用整備

■東谷山山頂3古墳地区
・現状維持、案内の充実

■勝手塚古墳地区
・墳丘面の保全

■大塚・大久手古墳群地区
（中核的拠点地区）
・志段味大塚古墳の復元整備
・ガイダンス施設の整備
・古代体験広場等整備
・河岸段丘の保存

しだみこちゃん

町並み保存地区

歴史的町並みが残る4地区を指定し、地区内の建物の修理などの相談や助成を行っています。

白壁・主税・橦木地区

昭和60年指定
14.3ha

中級武家屋敷の地割、主屋を囲む門、塀、樹木による屋敷景観が残る。

四間道地区

昭和61年指定
2.8ha

堀川沿いに町屋、四間道沿いに土蔵群が残る。下町情緒が漂う。

中小田井地区

昭和62年指定
2.8ha

近世から近代にかけての商家のたたずまいを伝えている。

町並み保存地区（有松）

有松の町並み

有松絞

町並み保存地区（昭和59年指定、19.5ha）
尾張藩の庇護を受けた「有松絞」により発展。
旧東海道沿いに絞商などの町屋が残る。

重要伝統的建造物群保存地区の選定を視野に、各種調査を進め、地域住民の方々と協力して取り組んでいます。

東海道での山車の曳行

「文化のみち」の推進

名古屋城から徳川園に至るエリア（東西約3km）で、名古屋の近代化の歩みを伝える貴重な歴史遺産が多く残されています。

文化のみち二葉館
【景観重要建造物】

・「日本の女優第1号」の川上貞奴と「電力王」福沢桃介が居住していた和洋折衷の建物を移築・復元

文化のみち橦木館
【市指定文化財】

・陶磁器商の井元為三郎が大正末期から昭和初期にかけて建てた邸宅

名古屋市市政資料館
【重要文化財】

・「旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎」を市の公文書館として活用

揚輝荘の修復整備

聴松閣

平成25年　一般公開開始

山荘風の外観に和・洋・中・印
様式の部屋を有する迎賓館

揚輝荘座敷

白雲橋

三賞亭

伴華楼

㈱松坂屋初代社長伊藤次郎左衛門祐民の別荘であり、名古屋の近代における郊外別荘の代表作です。上記5棟の建造物は、すべて名古屋市の指定文化財となっています。

登録・認定制度

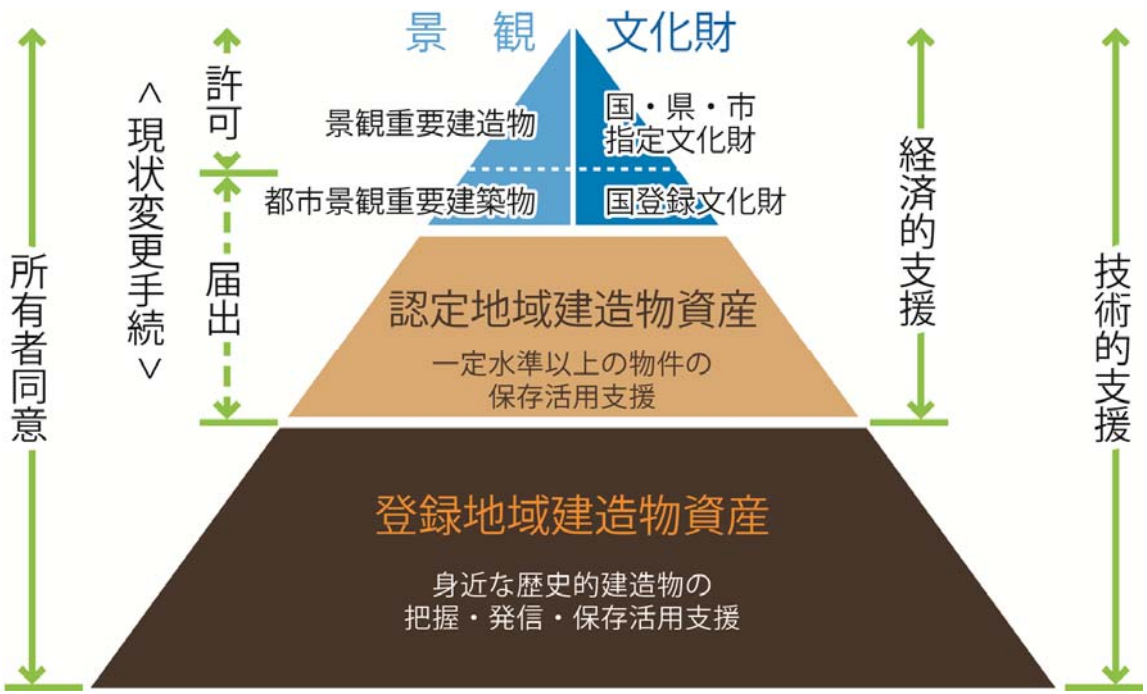

爲三郎記念館
（認定地域建造物資産）

鬼頭勘兵衛宅長屋門
（登録地域建造物資産）

身近にある歴史的建造物を、地域の資産として登録・認定する制度です。
平成26年12月末現在、**138件**が登録、**61件**が認定されています。

歴史まちづくりの人材育成

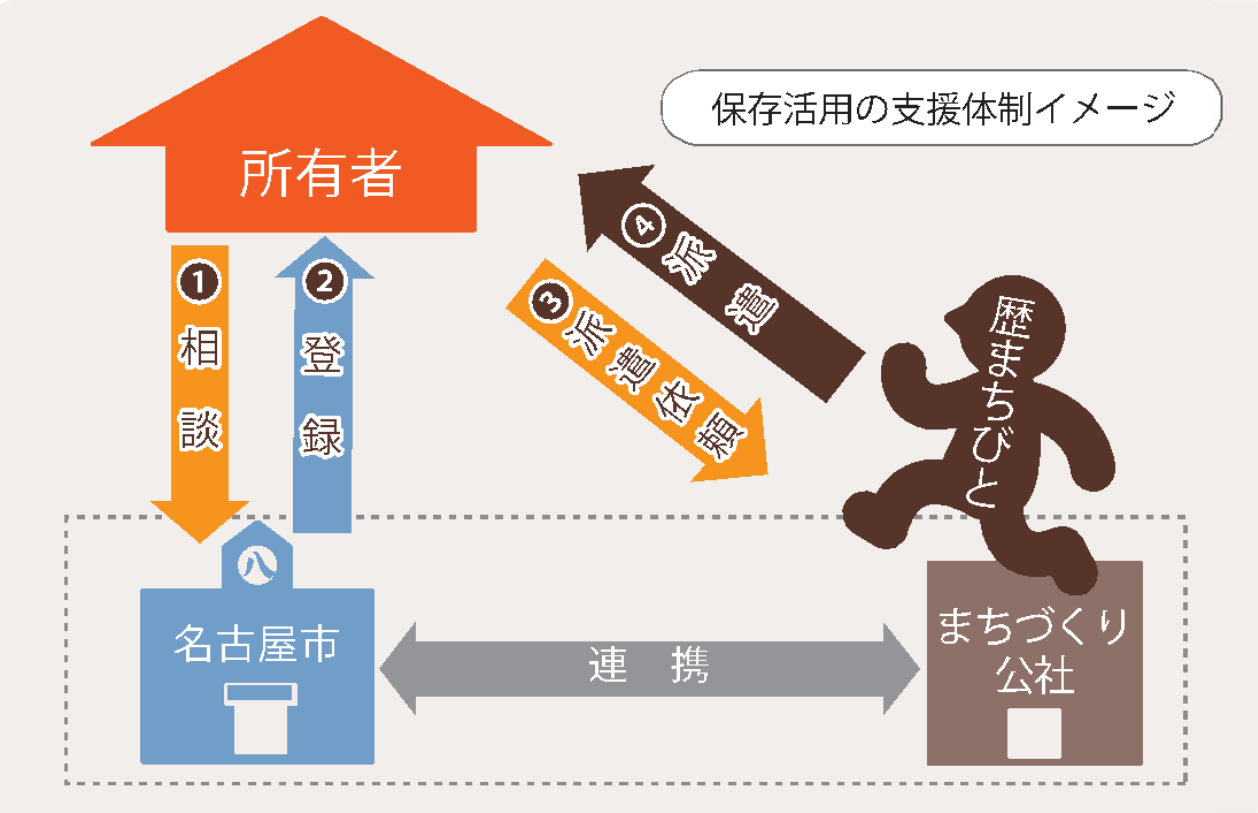

「なごや歴まちびと」派遣風景

専門家である「**なごや歴まちびと**」や一般市民の方を対象とした「**なごや歴まちサポーター**」の養成を実施し、市民と連携して歴史まちづくりの推進に取り組んでまいります。

歴史まちづくり法の概要

歴史まちづくり法とは

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

歴史的風致とは・・・

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（法第1条）しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。

地元で「うだつの上がる町並み」と呼ばれている重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な市街地の環境を形成している。（岐阜県美濃市）

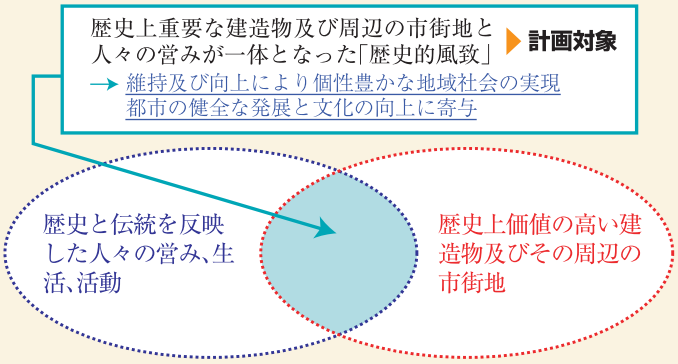

「歴史的風致」の概念図

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方

歴史的風致の構成要素である「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含みます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができます。

重要無形民俗文化財の例（祭礼：高山祭）

重要無形文化財の例（工芸技術：萩焼）

「歴史と伝統を反映した人々の営み」のイメージ

（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第５条第２項各号及び主務省令に定められています。

基本方針
（国が策定）

歴史的風致維持向上協議会
NPO等、多様な主体の連携のもと施策を推進
歴史的風致維持向上支援法人

歴史的風致維持向上計画
（市町村が作成）

- ○方針
- ○重点区域※の位置及び区域
- ○文化財の保存又は活用に関する事項
- ○歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- ○歴史的風致形成建造物の指定の方針
- ○計画期間　等

意見

認定申請

認定（3ヶ月以内）

国による認定制度
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
協議
関係行政機関の長

歴史的風致維持向上地区計画
住宅地の規制のままで、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設

各種事業による支援
社会資本整備総合交付金
- 都市公園事業
- 都市再生整備計画事業
- 街なみ環境整備事業
- 地域用水環境整備事業

法律上の特例措置
- 歴史的風致形成建造物
- 都市公園
- 電線共同溝
- 文化財保護
- 農業用用排水施設
- 屋外広告物

認定歴史的風致維持向上計画

重点的な支援

※重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。

発行者

国土交通省 中部地方整備局 建政部
〒460-8515　名古屋市中区三の丸２丁目５番１号
名古屋合同庁舎第２号館内
TEL：(052)953-8571（計画管理課）